



この際、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として人事院事務総局職員福祉局長吉田耕三君、事務総局給与局長出合均君、総務省人事・恩給局長戸谷好秀君、行政管理局長石田直裕君、自治行政局公務員部長上田紘士君、自治財政局長岡本保君、総合通信基盤局長森清君、厚生労働省大臣官房政策評価審議官中野雅之君、大臣官房審議官村木厚子君及び職業安定局高齢・障害者雇用対策部長岡崎淳一君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森本哲生君。

○森本委員 おはようございます。森本哲生でございます。

今回、自己啓発等の休業制度の導入に対して質問をさせていただきますが、あと、育児のための短時間勤務制度についても少し触れさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今回、自己啓発のための休業として、大学等における修学と国際貢献活動の二つが認められたわけですが、そもそもこの二つが認められるようになった理由、そして背景についてお聞かせをいただきたいと存じます。

○谷政府特別補佐人 社会が複雑高度化してまい

りまして、公務部門にも広い教養、知識が必要となつてまいりました。また、社会のあり方といったしまして、生涯、自己啓発に努めていくという風潮もございいます。それから、我が国として、国際貢献活動を行っていくということが我が国の国際的な立場において非常に重要であるという認識も深まってまいりました。

そういったことの中で、今回、自己啓発等の休業というものを設けて、職員が身分を保有しながら、そういった社会的活動あるいは自己啓発のための修養を積むことができるような仕組みを設けたいと考えたからでございます。

○森本委員 ありがとうございました。

中身の問題についてはまた後で議論をさせていただきますたいと思いますが、大学等における修学に関連してでございますが、平成十三年十二月二十五日に閣議決定されました公務員制度改革大綱の中では、「自己啓発のための休業制度の導入」として、「大学院等に進学する場合や研究所・シンクタンク等で研究活動に従事する場合など」とされておりました。今回の法案では、研究所やシンクタンクに行くことは可能なんですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

自己啓発等休業の事由の一つとなっております大学等における修学というのは、国内外の大学及び大学院並びにこれらに相当する教育を行うものを対象としておりまして、研究所、シンクタンクというのは対象とされておられません。

○森本委員 そうしますと、先ほど人事院総裁のおっしゃられた、教養、知識、生涯の自己啓発、どうして、先ほどの研究所、シンクタンク、さまざまな調査研究活動を行うことが、私は自己啓発以外の何物でもないと思うんですが、その点についていかがですか。

○吉田政府参考人 今先生御指摘の点でございますけれども、自己啓発休業のうち、職員の専門的能力の向上を図るための能力開発というものは、基本的には、大学等の教育施設で行うことが基本であるというふうに考えております。

この自己啓発等休業の実施につきましては、さまざまな御意見がございました。そういうことを踏まえて見ましたときに、御指摘の研究所やシンクタンクにおける研究活動というものは、一般には対価を伴って業務として行うものでございいますので、専ら専門能力の向上を図る教育とは趣旨が異なっております。当面限定的な運用でスタートするという自己啓発休業の対象としてはふさわしくないというふうに判断したところでございます。

○森本委員 そのことは後で、私の個人的な考え方としてまたお話をさせていただきたいと思っておりますので、とりあえず次へ進ませていただきます。

地方公務員法の場合には、「公務に関する能力の向上に資すると認める」となっております。国家公務員法の方には法律の中にそういった文言がないわけですが、それはどうしてでございますか。

○戸谷政府参考人 お答えいたします。

法律の立て方でございます。地方公務員につきましても、対象範囲を条例にゆだねるという形になっております。これに對しまして、国家公務員につきましても、休業から復帰した後に何らかの形で直接的、間接的に公務に役立つものである、これを前提といたしまして、その対象を国内外の大学、大学院等と、法律に限定をしております。でございます。したがって、この関係から、改めて、公務に関する能力の向上に資するとは明記しなかったということで、それは前提として法律をつくらせていただいております。

○森本委員 了解しました。

公務員の能力の向上というのがどこかに目的としてあるのであれば、例えば、大学等で専攻する学科科目として、職務とは全く関連のない単なる教養的なものであった場合でも、そうすると、こ

だわるわけでございますが、公務の関連性も判断基準にするのかどうか、お聞かせください。

○戸谷政府参考人 大学等における修学でござい

ますが、職員の幅広い能力開発を促進することを目的としておるところでございます。大学等で専攻する科目が職務と直接関連のない教養的なものであっても、学術を中心とした幅広い知識、こういうものを身につけてこれから使っていたくということなどにより、公務の能率的運営に何らかの形で資することができるといことから、大学等における修学の対象としておるところでございます。

ただ、具体の承認に当たりましては、任命権者が公務の運営に支障が生じないと認める場合に、職員の勤務成績、大学等における修学の内容等を考慮した上で判断される、こういう形になっております。

○森本委員 任命権者の判断については後でまたお伺いさせていただきますので、よろしくお願ひします。

では、次に、国際貢献活動のための休業についてでございますが、地方公務員の場合には、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、参加が適当であるとして条例で定めるものとなつておるわけでございます。しかし、国家公務員の場合は、JICA、国際協力機構が実施する奉仕活動に限定がされております。国家公務員の場合はどうしてJICA活動だけになったのか、お聞かせください。

○吉田政府参考人 この休業期間中というのは、職員としての身分を保有したままでこうした活動を行うこととなりますので、公務員として活動するものとして適当であるということが明確であつて、かつ、活動中に活動の趣旨、目的、内容の大枠が変化しないということが制度上担保される必要があるというふうに考えております。さらに、職員が活動することになりますので、安全かつ円滑に活動に従事できるよう、事前訓練を実施している、あるいは活動先でも必要な設備や受け入れ体制が整っているというような点を考慮いたしまして、当面は、独立行政法人国際協力機構のみならず、当面は、独立行政法人国際協力機構のみならずから行う派遣業務の目的となる開発途上地域にお

ける奉仕活動を法律上明文で対象としたところでございます。

○森本委員 当面はという答弁をいただいたんですが、であるならば、例えば、地方公務員の場合で条例化されて幅を広げて成果が上がった場合は、国の方も考え方を変えるという判断でよろしいですか。

○吉田政府参考人 今御説明いたしましたように、法律上は国際協力機構の活動のみが対象となっておりますけれども、NPOやNGOの中にすばらしい活動を行っているものもございます。今後、そうしたものが、国際協力機構を選定した際と同様の事前訓練あるいは受け入れ体制などの条件を満たしてきた場合には、こういったものを人事院規則で指定することができるということが法律上定められてございます。

○森本委員 そうしますと、くどいようですが、例えば、NGO、NPO、地道に熱心に途上国への奉仕活動を行っている機関がたくさんあります。中には、JICAのプログラムのように計画的に人を受け入れているところもあると思うんですが、こうしたところに行つて活動を行うということは、制度の趣旨に一応合致すると考えてよろしいですか。

○吉田政府参考人 今申し上げましたように、安定的に活動が行われている、あるいは受け入れ体制とか職員に対する危険の配慮というものが確実になされている、そういう条件が整つてくれば、JICA以外のものについても対象とすることはあるというふうに考えております。

○森本委員 それでは、今シンクタンクの問題で、例えばお金のことも少し、私が間違っていたらお許しください、働いた者に対して支給をいただくというような考え方のもとで、大臣にお伺いしたいんですが、今の議論を聞いていただいておりますが、例えば奉仕活動としては、私は、国際的な奉仕活動も大切とおっしゃるんですが、地域への奉仕活動もとても大切なことだというふうに思っています。

例えば間伐問題とか、いろいろな農林業が問題になっておりますが、一年間入つて、例えば山の再生に奉仕するとか、崩壊しつつある地域社会に入つて地域再生活動に従事するとか、そういった経験は今の公務員の方々になかなか、今の私どもの質疑の状況を見ておつても、ほとんどこの東京の中で、現場へ足を運べないような中での計画作成、政策案が出てくるわけでございますが、そうしたことを考えると、その後の行政に非常に関心は少し幅が広がつてまいりますが、私は個人的な考え方として、地域の奉仕活動についても休業制度に加えるべきだというふうに、自説でございしますが、この考え方については大臣はどのような考えでございしますか。

○菅国務大臣 森本委員への答弁に先立ちまして、一言申し上げたいと思います。

先般の法律案提案理由説明の際にも御説明をいたしましたけれども、昨年の通常国会において成立しました健康保険法等の一部を改正する法律において、地方公務員等共済組合法の改正に不備がありましたので、遺憾ながら、これに対応した改正についても、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案にあわせて盛り込み、御審議をお願いすることとした次第であります。ここにお並びを申し上げ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

今の御質問でありますけれども、今御指摘をされたさまざまな奉仕活動というのは、非常に意義があるものというふうに私自身も思っております。しかしながら、この自己啓発等休業というのは、最大三年間の長期間にわたつて公務員としての身分を保有したまま休業するものであつて、御指摘のような奉仕活動は、長期間休業して行うことというのは想定しづらいのかなというふうに思っております。また、人事院の意見の申し出でも特に言及されておられませんので、そのような活動を自己啓発等の休業対象とはしていいところでありませう。

しかしながら、この自己啓発等休業の対象範囲

のあり方については、今後、制度の利用実績とか、各府省の人事当局、職員のニーズ、やはりこうしたものを把握しながら行つていく必要があるだろうというふうに私は考えています。

○森本委員 ありがとうございます。まず突破口を開いていこう、そういう考え方も理解できないことはありません。ただ、今から申し上げることについてもぜひお考えをいただきたいということ。こうしたことが自己啓発よりも一つの感性を磨くということにつながっていく、そこからいい政策が出てくるんじゃないかなというところから申し上げますが、今の問題でもそうで

山にこだわるわけではありませぬし、農林水産業の現場、製造業の現場、いろいろな現場があると思うんですが、一つ、民間の営利企業に一定期間行くのも、私は、場合によっては非常にいいことだというふうに考えています。営業をされて頭を下げられたり、大変生意気なことを申し上げますが、物やサービスを売ることの難しさをやはり知つて、実体験されたり、時間の感覚を学んだり、お客さんを大切にすること、これが国民の側に立つての政策につながりますし、これは行政にも随分生かしていただけることだというふうに私は思っています。

もちろん、先ほど大臣がおっしゃられたように、公務員の身分というものがありますから、悪いことをすると、それはいろいろな問題が出てくることも考えなければなりません。休業できる対象を、営利企業を含めてもつと広げていって、私は、そこで報酬をいただいても対価をいただいても、それはそれでいいんじゃないかというふうに考えております。そのことの考えについて大臣のお考えは、いかがですか。

○菅国務大臣 確かに、民間企業の経験というのは必ず公務に役立つというふうに私も思っています。一方、職員が自己啓発等の休業を活用して、公務員としての身分を有したまま自発的な意思に基づき民間企業の業務に従事するということは、

公務の公正性及び信頼性を損なうおそれもあると思ひます。

また、職員の民間企業への派遣等については、官民人事交流、これが既に制度としてありますので、これらの制度を活用した方がいいのかなというふうに思ひます。先ほどの山林の奉仕とは若干違ふのかなというふうに思つております。

○森本委員 いろいろな問題が発生してくるということは承知をしています。しかし、悪い方ばかりでもない、いい方というものは、それが政治の進むべき方向ではないかなというふうに私は個人的に思つておりますので、質問をあえてさせていただきます。

それでは、また実務的な問題に戻りますが、現在、公務員が海外及び国内の大学、大学院に留学したり、また民間企業などとの人事交流を行つたり、公務員の能力を向上させるための制度や取り組みが幾つかあります。これらの場合は実是有給でございますが、今回の無給での休業制度との関係はどのようなふうになっていくのか、お聞かせください。

○吉田政府参考人 今先生がおっしゃられた公務員の留学、これは、行政官の長期あるいは短期の在外研究員制度、あるいは国内の大学院への派遣の制度がございしますが、これらは任命権者の職務命令に基づきまして、公務員が、職務、仕事として行うものでございします。給与が支給されております。また、例えば官民交流等によつて民間企業に派遣される場合には、職務に従事いたしますが、任命権者の派遣命令により民間に行つて従事するというところでございします。派遣期間中は民間から給料が出ております。

これに対して、自己啓発等休業は、職員がみずからの意思によつて職務から離れて、希望した教育施設においてその修学期間中修学できるという制度になつておりますので、いわゆるノーワーク・ノーペイの原則にのつとりまして無給とすることが妥当だと考えたところでございします。

○森本委員 後でも申し上げますが、無給という

ことの中で、対象が非常に難しいのかな、果たして制度がうまく生かされていくのかな、そういう心配も実はしておるわけでございますが、そのことについては、時間があればまた触れさせていただきます。

例えば任命権者の関係で、今のお話とは少し異なるんですが、国家公務員の場合、休業の請求をした職員は勤務成績、大学等における修学または国際貢献活動の内容を考慮するだけでなく、その他の事情をも考慮するとなっており、任命権者は非常に広い裁量を認めるような書きぶりに実はなっておりますが、勤務成績が悪い人は休業を申請しても承認されないことになるわけですか。

○吉田政府参考人 職員の勤務成績は、任命権者がこの休業を承認するに当たって総合的に判断する場合の考慮要素の一つとされておりまして、

勤務成績を考慮要素の一つとした理由でございますが、勤務成績不良の職員は、公務外で活動する前に、まずは勤務成績を改善するということが優先すべきであるというふうに考えられること。それから、これは部内の問題でございますが、繁忙部署で非常に苦勞している成績優秀職員が休業を希望しているんだけれども仕事があるために休業できないというのに対して、勤務成績が良好でない職員が自由に休業できるということになりますと、組織のモラル低下に影響が出るというようになことに配慮したものでございます。

なお、勤務成績が必ずしも優秀でないという場合でありまして、職務との関連性が強く、公務の能率的運営に有用であるという判断があれば、当然承認されるということになると思います。

○森本委員 この解釈は難しいと思うんです。自己啓発と称するならば、今おっしゃられたような勤務成績が非常に好ましくない方でも、少し趣旨とは違いかわかりませんが、自己啓発という観点からいけばそれは認めるべきでありますし、優秀な職員に御褒美的にされるというようなことになるとまた問題も出てくると思うんですが、そのあ

たり、もう少し簡単に触れていただけませんか。

○吉田政府参考人 繰り返しになりますが、自己啓発休業というものは、職員が希望をして、その希望を基礎に休業を認めるという制度でございます。

それを承認する場合の基準の一つに勤務成績というものがあつてございまして、今先生御指摘のように、そのあんばいは非常に難しい部分があると思いますが、現実には任命権者が判断する場合に、あくまでもその本人の意思というものを基本としつつ、ただ、公務運営に支障が生じないということも、この制度が定着するために必要でございますので、職員が抜けることによって仕事にマイナスが生ずる、あるいは組織全体として人事管理や行政運営にマイナスが生ずるといふことがないように、適宜、承認するかしないかという判断をしていく必要があるものというふうに考えております。

○森本委員 ありがとうございます。

例えば、補充の職員のことになると思うんですが、そこについてはもう時間がございませぬのであえて触れさせていたできませんが、この問題についてもう一つ、三年以内となつておるんですが、その範囲内で一人が何回も取得することは可能なんですか。

○吉田政府参考人 三年以内と申しますのは一つの休業の期間でございます。その休業が終了後、また例えば別の国際貢献活動をしたい、奉仕活動をしたいということになれば、もう一度別の申請をしていただくということになります。

○森本委員 その細かい点につきましては、例えば、五年でも行けるのか、一年でやめられるのか、二年でもいいのかとか、そういうことについてはまた後で具体的にお聞かせいただきたいと思ひますので、その節にはよろしく願ひいたします。

それでは、育児のための短時間勤務制度について少し、あと残り時間、よろしく願ひをいたします。

今回の制度の対象となる職員は、「常時勤務することを要しない職員、臨時的に任用された職員、配偶者がこの法律により育児休業をしている職員その他の人事院規則で定める職員を除く」となっております。つまり、常勤職員に限るわけですが、そこでお聞きしたいのが、「その他の人事院規則で定める職員」とはどのような方を指すか。非常勤職員に適用されない理由をお聞かせいただけないでしょうか。

○吉田政府参考人 人事院規則で定める職員につきましては、法律で書かれている非常勤職員、臨時的職員のほか、例えば勤務延長をした職員、あるいは配偶者が育児休業法その他の法律により当該子供について既に育児休業をしているその職員などを想定しております。

また、非常勤職員を対象から除外している理由でございますが、公務における非常勤職員は、臨時または緊急の必要に応じて任用されるものでございまして、民間の一部の有期雇用者のように、雇用の継続を前提として任用されているものではないこと、また、日々雇用でない非常勤職員は、もともと勤務時間が短い短時間勤務であることから、今回の短時間勤務制度の適用にはなじまないというふうに考えたところでございます。

○森本委員 それじゃ、それに関連して、非常勤職員であつても、数年にわたり繰り返し任用されている者があることはいろいろ裁判でも明らかになつておるわけでありまして、育児・介護休業法が、当該事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者は育児休業をすることができるとしていること、少しかけ離れておりませんか。

○吉田政府参考人 今委員御指摘の、繰り返しの非常勤の任用につきましては、国家公務員に關して申し上げますと、閣議決定によりまして、「継続して日雇い入れることを予定する職員については、必ず発令日の属する会計年度の範囲内で任用予定期間を定めること」とされるなど、いわゆる常勤化につながらないような措置、運用がなされていくものと承知しております。

○森本委員 そうしますと、局長、常勤化に向かつていく職員については将来考えられるということではないのか。

○吉田政府参考人 非常勤職員の官職につきましては、基本的には臨時または緊急の場合に設定されるということから、長期間にわたつてその官職の継続が予定されているものではないというふう整理されております。

したがいまして、そういった官職を占める非常勤職員について、継続的な雇用の保障ということが考えられていないというのが今の仕組みでございますので、そういう非常勤職員制度の基本的な枠組みについて議論がされれば、当然そのはね返りとしてこちらの方にも影響が出ると思ひますけれども、まずは非常勤職員制度のあり方の問題があるだろうというふうに考えております。

○森本委員 局長、これは、その期間が一年以上であるという現実があるんですよね。しかし、それは現実には法的にはないはずだということなるとなると思うんですが、ここは非常に現実と法との解釈、解釈といつたらおかしいんですけども、ギャップの中で、そうすると、この辺はこれから整理をされていくということの判断でよろしいんですか。

○吉田政府参考人 非常勤職員の官職というものが臨時または緊急の場合に設定されるものである、そういう本質であるということが変わらなければ、その実態としてどうなっているかということだけを議論するといふわけにはいかないというふうに考えております。

そういう実態につきましては、先ほど申し上げましたような閣議決定等で、任用予定期間が長期化しないように、つまり常勤化しないようにという運用の方向を国家公務員について定めておりまして、そういう運用がされておりますので、それを前提とした議論を現時点では考えているということでございます。

○森本委員 これ以上議論はしませんが、やはり今私が申し上げた方々にもこうした運用がなされ

るような方向でぜひお考えをいただきたいということを要望して、この問題については終わらせていただきます。

それで、二点目の項目なんですけれども、育児短時間勤務の請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合は承認しないことができるということになっておりますが、この部分は極めて限定的に解釈して、実質的に承認しないことはないというぐらいでなければ、改正の趣旨が台なしになってしまうというふうに私は思っています。著しく困難な場合は具体的にどのようなことを言われるのか、お聞かせください。

○吉田政府参考人 著しく困難な場合につきましては、具体的には、業務分担を見直したり、あるいは職員の配置がえを行ったり、あるいは並立任用等の部内的な措置を行ったり、あるいは任期付短時間勤務職員を任用するなど、さまざまな措置によっても当該職員の業務を処理できない場合というふうなことであります。これらの場合に該当して請求が承認になる場合というのは、先生御指摘のとおり限定されるものというふうに指導しております。

○森本委員 局長、今のお話では、私の心配には及ばない、できる限り努力をして、この制度を活用できるようにしていただくということで解釈をさせていただいてよろしいですね。

それでは次に、国家公務員の育児休業法改正案では、任期付短時間勤務職員に俸給表を適用するということが評価をさせていただいております。一方、地方公務員の育児休業法改正案では、この任期付短時間勤務職員の給与や勤務条件についてほとんど規定がされておられません。これは、地方自治の趣旨から、それぞれ自治体ごとに条例を定めるということになっておると思いますが、国家公務員育児休業法の短時間勤務職員と同様に給料表を適用して、給与月額及び職務関連手当は勤務時間に応じた額とするのが適当だと思っておりますが、そのことについていかがお考えですか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

育児短時間勤務に伴います任期付短時間勤務職員の給与でございますけれども、具体的には、御指摘のとおり、各自治体の条例で定めるところになりますけれども、その内容につきましては、基本的には国家公務員の取り扱いと同様にすることが望ましいと考えております。そのような助言をするつもりでございます。

具体的な取り扱いにつきましては、今お触れになりましたけれども、基本給それから職務関連手当、これは基本的には時間割りで支給をするということ。それから、つけ加えて言えば、生活関連手当とか退職手当につきましては、これも国と同様でございますが、支給しないようにする、そういうふうな考え方で対処するつもりでございます。

○森本委員 部長、その時間割りで支給ということ、もう少しそのあたりを具体的に説明いただけませんか。

○上田政府参考人 勤務時間が、例えば育児の方が半分勤務で二十時間になる、そうすると、その裏に短時間勤務職員の人が二十時間で入るとした場合は、基本給を定めた上でその二十時間の給与を払う、こういうことでございます。

○森本委員 ありがとうございます。

きょうは、私は、自己啓発の方を中心ということで質疑をさせていただきまして、特にお願いをさせていただいておりますが、やはり、日本の方向を決めていただくと、職員の方々が、少しでも視野を広めていただくと、そして現場とマッチした政策をつくっていくというようなこと、自己啓発を含めて、できるだけ広い範囲で人的な学問をしていただくと、これは大変失礼な言い方なんですけれども、そうした視野を広げていただく研修もこれからぜひお考えいただきたい。

もちろん、県との交流等で現場へ入っていただくということとはよくわかりますが、しかし、本場の現場というものは、黒塗りの車に乗ってずっと回っておるだけでは、それはある面では本来の現場を見ることができません。

ですから、そうしたことも含めて、自己啓発のこの法律がそうしたところへ広げられて、少しでも現場を見ていただけるような時間をつくっていただければ、そうした方向へ進んでいくことを期待いたします。きょうの質疑は終了させていただきます。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 次に、福田昭夫君。

○福田昭委員 民主党の福田昭夫でございます。

今回の改正案の主な柱は、新たに導入される育児のための短時間勤務と任期付短時間勤務職員であります。総論的に申し上げれば、職業生活と家庭生活の両立支援や公務におけるワークシェアリングの推進に資するものと思います。

育児休業制度は、幾度かの改正を経て、民間では一歳に満たない子、ただし一定の場合には一歳六カ月まで、公務員の場合は三歳に満たない子と、育児休業期間が延長されてきました。このことは選択肢が広がることから大変意味があることと思いますが、現実には取得する側からいえば、長期間職場を離れるよりも、むしろ短時間勤務できる仕組みを望む声の方が大きいと思います。しかしながら、短時間勤務となると、賃金を初め労働条件について必ずしも均等に処遇されていない。特に賃金の時間比例割りというのはなかなか難しいのが現状でございます。

今回のこの法改正をこうした状況を打開する一法としていくようにする必要が有ると考えております。その立場から、不十分な点や不明瞭な事項等もあるもので、以下質問してまいりますので、明快な、簡潔な答弁をお願いいたします。ちよつと声がおかしいんですけれども、ひとつよろしくお願いいたします。

まず一つ目は、育児短時間勤務についてであります。その一点であります。今回の法改正の取り組みの経緯を見ますと、人事院では二〇〇三年に、

有識者による、多様な勤務形態に関する研究会を発足させました。同研究会は、〇四年に中間取りまとめ、〇五年には「勤務時間の弾力化・多様化への提言」と題する最終報告を行い、育児、介護を行う職員の短時間勤務の実現に向け早急に検討を進めるよう人事院に要請をいたしました。これを受けて、昨年八月に人事院は、育児のための短時間勤務の制度の導入等のための国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出を行い、今回の法制化に至ったわけでありましたが、最終報告以降、随分時間がかりましたが、短時間勤務制度を法制化するに当たり何が一番問題だったのか、人事院総裁にお伺いをいたします。

○谷政府特別補佐人 御指摘のとおり、多様な勤務形態に関する研究会に御意見を伺いまして、十七年の七月に最終報告をいただきました。その後、昨年の人事院報告にあわせて意見の申し出を行って、このことについて検討をいたしてきては、一つには、職員が常勤職員の身分のまま短時間勤務をすること、それからもう一つは、短時間勤務制の導入によりまして公務サービスの低下を招かないように、また、人件費の増加を来さない方法でしっかりとした後補充を実現すること、この二つがポイントと考えたわけでございます。

前者につきましては、常勤官職を占める職員が常勤職員であるという整理のもとで、育児のために必要な期間について短時間勤務に従事する職員も常勤職員の身分を要しないものという整理をいたしました。また、後者につきましては、一つの常勤官職に二人の職員を占めさせる並立任用によりまして定員の弾力的運用を可能といたしました。また、常勤職員と同様の職務を行わせるために、俸給表を適用いたしまして常勤職員並みの処遇を確保する任期付短時間勤務職員、後補充の制度でございますが、この制度を創設したところでございます。

○福田(昭)委員 ただいまの話を聞いて、いろいろ

る工夫をされたという話を伺いました。

そこで、育児の短時間勤務制度ですけれども、常勤職員の身分を有したまま短時間の勤務を行うという公務員制度上全く新しい概念。常勤はフルタイムというこれまでの考え方を覆して、パートの常勤公務員制度ができるということで、多様な働き方を実現するという意味においては大変大きな一歩だと思えます。

そこで、常勤と非常勤のそれぞれの定義を確認したいと思えます。常勤はフルタイムという定義は今回の法改正で変更されたと理解してよいのかどうか、人事院総裁にお伺いいたします。

○谷政府特別補佐人 結論から申しますと、変更いたしております。

御案内とは存じますが、常勤職員とは常時勤務を要する官職を占める職員ということで、これはフルに占めるという意味を含んでいると考ええます。それからまた、非常勤職員とは常時勤務を要しない官職を占める職員という整理でござい

す。これまで常勤職員には専ら週四十時間勤務の職員しか占めていなかった。そういう常勤官職でございしますが、今回は、育児のために必要とする期間短時間勤務をする職員につきましても、その常勤職員の身分を変更しないまま常勤官職を占めることができる、そういう整理をいたしました。しかし、これに伴いまして、先ほど申しました常勤職員及び非常勤職員の定義自体を基本的に変更したところではございません。

○福田(昭)委員 よく工夫の跡が考えられるような気がいたします。

それでは、三つ目ですが、今回の法改正で育児のみに事由を限定した理由はなぜか。少なくとも、多様な勤務形態に関する研究会の最終報告にも、育児と並んで介護についても短時間勤務の対象となるようになっておりましたけれども、介護を除外した理由はどうか。また、今回は育児に限定しておりますけれども、事由のいかんを問わず一般化することが今後の課題になると思

いますが、いかがですか。人事院総裁にお伺いをいたします。

○谷政府特別補佐人 確かに、御指摘のように介護ということもあるわけでございしますが、しかし、介護につきましても既に介護休暇制度がございまして、最長六月までは一日単位または一日ごと

に四時間以内の休暇取得が可能であるわけでございしますが、その利用実態を見ますと、上限の六月取得した職員は約二割にとどまっております。また、時間型の介護休暇の利用者は少ないという状態でございます。ほとんどが全日型の利用者であるということでございます。さらに、アンケートを聴取いたしました

が、その結果から見ましても、時間型の取得期間の延長を求める声は比較的小さうございました。こういう実態を見ますと、短時間勤務型の介護休暇制度のニーズは少ないと考えられますので今回は対象といたしませんでしたが、今後とも、さらに実態を調査いたしまして、介護の利用状況、職員の要望、他の施策との連携のあり方、それから民間の状況等も見定めつつ、必要な検討は継続して行っていくと考えております。

それから、事由のいかんを問わずその他の分野にもというところでございすけれども、今回は仕事と家庭の両立支援策の一環としてこういうような措置をしたわけでございす。そして、事由を限定しない一般的な短時間勤務の導入、あるいは他の事由による短時間勤務の導入につきましても、現時点では特段の必要性というものを認められるものではないので、現在、具体的な考え方を有しております。しかし、今後とも、行政を取り巻く環境は変化いたしますので、そういう変化に対応いたしました多様な勤務形態のあり方については適時適切に検討していきたいと考えております。

○福田(昭)委員 ぜひ介護にも、今後引き続き検討していただきたいと思えます。

それでは、次、四点目ですが、国会に雇用保険法の改正案が提出されております。この

法律をめぐって厚生労働省の不祥事があつたようであります。しかし、仮に成立すると、暫定的ですけれども育児休業手当金が五〇%まで増額することになります。公務員の場合は共済組合から現在四〇%支給されておりますが、これも雇用保険法の改正と同様に五〇%にする予定のようでございます。

そうした中で、育児短時間勤務を二十時間とすると俸給の二分の一となります。他方、フルに休業すると同じ額が支給されます。無論、俸給として支給されること、共済から手当として出されることの意味は異なっております。さらに、扶養手当など諸手当が支給されるので両者が同額にならないことはよくわかります。しかし、この両者のバランスについてどのように考えるかが問題だと思えます。

今後、もしこうした制度が民間にも広がるということになれば、同じようにバランスが問われると思えます。この際、考え方についてはきちんと整理されるべきだと思えますけれども、厚生労働省の考えをお聞きしたいと思います。

○岡崎政府参考人 短時間勤務をされた場合、就業している場合につきましても、当然その労働に見合った賃金ということで払われるということだろうと考えております。

育児休業給付につきましても、労働者が、育児休業中に一定の所得保障を受けながら安心して育児休業を取得して、それで失業の予防をしなが雇用を継続する、こういう観点で払う制度でございす。その際、どのくらいの給付にするかというところにつきましても、一方では雇用保険制度の一般の失業者との関係を考える必要もあるだろう、それから、おっしゃるような勤務している方との均衡も考える必要があるだろうというふうに考えております。

そういう中で、これまで、四〇%を給付する、こういう仕組みだったわけでございますが、少子化の進展等々への対応ということを考えまして、御指摘のように、暫定的にございすますが五〇%

の給付にする。しかしながら、その場合に、雇用継続を旨とするという考え方から、休業期間中は三〇%はそのままにして、六カ月後に支払う方につきましてこれを一〇%から二〇%に上げる、こういう考え方で整理したということでございます。

いずれにしても、今御指摘のような点も含めまして、暫定措置の終了後どうするかということについてはまた検討していきたい、こういうふうに考えております。

○福田(昭)委員 最後にちょっと指摘したいと思っておりますが、勤務時間の半分勤めても全部休んでも同じ手当といえますか給与というのは、どうしてもやはりなかなか納得しかねるところがあるかと思えますので、これは今後さらに研究をしていく必要があるんじゃないかなと思っております。これはまた最終的に違う仕組みの導入でお話をさせていただきたいと思えます。

五つ目ですが、五つ目は、民間の育児休業法でも、当初は期間を定めて雇用される者は適用されなかったわけでありますけれども、さきの改正で、有期雇用者であっても、引き続き雇用された期間が一年を超えるなどの条件が満たされれば取得できるようになりました。これは、いわゆる有期雇用であることを理由に育児、介護を取得できない状況を基本的に見直したものだと思えます。

非常勤職員でも、数年にわたり繰り返し任用されている者がいるのは御承知のとおりでございす。今後、公務員においても、民間に倣って非常勤職員の適用について前向きに検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。総務大臣にお伺いをいたします。

○菅国務大臣 今委員から御指摘がありましたように、民間の育児休業適用対象となる有期雇用者についてでありますけれども、雇用実績が一年以上あつて、子の一歳到達日以降も一年以上雇用の見込みがあるという要件が定められております。一定程度の雇用の継続が見込まれる有期雇用者が



想定されているわけであります。

これに対し、公務員における非常勤職員というのは、臨時または緊急の必要に応じて任用することとが基本でありまして、民間の有期雇用者のように雇用の継続を前提として任用するものでないというのを御理解いただきたいと思いますので、育児休業の適用にはなじまないのかなというふうに思います。

○福田(昭)委員 それでは、六つ目でございますが、公務員の育児短時間勤務制度の導入がさらに民間にも広がる契機となるのが大切だと考えております。

民間労働者を対象とする育児休業法においては勤務時間の短縮が定められておりますが、限定的であつたり選択であつたりしております。フルタイムからパートへの転換、さらにはパートからフルへの転換が可能で、しかも賃金や労働条件等で均等に扱われる仕組みが必要だと考えております。

先週、本会議で、いわゆるパート労働法について政府案と民主党案が質疑されておりますが、パートタイム労働者の均等処遇の問題は早急に解決すべき課題だと思っております。安倍内閣も再チャレンジをうたっておりますので、ぜひとも、多様な働き方を保障するシステムづくりのために、今回の公務員の制度をモデルにして民間で生かしていくべきだと思ひますが、いかがでしょうか。厚生労働省にお伺いをいたします。

○村木政府参考人 委員御指摘のとおり、今パート労働法の改正法案については厚生労働委員会でご審議をいただいておりますのでございます。

政府の提出いたしておりますパート労働法につきましては、すべてのパート労働者を対象として多様な就業実態を踏まえた均等待遇を確保し、特に正社員と同視できる働き方をしている者には差別的取り扱いの禁止を求める内容となっております。

今回の公務員の方の制度改正等々でございますが、民間のすべての企業に最低基準として求めて

いく制度としてすぐこれを活用できるかどうかは別といたしまして、公務の部門等でありまして、民間企業にもこれを周知する、情報提供するというような形で、短時間労働者と正社員の均等待遇が図られるように努力をしてまいりたいと思つております。

○福田(昭)委員 この育児休業につきましては、公務員、特に教職員から先行してスタートした仕組みですので、これらが民間に広がるようにぜひ努力をしていただきたいと思ひます。

次に、育児短時間勤務職員の並立任用についてお伺いをいたします。

一つ目は、今回の並立任用の制度化により常勤職員の欠員補充ができるようになります。定員取り扱いの事実上の弾力化となります。しかし、基本的には人頭ではなく総勤務時間数でカバーするなどの弾力化措置をさらに追求していくべきだと考えますが、いかがでしょうか。総務大臣にお伺いをいたします。

○菅国務大臣 国の行政機関の定員管理におきましては、恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員を対象にしております。具体的には、常勤職員一人に相当する業務量が認められる場合に一人分の定員を措置しております。

今回の改正法案におきまして、任命権者の承認を受け、常勤職員が短時間勤務を行う制度を新たに導入するとともに、週二十時間勤務の二人の育児短時間勤務職員を同一の官職に任用することを可能にいたしております。この制度におきましては、短時間勤務によりカバーされない職務については他の職員がカバーするものであり、短時間勤務職員が占める官職自体の業務量が変わるものではないので、定員一人として取り扱うこととしたものであります。

今回のこの制度に係る並立任用のさらなる弾力化につきましては、まず、今回導入されたこの制度の運用というものをぜひ見た上で考えていきたいというふうに思ひます。

○福田(昭)委員 そういう意味では実際どうなるかということですが、時間の関係で簡潔に少し先に行きたいと思ひます。

人事院総裁にお伺いいたしますが、この並立任用はどの程度活用されると考えているのか、お伺いをいたします。

○谷政府特別補佐人 いわゆる並立任用でございますけれども、一週間当たりの勤務時間が二十時間の二人の育児短時間勤務職員を一つの常勤官職に任用することとさせていただきますので、一つの官職の仕事をして二人で処理することになる仕組みでございます。

各府省に対するヒアリングによりまして、多くの職員が一つの課、室を構成しておりますので、そういうところで、調査、審査、データ処理など、個々の職員が自己完結的に業務管理できるような職場、こういったところが一つ活用できる職場として考えられるかと思ひます。

なお、近接する官署で配置がえをしても転居を伴わない場合につきましては、職員を配置がえさせまして異動先の官署において並立任用させることもあり得るところでございますので、そういう意味で、確かなかなか一般的に運用するということについてはいろいろ制約もあるかと思ひますが、こういった制度を活用し得る職場もあるだろうというふうに考えております。

○福田(昭)委員 それでは次に、任期付短時間勤務職員についてお伺いをいたします。

一つ目ですけれども、育児短時間勤務職員の代替となるのが任期付短時間職員でございます。短時間勤務職員と同一の業務を行うことをその職務内容といたしますが、常時勤務を要しない、つまりは非常勤の職員となります。同じような能力を要する仕事を任期付上は非常勤という扱いになります。なぜ非常勤としなかったのか、その理由は何か。

非常勤というのは、通常、やむを得ない場合、補助的職種に限って雇うもので、原則八時間働くことは想定されていないのではないかと。常勤と同

じ仕事をするにもかかわらず非常勤とするのはなぜなのか、人事院総裁にお伺いをいたします。

○谷政府特別補佐人 常勤職員は、先ほど申し上げましたけれども、週四十時間勤務の業務量の官職に充てられるのに対して、それより少ない業務量の官職に充てられますのを非常勤職員であるという整理をされておるところでございます。

育児短時間勤務職員の代替として設けられました任期付短時間勤務職員の官職でございますが、これは週二十時間勤務より少ない業務量の官職となるわけでございますので、この考え方から申しまして非常勤官職と整理されているところでございます。

育児の短時間勤務職員でございますが、これは、本来的に常勤官職を常勤職員として勤めてまいりまして、同じ官職につきまして、特別の事由によつて一定期間従前の勤務をすることが困難になるといふ事情はあるわけでございますけれども、非常勤につきましては、当初から、こういった短時間の勤務、それも期間を限定されました勤務を前提といたしまして勤務する職員であるわけでございまして、この官職は非常勤官職として整理をされているところでございます。

そういう意味で、先ほどもお言葉をちょうだいいたしましたけれども、基本的な官職の考え方についての非常に微妙な整理の中で可能となつている制度でございますので、そういう意味で、この補充のことにつきましては、これ以上は難しい考え方だろうと思つております。

○福田(昭)委員 非常に難しい整理をされているかと思ひますけれども、二つ目をお伺いいたします。

給与は常勤同様に俸給表を適用し、手当は非常勤であることを理由に支給しない。そういった意味では、いかにも大変中途半端な仕組みになっております。退職手当や国家公務員共済組合についても、非常勤職員であることを理由に非適用となつております。最長六年も就労するにもかかわらず

らず退職手当の対象にならないというのは制度として未熟ではないか。なぜ、こんな中途半端な仕組みになったのか、関係省庁の反対などもあったのか、総務大臣にお伺いをいたします。

○菅国務大臣 委員御承知のとおり、この退職手当というのは、職員が長期間継続勤務して退職をする場合の勤続報賞、そうした性格が強いものであるというふうに思っています。ですから、基本的には、長期勤続が基本であって、常勤の職員を念頭に置いた制度であるというふうに私は思っています。

したがって、非常勤職員である任期付短時間勤務職員については退職手当は原則として支給をされておりましたが、これは他の非常勤職員と同様の取り扱いにもなっておりますので、妥当なのかなというふうに思います。

○福田昭委員 おっしゃるところはよく理解ができるつもりですが、最長六年も勤める人が出てくるということになると少し検討する必要があるのではないかと、このように思っております。

次に、三点目ですが、地方公務員育児休業法改正案では、すべて条例で、地方自治の趣旨から自治体ごとに条例で定めるところになつておりますが、国家公務員と同様の措置がとられることが適当だと思いますが、いかがでしょうか。総務大臣にお伺いをいたします。

○菅国務大臣 基本的にはそれぞれの地方公共団体が条例でというのは、委員の指摘をしたとおりであります。

ただ、この改正後の第十四条において、育児短時間勤務職員の給与や勤務条件については、国家公務員の給与や勤務条件の取り扱いに関する事項というものを基準としておりますので、国家公務員と同様の取り扱いになるように私どもからも助言を行いたいというふうに思っております。任期付短時間勤務職員についてもそういう方向で考えていきたいと思っております。

○福田昭委員 ぜひそのようにお願いをしたいと思っております。

次に、育児休業した職員の職務復帰後における給与の調整についてお伺いをいたします。

ここは一つだけお伺いいたしますが、確認をさせていただきます。昨年八月の人事院の申し出では、育児休業した期間の三分の三以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなすことを考えているとあります。人事院規則ではどういう調整を予定しているのか、人事院の局長にお伺いをいたします。

○出合政府参考人 答えさせていただきます。

昨年の意見の申し出のときに、育児休業につきましてはいわゆる復職時調整三分の三というふうに申し上げているところであります。現在のところもこの考え方は変わっておりません。

具体的には、最大で育児休業した期間をすべて勤務したものとみなして給与の調整を行うことができるというようなことを考えております。これによりまして、実際、この期間を良好に勤務した場合と同じ号俸まで調整できるということになっております。

○福田昭委員 それでは、これは最後の質問になりますけれども、パバクオータ制度の導入についてお伺いをいたします。

まず一つ目、大変失礼になるんですが、確認の意味でお聞きしたいんですが、総務大臣は、ヨーロッパ、特に北欧で実施されているこのパバクオータ制度について御存じですか。

○菅国務大臣 私知っております。たまたま、私、何年か前に北欧のある国を訪問したときに、大臣と会見をする予定でしたけれども、きょうは子供を迎えに行くのでちょっとおくれるという非常にはは笑ましい一コマがありました。そういう中で、そうしたさまざまなことについて習得させていただいたということでもあります。

○福田昭委員 ありがとうございます。大臣もここにきて知っているという話ですから、ぜひ、このことについてこれから検討してほしいと思っております。

二つ目ですが、男性に育児参加のための

休暇が現在五日間設けられているわけでありすが、依然として男性の育児休業の取得率が低い。短時間勤務職員の導入等でより取得しやすい環境が整ってきたと思えますけれども、私は、パバクオータ制度のように、一定期間男性にも育児参加を積極的にさせていく制度の導入がぜひとも必要だ、こう考えておりますが、総務大臣、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 男女共同参画社会の実現のためにそうしたこともまた非常に重要だというふうに思っております。そして、私も、職員の全体を管理している中で、それぞれの省庁の人事担当者について、こうしたことの導入を行うことのできる環境というんですかね、そういうものについて、私はこれは前向きに積極的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

今提案がありましたパバクオータ制度でありまして、これは、それぞれの歴史もあるいはその環境も違うとは思いますが、一つの参考になることかなというふうに考えています。

○福田昭委員 実は、私も若いころ、私のパートナーと一緒に共働きをしながら四人の子供を育ててきました。それはそれは非常に大変な状況でございましたが、それこそこういう仕組みがあったらもう少し楽だったのかな、こういうふうな思っているところがございます。ぜひとも、我が国の少子化の状況、あるいは家庭教育の現状、今回、国も教育基本法を改正して、その中で家庭教育が大事なんだということをうたったわけがございますけれども、こういう状況をしっかりと打開を考えたときには、やはり家庭教育には、母親だけじゃだめ、父親と母親両方がしっかりと参加をして子供を育てていくというのが非常に大切だというふうに考えているんですね。そうすると、今の状況を考えますと、なかなか父親が育児に参加できない、そういう現状にあるかと思えます。

そうした中で、国家公務員の勤務時間制度を見てもみますと、かなりいろいろ充実はしてきてい

るんですね。これを見ますと、時差出勤がオーケー、早出遅出勤がオーケー、交代勤務がオーケー、フレックスタイム制がオーケー、裁量勤務制がオーケー。それから、育児、介護のための休暇、休業に関する制度では、保育時間とれる、育児休業もとれる、育児のための部分休業、今回は育児時間等の時間を変更したというふうですけれども、介護休暇もとれる、男性の育児参加のための休暇もオーケー、子の看護のための休暇もオーケー。深夜勤務、超過勤務制限もある。こういうことで、かなり国家公務員の仕事と育児の両立を支援する仕組みはそろってきたというふうに思うんですね。今回この短時間勤務制度ができてきて、かなり充実してきたというふうに思うんです。

一方、民間企業ですけれども、民間企業も、先日の新聞など読んでみますと、これから、子育て支援をする企業が今度は企業本体の競争力にも非常に強みを発揮する、そういう時代がやってくる、こんな新聞報道もございまして。そういった意味では、私は、民間企業においてもやはりこのパバクオータ制度を導入させるような環境が整いつつあるんだと思うんです。それは、御案内のとおり少子高齢化、日本の労働力人口の減少という中でぜひそうした……

○佐藤委員長 質疑時間が経過しておりますので、御協力をお願いいたします。

○福田昭委員 はい、わかりました。もう終わりにいたします。

というところでございますので、今回大事なものは、今や公務員だけでなく民間企業もそういう状態でございまして、やはり父親の役割をしっかりと決める、四分の一は父親が育児休業をとるか、あるいは、育児休業手当をしっかりとめて、ヨーロッパ、北欧のように七割、八割にするとか、そういう抜本的な対応が政府全体として必要だと思っておりますので、ぜひそんな検討を早急にしていただくよう要請して、私の質問を終わります。大変ありがとうございます。



○佐藤委員長 次に、西村智奈美君。  
○西村智奈美 民主党の西村智奈美でございます。

今回、地方公務員として国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正をされることになりました。ちよつと時間がかかり過ぎたのかなという感じが、これまでの経過を見ておりまして、しております。本来であれば、この前の国会で、公務員制度の法案のときに一緒に出てきてしかるべきだったんだろうと思いますけれども、いずれにいたしましても、今回このような形で育児短時間勤務制度が導入されるというのは非常に喜ばしいことだと思っております。

社会的な要請であるワークライフバランスの確立にも、いよいよ官職の面からも進んでくるというところは非常に重要な意義があると思っておりますけれども、細かい点については先ほど福田委員の方からいろいろと質疑がありましたので、私の方からは、多少大きな点になるかもしれませんが、この育児短時間勤務制度導入の対象などを中心に伺っていきたいと思っております。

まず、今回の法案で、地方公務員の法の方では第十条、国家公務員の法の方では第十二条にありますが、ここにおけるその対象となります職員の意味について伺いたいと思っております。つまり、今回その対象となる公務員の職種と言ったらよろしいでしょうか、雇用形態、こういったものはどうなっているのか。例えば、地方公務員の方ですと、任期付職員法、それから地方公務員法の三条三項三号、それから第十七条、二十二条ですか、国家公務員法でも同様に定めがあるんだと思いますけれども、そこで定められておりますいわゆる非常勤職員や臨時職員、こういった方々は今回育児短時間勤務制度の対象の内側となるのか外側となるのか。その点から伺っていきたいと思っております。

○吉田政府参考人 お答え申し上げます。

国家公務員の育児休業法につきましては、臨時的任用職員それから非常勤職員については短時間

勤務制度の対象にはならないというふうに規定されております。

○上田政府参考人 地方公務員につきましての基本的な考え方を申し上げますと、育児短時間勤務制度を利用できる地方公務員の範囲は、非常勤職員、臨時的に任用される職員、配偶者がこの法律により育児休業している職員その他条例で定める職員を除いた職員としております。具体的には、その条例の中において国家公務員と同様の事項を規定するというのを考えているところでございます。

○西村智奈美 今回の育児短時間法は、臨時職員と非常勤職員は対象外となる、こういう御答弁だったと思っております。これは、地方公務員と国家公務員の育児休業法の方でも同様なんですね。臨時職員と非常勤職員が対象外となつていて、ただ、実態を見てみますと、果たしてそれでいいわけが幾つか見られるんですけれども、臨時職員と非常勤職員が育児短時間法それから既にあります育児休業法の対象外となつていて理由について明確に答弁をいただきたいと思いますが、それぞれいかがでしょうか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。非常勤職員を対象から除外している理由といたしましては、公務における非常勤職員が、臨時または緊急の必要に応じて任用されるものでありまして、民間の一部の有期雇用者のように雇用の継続を前提として任用されるものではないこと、それから、短時間勤務に限って申し上げますと、日々雇用でない非常勤職員はもとより短時間勤務であることから、短時間勤務制度にはなじまないことがございます。

○上田政府参考人 ただいまの対象にならない理由につきましては、地方公務員の場合におきまして、臨時任用、非常勤職員について、国同様長期にわたる勤務を前提としていないこと、そういったことが理由となつておりますことは同様でございます。

○西村智奈美 雇用の継続を前提としていないので臨時職員及び非常勤職員は対象外となつていて、そういうお話でした。しかし、これは民間の部門でも問題になつてきたことだつたんですけれども、つまり、期間の定めがあるといういながら、実際には長期間働いてもらうことを前提として職場に雇用されているというケースが非常に多かったり、しかも、それが反復更新をされて、実質的には期間の定めのないものとみなされるような雇用というのはたくさん例があつたと思っております。

実際に、官職の部分においても、ある調査によりますと、雇用期間というのは、これは契約の期間ではなくて実際の雇用期間でありますけれども、臨時職員の平均は大体三・九年、それから、嘱託、非常勤の職員は平均五・七年、こういう調査結果も出ておるんですけれども、こういうことかというふうには一概に言えないんじゃないかというふうに思います。

ちよつと視点を交えて、民間の方の育児・介護休業法の方から伺っていきたいと思っておりますけれども、先ほど福田委員の質問の中にもありましたが、最初は有期雇用の方々は対象となつていなかったこの育児・介護休業法ですけれども、三年前の改正だつたでしょうか、ここで、そういった期間の定めのある雇用者に対しても育児休業が取得できるようになりました。実際に契約更新を繰り返して、実質的には期間の定めがなくなつていく地方公務員として国家公務員、こういった分野の臨時職員や非常勤職員は、こういう民間の育児・介護休業法からは除外されている、いわば適用除外となつておるわけですね。しかも、地方公務員、国家公務員の育児休業法からも除外されているということなんですけれども、いかがなものでかと思つております。

まず一点目、伺うんですが、民間の育児休業法に基づいて、休業期間中は育児休業手当金が支給される、この財源には雇用保険の保険料が入つておるというふうな承知をしておりますか。

すけれども、その雇用保険に臨時職員や非常勤職員は加入しているのでしょうか。

○岡崎政府参考人 公務員に対する雇用保険制度の適用でございますが、常勤職員につきましては、退職手当法等に基づきまして雇用保険制度を上回る退職金制度がある方、これについては適用除外でございますが、それ以外の方については、一般の民間の方々と同じ適用基準になつております。したがって、週所定労働時間が二十時間以上で一年以上の雇用見込みがあるという方につきましては、国や地方公共団体のいわゆる非常勤職員につきましても雇用保険法の対象になつておる、こういう状況でございます。

○西村智奈美 そういたしますと、一年以上の雇用が見込まれる人で週二十時間以上の勤務をしている人たちは雇用保険に入つておる、つまり雇用保険料を払つておるわけですね。ところが、雇用保険が財源となつておる育児休業手当金は、その方々はどう頑張つても支給をされないわけですね。これはちよつとおかしいんじゃないでしょうか。こういったことをずっと放置しておくというのは、これは制度設計の面からも非常に大きな問題があるというふうに思っております。

二点目のお伺いは、こういった状況、つまり臨時職員や非常勤職員の方々が育児休業法から排除されている状況というのは、男女共同参画社会基本法、それから少子化社会対策基本法、あるいは、これは厚労省の方からの発案だつたんでしょうけれども、次世代育成支援対策推進法、こういったいろいろな法律が出てきており、また、ワークライフバランスが非常に重要だと言われるこういった社会的な背景からいいますと、やはりこれはおかしいのではないかとこのように考えるんですけれども、この点について、厚生労働省の見解はどのようなものでしょうか。

○村本政府参考人 先生御指摘がございましたとおり、次世代育成支援対策推進法、それからワークライフバランスの観点から、民間であれ公務の分野であれ、働きながら子供を生み育てることが

できるような制度を充実していくということは、私どもがどの分野であっても制度を向上させていかなければいけないということはそのとおりでございます。ただ、具体的にそれぞれの分野でどういう制度を設計していくかということについては、それぞれの所管のところで制度設計をしなければならないわけでございます。

先ほど先生から御指摘がありましたとおり、民間の分野につきましては、平成十七年の四月から、一定の期間雇用者を対象として育児休業の取得が可能になったところでございます。公務員につきましては、育児・介護休業法を制定いたしましたときに、国家公務員や地方公務員のさまざまな特殊性を勘案いたしまして、これは特例を設けて公務員制度の方で制度設計をしていただくという仕分けをしているところでございます。

○西村(智)委員 今の御答弁ですと、もう厚労省には責任はありませんという御答弁なのかなというふうに思います。

総務大臣、こういう仕切りがされているんだというであります、仕切りの問題もあるんですけども、要するに法律と法律のはざまでたくさん臨時職員、非常勤職員が育児休業や育児短時間勤務制度が取得できないという実態に目を向けていただいて答弁をいただきたいと思うんです。民間の育児・介護休業法それから公務員の育児法、こういったはざまに置かれている状況が実際にあるわけなんですけれども、これを総務大臣としてはどういうふうに認識されておられますか。

○菅国務大臣 総務省としても、子育て支援というのは積極的に取り組んでいかなければならない、そういう立場の中で、今回短時間勤務制度を導入するということは仕事と子育ての両立を行う方向で導入することでありまして、この制度そのものは、職員の継続的勤務を促進しよう、そういう制度の趣旨によって今回長期継続勤務者も対象に設けられたというものでありまして、国家公務員と同様に、やはり非常勤職員は地方公務員としてもその対象になっていない、そういうこ

とであります。

○西村(智)委員 では、今のままほうっておいてもよろしいという御認識なのでしょう。臨時職員や非常勤職員、事実上長く働いている方はたくさんいらっしゃると思います。正確な数字を教えてくださいませんかとお願ひしていたんですけれども、なかなかこれは数値がとれていない。ただ、一般論として言われますのは、例えば二十年前、三十年前には臨時職員、非常勤職員は、例えば自治体、地方公務員の分野では約九万人だった。一九八〇年の段階では九万人であつた臨時職員、非常勤職員が昨年の段階では四十万人に近いということだと、これは飛躍的に伸びているわけですね。かつてのような季節的な、あるいは臨時的な、補助的な働きというよりは、既に多くの非常勤、臨時職員の方々が、恒常的に、基幹的に働いています。そういう意識を持つている方が大変多くなっているというふうに私は承知をしております。

では、実際そういう方々が育児休業や育児短時間勤務、育児時間を取得することができるケースというのはどういうケースなんでしょうか。どういう法律を根拠にそれ取得できるのか。できないとすれば、やはりこれはきちんと整備をしていくべきではないかと考えますけれども、これは人事院総裁と総務大臣にそれぞれ考えを伺います。

○谷政府特別補佐人 先ほどから何度か御答弁もございましたけれども、基本的に現在の非常勤の制度は臨時または緊急の場合に設置される非常勤官職に充てるということでございます。また、その運用につきましては、閣議決定によりまして、会計年度内の任期で運用するようにという指導になっております。その前提で考えますと、そういった短期の非常勤職員についてこういう制度を導入するかどうかということにつきましては、民間における状況、これを十分注視して考えていく必要があると思います。

それから、先生御指摘のありましたように、そういった期間を限定する非常勤職員制度の運用で

は公務の運営に支障を来すという実態が明らかになつてまいりました際には、公務運営のあり方そのものを職員の制度を含めて見直すという可能性もあるわけでございますが、それは現在予定されているところではないというふうに考えております。

○菅国務大臣 先ほど来お話しさせていただきましたように、育児休業とか短時間勤務、これは、職員の方に長期的また継続的な勤務をしてもらおう、そういう制度の趣旨によって設けられたものでありまして、今の制度の趣旨からしますと、非常勤職員の皆さんを育児休業の対象とするということは現時点では非常に難しいというふうに言わざるを得ないと思います。

○西村(智)委員 閣議決定の方向などからいたしますと難しいということなのかもしれません。ただ、私、先ほど申し上げたように、臨時職員それから非常勤職員というのはこの間ふえ続けてきているわけですね。ふえ続けてきているんだらうと思うんです。なぜかという、行政改革という一つの方針が立っていて、地方公務員においてはこの間、五・七％でしたか、五・九％でしたか、これからも減らし続けましょうね、そういう方向性が出てくるわけですが、しかし、このところ、行政に対するいろいろな意味での期待というのはむしろ逆に大きくなっている。この前の「頑張る地方応援プログラム」ではありませぬけれども、役所の仕事というのはやはりふえてきていると思うんです。しかも、非常に専門化してきていますし、高度化してきています。

そういった意味で、業務量全体はふえているんだけれども、定員法の枠でどんな役所の方はスリム化されている。では、どうやって定員の枠の外でふえてくる業務量をカバーするかということになると、やはり非常勤職員とか臨時職員とか、あるいはいわゆる物件費という枠の中で支出をされている人たちにやつてもらう、そういうことしかないんだらうと思うんです。

これは別に地方自治体を責めているとかいう

ことではなくて、そうせざるを得ない状況に今まさに追いやられているということだと思ふんです。これをやはり放置するというのはよくないと思いますし、今回公務員制度改革の中でもこの点はきっちりと議論されてほしいと願っております。

実態を把握したいのですが、そもそも、任期付職員法ですとか、あるいは非常勤や臨時などという形で雇用されている就業者の実態を政府は把握しているのでしょうか。私の手元にも正確な数字というのは実はありません。探してみたいんですけども、ありません。国と地方それぞれで、実数そしてまた性別でどうなっているのか、この点について伺いたいと思います。

○上田政府参考人 申しわけございません。先生のお尋ねすべてはちよつと今控えを持ちかねておりますので、地方公務員における臨時、非常勤の数の調査をここで御答弁させていただきます。平成十七年四月一日現在ということで調査をいたしました。全地方公共団体の臨時、非常勤、これはいわゆる任期付短時間など一定の職員を除いておりますけれども、その中で、任用期間が六月以上または六月以上となるものが明らかで、かつ、一週間あたりの勤務時間が二十時間以上、こういう条件のもとで調査を行いました。この結果が、先ほど申し上げた十七年四月一日現在で四十五万五千八百四十人ということでございます。

ちよつと男女の別は統計がございませんけれども、例えば一般事務職員ですと十一万二千三百十五人、技術職員では七千四百七十七人、医師が九千九百五十五人等々となっているところでございます。

○戸谷政府参考人 国家公務員の方でございまして。平成十八年七月一日現在の数字を手持ちで持っています。一般職非現業の国家公務員のうち非常勤である者、これはいろいろな種類がございまして、総数としては約十四万九千人という数字に上っております。

○西村(智)委員 性別ですとか、きのう通告して

いたと思つたんですけれども、入っていないんでしようか。それはまた後でしっかりお聞かせいた  
だきたいと思ひます。

つまり、今御答弁いただいたのは、いわゆる根  
拠法の定めがきちんとある人数ですね。その中  
に、先ほど申し上げた、いわゆる人件費として支  
払われているものではなくて、物件費で採用され  
ている方々の数というのは入っていないんだらう  
というふうに思ふんですね。やはり、こういう実  
態をしっかりと把握するところから、今後のこ  
ういった非常勤、臨時、このあり方を考えていく必  
要があるのではないかとこのように考えておりま  
す。

民間の範たるべき公務サービスの分野でこのよ  
うなあいまいな雇用が継続されていいというふう  
に言う人はどなたもないと思ひますし、今、  
パート労働法を厚生労働委員会の方で審議いた  
だいておりますけれども、そういった民間部門との  
バランスをしっかりととらえながら、大変難しい  
問題であることは私も承知しております。身分  
は公務員ですから非常に難しいというところはわ  
かるんですけども、そこは、今の実態が既に難し  
いと言っているレベルからさらに上のところに上  
がつてしまつて、やはりもう一工夫、知恵を出  
すところまで今来ているんだということをぜひ御認  
識いただきたいと思います。

最後に一点、総務大臣、やはりこういった雇用  
形態による格差といいますか差別、これを是正す  
るために、公務分野における均等待遇への取り組  
みが進められるべきではないかと考えますが、い  
かがでしょうか。

○菅内閣総務大臣 非常勤職員ですけれども、例えば  
国家公務員を見ても、事務的な補助のこ  
ろ、あるいは保護司の方も四万九千人いる、ある  
いは審議会委員等、職務内容、勤務形態、それぞ  
れ非常に多様でありますので、処遇を統一的に考  
えることは非常に困難なのかなというふうに思つ  
ております。

いずれにしろ、こうした個々の実態を把握して

いるそれぞれの府省庁において、こうしたことに  
適切に対処していくべきかなというふうに考えま  
す。

○西村(智)委員 ぜひお願いいたしまして、終わ  
ります。ありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、後藤(斎)君。

○後藤(斎)委員 民主党の後藤であります。

大臣、きょうは自己啓発等の法案の方に論点を  
置いて議論させていただきましたが、その前に、二  
点ほどきょうとお尋ねをしておきたいこと、確認  
をしておきたいことがございます。

一点は、きょうの朝日新聞に、大臣のインタ  
ビューということで「消費税 地方に配分増とい  
うことが載っております。これについては私自身  
もこの委員会でも、やはり少しでも地域の自主財源  
が安定的に確保されることが望ましいという視点  
も含めて議論をさせていただきました。

そういう中で、一昨日、地方の借金、市町村の  
中で格差が五百倍あるという記事が載っておりま  
した。資料をいただいたていまして、これは、い  
わゆる都道府県、市町村の人口一人当たりの地方  
債の残高という記述の中で大変象徴的な部分を上  
手に取りまとめておられるんですが、実は私の山梨  
でも、小菅村という人口が大変少ない村では、一人  
当たり地方債残高が二百二十六万円あります。日  
本で一番地方債残高が多いのは鹿児島県の十島村  
で、一千五十二万円という大変巨額になっており  
ます。この地域の共通する部分は、すべてがいわ  
ゆる山間地、離島という部分も含めてかもしれま  
せんが、条件不利地域であります。

これは、昨年の夏からの夕張市の事例を見て  
も、もうほとんど破綻寸前だという定義ができる  
ような状況でありますし、今二つ事例を挙げた小  
菅村と十島村は実は夕張市よりも多いということ  
であります。ですから、どうしても財政再建がで  
きないという部分も当然ありましようし、さきに  
も御指摘をさせていただいたように、今いわゆる  
過疎振興法をこれからどうするかという議論の中  
で、十年以内に四百以上の集落が消滅するという

いろいろな事例も含めて、やはり自主的な努力だ  
けではなかなか再建ができないという視点に立ち  
ながら、大臣とすれば、こういう本場に巨額な一  
人当たりの借金を抱える市町村に対してどんな支  
援をするおつもりなのか、お考えをお伺いしたい  
と思ひます。

○菅内閣総務大臣 基本的には、骨太二〇〇六の中  
で、歳出の見直し、こういうことを私どもは求め  
る中で、財政改革をしっかりとやっていただいてい  
る。そういう中で必要な交付税総額を私どもは  
しっかりと確保する。そして、今御指摘のありま  
した離島だとかあるいは寒冷地、条件不利地域、  
こうしたところにおいて特別な財政需要というも  
のを的確に把握して、それに対応していくという  
ことがやはり大事であるというふうに思ひます。  
そしてまた、どんなところであつても一定水準の  
行政サービスは保障する、このことは責任を持つ  
て対応していきたいというふうに思ひます。

十九年度で申し上げますと、昨年と比較して約  
五千億、交付税総額を確保しました。また、三年  
間で五兆円規模の公的資金の繰り上げ償還、これ  
も行うこととしておりまして、これも財政力の指  
数の低いところを中心になきちつと対応していきた  
いというふうに思ひます。

それと、冒頭お話をしましたけれども、税の配  
分の見直しの中で、偏在の低い地方消費税とい  
うものを地方税の根幹とするような中で私どもは対  
応をしていきたいというふうに思ひます。

ただ、いずれにしろ、非常に難しいところした山  
間部等の集落の問題、そうしたものにつきまして  
は、私ども、コミュニティ研究会をつくるだとか  
問題意識を十分に把握しながら、しっかりと対応  
していきたいというふうに考えます。

○後藤(斎)委員 大臣、きょうは各委員会が並行  
的に開催をされておまして、大臣が今きょうと  
触れられたような地方の自主的な力を強めるとい  
う法案も経済産業委員会が今議論をしております。  
ただ、そうはいっても、この条件不利地域とい  
うのは、はっきり言って、例えば企業誘致ももち

ろんできない、人口は減少する一方。夕張のとき  
にも、極論で、では一人の市民になったときに市  
長を兼ねながらすべての借金を返すのかと。い  
や、これも本当は、実現性ということからいへば  
そうではないというふうに、普通の方だったら思  
うはずなんです。

ですから、私は、今大臣が最後にお答えをいた  
だいたように、ぜひいろいろな観点から、本場に  
こういう集落や地域をどうするかということ  
を、大臣が今まで触れられてきた以外にも、やは  
りいろいろな角度から検討をぜひ進めてもらいた  
いと要望をしていきたいと思ひます。

本論に入る前にもう一つなんです。今、国家  
公務員の人材バンクの問題とか能力・実績主義の  
強化であるとか、いろいろな公務員制度のいわゆ  
る改革というもの議論をされております。

ただ、大臣、一番大切なことは、これは国家公  
務員でも地方公務員でもそうだと思うんですが、  
その人たちが持つ能力をどんな形で組織全体が引  
き出すのか。そして、もし国民や地域住民の方か  
ら見て国家公務員や地方公務員の方々がおかしな  
問題があればそれをどう是正するか。先ほど西  
村委員が最後に触れられたように、これから地方  
公務員の方はますます、国からの事業が移譲、移  
管をされていけば業務量はふえるでしょうし、ま  
た細かな仕事もふえると思うんです。そのとき  
に、どんな形で能力を高めていくか。そして、官  
と民を別に比較するわけではありませんが、今ま  
でと同等、ないし、より能力や意欲のある方に人  
材としてそこで働いていただくということを組織  
として考えていかないと、大臣、やはりたくだ  
けという姿勢は建設的ではないと私は思ひます  
し、これは、別の議論で宿舎の問題とかあります  
けれども、本場の本質は何なのかということも含  
めて、やはり議論をきちつとしていかなければお  
かしな方向に行つてしまふ。

これは、教育と同じように、五十年、百年先の  
国のあり方、地方のあり方というものを含めてや  
はり議論をしていくべきだというふうに思うんで

すが、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○菅内閣大臣 私も、後藤委員と基本的には考え方は同じであります。

私も、今回議論をされておりますのは、公務員をたたくということではなくて、公務員の皆さんがやはり誇りを持って働くことができる、そしてまた安心をして働くことができる、そうした制度づくりというのに取り組んでいるということと御理解をいただきたいと思っております。

そして、今、天下り問題が国民の皆さんからさまざまな批判をされています。入省された公務員の皆さんは、国とか地方を含めてですけれども、天下り先があるから来たという人はだれもいないわけでありまして。ただ、途中で、早期退職というこの中でそうしたものが弊害となつてあらわれてきておりますので、先ほども申し上げましたけれども、やはり安心をして誇りを持って働くことができる、私はそうした制度改革が必要だという考え方で取り組んでいきたいと思っております。

○後藤(斎)委員 大臣、ぜひその視点でお願いをしたいんですが、これは昨年か一昨年の人事院白書にも、求められる公務員像みたいなものが、優秀な方、四、五人か五、六人かちよつと忘れましたが、載っております。これは総裁にはお尋ねをしません、ぜひ大臣も一緒に、ちよつと要望だけしておきたいんですが、諸外国でも、多分、行政の効率化とかスリム化とか、そういうものはいろいろな国で起こっていると思うんです。ただ、本当に、例えばアメリカやヨーロッパやアジアの国で、これだけ公務員の身分や将来に対する不安、そして、民が有能であり官はそうではないといういろいろな社会の雰囲気や醸成されている国が本当にあるのかどうか。そして、それがもしほかの国もあるとしたら、どんな状況でどんな解決策を求めているかというのを、いろいろな幅広い観点からぜひ情報収集して、それを国民の皆さんや、地方公務員の方でいえば住民の皆さんにきちつと理解をしてもらう努力というの、やはり総務省や人事院はもつと積極的にやっていますか。

ただが必要があると私は思うんです。自己啓発の方に入りますけれども、これは、ぜひ強く要望だけしておきたいと思っております。

自己啓発の方に入らせていただきますが、これも、国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案と地方公務員法の一部を改正する法律案ということで、二つ、国家公務員と地方公務員がおります。これは、趣旨としては、やはりより能力を高める。去年、国家公務員の留学制度について議論をした際には、組織からの命令、要請でその方が留学とかをした場合どうするかという議論をしました。今回の自己啓発は、まさに自己、個人が例えばアジアの国で、途上国のお手伝いをしたいとか、アメリカの大学で勉強したいとか、国内で勉強したい、いろいろな要素があると思うんですが、あくまでも個人が主体のベースであります。ただ、私は、実態を見させていたただいたのですが、例えば留学という部分でどの程度あるのか数字的に細かい部分はよくわからないんですが、きょうはJICAの方も来ていたいただいておりまして、例えば、多分国際貢献という受け皿になるであろうボランティアの数は、国家公務員、地方公務員の部分で、青年海外協力隊、シニアの部分を含めて、国家公務員ゼロ、地方公務員百二十一というのが十八年度の新規派遣分の実績であります。

今回、国家公務員法の方で、三条の部分で「自己啓発等の休業の承認」ということがありますが、ここでは、基本的には、公務の運営に支障がないと認めるときには、職員の勤務実績や大学における修学、国際貢献等の内容その他の事情を考慮した上で、大学等の修学の休業は二年、国際貢献では三年を超えない範囲に限り、自己啓発等休業を承認することができるという三条一項の規定がございます。地方公務員の方は、若干違つて、これは二十六条の部分、公務の運営に支障がなく、かつ、当該公務に関する能力の向上に資すると、「能力の向上に資する」という規定が追加になった形で承認を認めるという規定になっております。

この両方に共通する、公務の運営に支障がない、これをどう判断するかというのは、これは先ほど大臣に、なぜこれからの国家公務員や地方公務員の方の人材や能力をというお尋ねをしたのは、やはり今でも、国家公務員百万人、地方公務員三百万人、約でありまして、その中で、先ほどもお話ししたように、地方公務員が現時点で、国際貢献という枠組みであれば百二十一人しか出ていない。国家公務員はゼロであるという中で、皆さん、多分、局長以下、大臣はもちろんでありまして、総務省の皆さんも大変忙しい。では、忙しければ出せないのかどうか。

ですから、まず承認の要件というこの三条一項の公務に支障がないというのはどのように考えるべきなのか。もし国家公務員と地方公務員と同じ基準であればお一方で構いませんし、違うのであればそれぞれお答えを願います。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

承認の判断基準につきましては、まず行政サービスを下させないという部分がございまして、職員が休業することによって生ずる欠員につきましまして、後補充職員の確保あるいは業務分担の編成等によって補うことが可能であるかどうかということが一つの判断のポイントになると思っております。

もう一点は、人事管理上の観点でございますが、職員には、長期的な人事管理上の観点から、職務に必要な知識や技能をその職務を通じて獲得するということが求められておりますが、自己啓発休業によつて職場を長期間離れるということになりますと、こうしたキャリア形成に大きな支障が生ずる部分もございまして、ですから、そういった点に問題がないかどうかというような観点から判断をするということになると考えております。

○後藤(斎)委員 これは総裁も、総裁にはきょうはお尋ねをしないようなことになっているのかも知れませんが、やはり行政サービスを下しない、では、例えば私がインドネシアに二年間国際

貢献に行きたいというときに、だれかその仕事をしなければいけないわけですから、これは、先ほどの育児休業と同じように、全体の人事管理にもかかわる問題だと思ふんです。

ですから、そのスキームの中でどんな運用かというのは、通常の、例えば課長や係長が、課長が多分この任命権者になるのか、局長なのかは別としても、そこでやはり行政サービスが低下をしないということであれば、普通は、例えば五人、十人の課であれば、やはり一人抜ければちよつと困るわけですね。すぐ新規補充もできない。ですから、実態的に、この法律がなかったからかもしれませんが、国家公務員の部分では今ゼロという現実の中で、ちよつと話の視点を改めて、例えばこの制度が施行をされれば、国家公務員、地方公務員で留学の部分と国際貢献の部分でもし数字があれば、どの程度効果というのか、人を出す予想というか目標があるのか、その点についてちよつとお答えをいただきたいと思ふます。

○吉田政府参考人 この制度を検討するに当たりまして、各省庁の職員に対してサンプリングを行ひまして、二、三調査を行いました。その結果を見ますと、大学等の修学のための休業を無給でもいいから利用したいという職員が約六%、それから、国際貢献活動のための休業を無収入でも利用したい、あるいは活動国で生活できる程度の収入があれば利用したいという職員が約一四%という結果になっております。

○後藤(斎)委員 今のは地方公務員ですよ。

○吉田政府参考人 国家公務員です。

○後藤(斎)委員 地方公務員はどのようですか。○上田政府参考人 地方公務員につきましまして、今人事院からお答えがありましたような計数的なものは私は持ち合わせておりませんが、職員団体等からこういった制度の導入の要望があるということ、あわせて、先ほどの国家公務員の状況等から考えまして、こういった二、三は当然あるというふうに考えております。

と同時に、ちよつとここまで求められておりま

せんけれども、やはり、こういう制度の存在を認識していない人がそういうことを希望するかどうかというのはなかなか難しい面があるので、こういった本人のために、かつ組織のパワーアップにもつながるような制度を設けることによってそういう意欲が高まる、そういうような制度の使い方を当局としてもしていくべきものというふうに思っております。

○後藤(斎)委員 もう一点、ちよつとこれに關係して御質問をしたいんですが、退職金の規定は、この自己啓発休業の期間は、国家公務員の場合、除外規定が第八条にございます。地方公務員も同様だというお話を聞いておりますが、いわゆる短期共済、保険の方についてはどのようにしているのか、ちよつとお答えをいただけますか。

○上田政府参考人 お答えいたします。

今回の法改正につきましては、自己啓発等休業中の職員につきましては、地方公務員共済組合制度の短期給付、医療保険の方ですけれども、その掛金の額は休業前の給料表の給料を基礎として算定をする、医療保険給付については通常の職員と同様の取り扱いを受けるということになっております。

長期給付、年金につきましても同様ですが、特例を設けておりませんで、休業前の給料表の給料を基礎とした掛金が徴収をされ、通常の職員と同様、年金給付に反映をされるという形になっております。

○後藤(斎)委員 先ほど、国家公務員では留学希望が六%、もし百万人で計算すると六万人、国際貢献に行きたいという方が一応一四%、十四万人ほどいらっしゃるということなんですが、ただ、ちよつと留学の方はいろいろなケースがあるからあれですが、特に国際貢献はJICA、国際協力機構がその受け皿、受け手になるのかなということ、先ほどもちよつとお話をしましたように、現行では国家公務員はいらっしゃいません。地方公務員の方が、十八年度実績で、新規で百二十一人お出になつてゐるということであります。

この中で、国際協力機構としては、本法が施行された以降、国際貢献でおおよそどの程度受け入れ可能なのか、ちよつとお答えをいただけますか。

○黒木参考人 お答え申し上げます。

JICAといたしましては、本法案に基づき特に枠を設けるという予定はございませんけれども、最近、途上国側のニーズを見ますと、行政サービスでありますとか理数科教師など、公務員の方々がこれまで職務で培った経験を生かすことができる要請も多く出てきております。

先生御指摘のとおり、平成十八年度には新規に百二十一人の公務員の方がボランティアとして参加されております。

JICAといたしましては、本法案により、国際貢献活動への意欲がある公務員の方々がボランティアとして多く参加されることを期待しております。

○後藤(斎)委員 枠がない中でどう出ていくかというのは大変現実的には難しい問題なんですが、これは、新法の五条二項で、この休業期間中には給与を支給しないという規定があります。一方で、JICAの方にお尋ねをしましたら、先ほどもちよつと触れられましたけれども、現地生活費とか住居費とか、往復の渡航の資金であるとか、現地支援費とか、いろいろなものを、これはあくまでも給料や報酬ではありませんので御留意くださいという中で、説明のペーパーをいただきました。

これはどう考えても給与ではないかなと思ふんですが、これは新法がなかったときにはもしかしたらこの理屈でもよかったと思ふんですが、この新法の五条の二項で、給与を支給しないという規定が決められた以降でもこの説明ぶりは変わってませんか。

○黒木参考人 お答え申し上げます。

JICAは、国際協力機構法第十三条第一項第三号の事業として青年海外協力隊員等を派遣しておりますが、同隊員等に対しては、現地生活費、

住居費等を支給しております。

一方、本法案第五条第二項に言います給与とは、一般職給与法による給与をいうものであり、JICAが負担する現地生活費等の経費はこれには該当しないというふうに理解しております。

○後藤(斎)委員 いたしているというのがこの本法と矛盾するのではないのか、直接こうやってないではないですか。

僕はもう一つ問題だというのは、時間はもうこれで終わりますが、「退職せずに海外ボランティアアヘ」というJICAさんが出しになった中に、今回の自己啓発等の休業に関する法律というのがこの四月以降施行予定だということで、もうこれはかなりの部分でお配りになっていきますよね。違いますか。配っていますよね。これは、人事院や総務省と少なくとも協議をしたんですか。

そこをきちつとしてもらいながら、あわせて、大臣に最後に、やはりこれは、どうこの制度を生かすかということが必要だと思うのと、先ほど人事院の局長がお答えになったように、国も地方も公務員がこれだけたかたれている、どう国民や住民の方に理解を得るかということがやはり必要だと思うんですが、それをちよつとお答えをいただいてから、お答えいただきたいと思うんです。

○黒木参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のこの資料につきましては、人事院とは既に協議をいたしておりますけれども、いまだ配付はしておりません。当然この法案が通るという前提で書いてございますので、まだこれは実際には使用しておりません。

○菅国務大臣 いずれにしても、この制度が導入された場合は、自発的に挑戦をしていただいて、能力開発に努めていただき、その結果というものを公務に発揮できるような、そんな仕組みにぜひしたいというふうに思います。

○後藤(斎)委員 済みません、時間が来ましたので、以上で終わります。

○佐藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、この法案審議の前提になる問題について最初に伺っておきたいと思ひます。昨年の通常国会での法改正に関連して、改正する必要のない部分を改正したという不備があったということですが、昨年の十月ごろわかつたというふうに伺ひました。大臣がこのことを知らされたのはいつであつたのかを大臣に伺ひておきます。

○菅国務大臣 先ほど、私からこの不備についておわびをさせていただいたわけでありましてけれども、今回の事案について具体的な報告を受けましたのは三月二十九日です。

○吉井委員 三月二十七日ですか。

○菅国務大臣 九日です。

○吉井委員 私は三月六日にこの法案について事務方からレクを受けたんですが、このときは、こういう改正ミスをこの法案に盛り込んであるということは全然説明はありませんでした。何か特別な配慮でもあつたのかと思うんですが。

それで、三月二十八日に私のところに説明は来たわけですが、そうすると、二十九日に大臣が聞かれたということは、これは、大臣からの指示によつて、間違いがあつたことをきちんと、既に提出してしまつてゐるんだけれども、法案レクをやつてゐるんだけれども、そのときやつていなかったんだからちゃんと行かないと、大臣の指示で来たというもののじゃなかつたんですね。

○菅国務大臣 私から指示はしていませんけれども、吉井委員にそうしたことの御説明をさせていた、だいたつたことについては報告を受けています。

○吉井委員 不備があつたということがわかつたのは昨年十月なんですよ。法律に不備があつたと。その不備のあるものをさきに、昨年の通常国会で通してしまつたということなんです。そのことを公にしたのが五カ月たつてから、私は三月二十八日なんです。法案の趣旨説明の、

この委員会における経読みの前日なんです。しかも、その間には野党には法案の説明をしているわけですよ。その際、釈明をしようと思つたらできたわけですけども、なぜそれをしなかったのかというのは非常に理解できない話です。これは大臣も知らなかった、そのこと自身が余りにも異常だと思ふんです。

だから、私、委員会における経読みのときに、非常に不思議に思つていたんです。実は二〇〇四年の百五十九通常国会でもこういうことがありましたけれども、当時の麻生大臣はそのとき謝つておられるわけですよ。今回は、経読みのときに、不備があったという説明だけで、まあ、きょうは大臣から冒頭お呼び発言というのはありましたけれども、本来、経読みするときに、この法案は昨年通してもらつたんだけれども実は国会をも欺いた形になっているんだ、これは誤りだからきちんと正すと、大臣として謝罪をするとか、本来、そのときにきちつとすべきであつたと思ふんです。大臣、こういうことでいいんですかね。

○菅国務大臣 いずれにしろ、明らかな過ちでありますので、それはやはりしつかりと報告をし、お呼びすべきだつたというふうに思つています。

○吉井委員 そういうことをきちつとしないと、法案そのものを、何か我々、委員会が審議している法案が、おい、ちよつと待てよ、これは大丈夫なんかい、こういう疑念が出てきますからね。こういうことはきちつとすべきだというふうに思ふいます。

○菅国務大臣 育休法について質問に入っていきますが、一昨年十二月の閣議決定、男女共同参画基本計画には、おおむね二〇一四年度までに育児休業取得率を男性一〇%、女性八〇%にすることを目指し、育児休業取得率の向上を図るといふふうに、私もあれを読みましたが、書いてあります。

総務大臣は男女共同参画会議の議長としてそこにかかわつておられるんですが、まず、この目標は達成できるのか、伺います。

○菅国務大臣 目標を掲げたわけでありましてか

ら、当然、それを達成できるように最大限努力するということでありまして。

○吉井委員 努力は努力として、具体的にどうするかというのは、ここからが一番大事なところだと思ふんです。

直近の数字を見ますと、国家公務員は女性が九二・四%、男性が一・〇%、地方公務員では女性が九五・五%、男性が〇・五%、民間は女性が七二・三%、男性が〇・五%と、要するに取得率については男性が極端に低いということになっているんです。この、取得率が男性が極端に低いという要因というのは、どこにあるというふうに大臣はお考えでしょうか。

○菅国務大臣 まず一つは、男性自身に、育児のために休暇をとる、そういう意識が少ないのかなというふうに思ふいます。そして、これが大事であります。もう一つは、男性がそうした育児休業をとれる環境というのがなかなか醸成されていまいのかというふうに思つております。

○吉井委員 大事な問題だと思ふんですが、なかなか取得しにくいというその要因をどういうふうにして取り除いていこうと。これは、法案を提出されるときには、やはり出すからには、それがきちつと生きるという手だても含めて考えておかないと、法律はつくつたが生きてこないということになります。その要因を取り除くことについてお考えを伺つておきたいと思ふいます。

○菅国務大臣 男性職員に対しても、男女共同参画社会の実現に向けて、男性も、女性とともに家族としての責任を担っていく上で積極的に取得をしていただきたいと思います。

総務省としても、そういう環境になかなかないということでも多分低いというふうにも私も理解をします。職場や男性職員の意識改革を図るとともに、育児休業制度の周知徹底を図り、また、人事管理運営方針等によつても各府省に要請を行つていくなど、男性職員が育児休業をとれるような環境整備に全力で取り組んでいきたいというふうに思ふいます。

○吉井委員 その環境にかかわることなんですけれども、最近発表があつた内閣府の、女性のライフプランニング支援に関する調査というのを読ませていただきましたが、家事、育児の分担では、ほとんど妻がやつていてというのが六八・六%、七割ですね。そして、夫が家事や育児の分担をしないという家庭については、夫は残業が多くて、時間の融通性もない働き方をしている。子育てしながら働く場合に最も必要なことはという問いには、夫が平日も協力してくれることというのが四二・七%とトップで、夫の理解というのは二八%、それに比べると低いことになりました。

労働政策研究・研修機構という厚労省の独法があります。これが先月発表した仕事と家庭の両立支援にかかわる調査というのを見てみますと、労働時間が長くなるほど、結婚、出産後も働き続けることが困難だと思つていて人が多いです。社員に、配偶者と過ごす時間がもつと欲しいと思ふのかとの質問には、労働時間が長くなるほど、もつと欲しいと答えている人の比率が高くなつています。週六十時間以上働いているという人では七三・六%の方がもつと欲しいと、多いわけですね。

内閣府の調査は三十代、四十代の女性が対象で、労働政策研究機構の方は男女の区別なく企業一般社員、管理職を対象としたものです。全体の傾向をよくこれで見ることはできると思ふんですが、この調査結果から見ると、男性の育児休業の取得率の低さの要因の一つは、やはり長時間労働という問題があると思ふんですが、これについて大臣の考えというものを伺つておきたいと思ふいます。

○菅国務大臣 長時間労働の最たるものが私ども議員ではないかと思ふますけれども、育児休業の低さと長時間労働、その因果関係というのがどういう形かというのは明確にはなつていませんけれども、しかし、超過勤務の縮減については、職員の健康だとかあるいは公務効率の維持など、さ

まざまな観点からも極めて重要な問題だということに私は考えています。

政府としては、今後とも、それぞれの府省において業務の効率化などを進めるとともに、一体となつて国家公務員の超過勤務の縮減に向けた努力をしていきたい。また、民間においても当然そうしたことが望まれるというふうにも思ふいます。

○吉井委員 実は、この間も、厚労省の方の毎月勤労統計調査とか、そういうのを見ておりまして、年間総労働時間而言へば、これはよく言われておりますように、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスに比べて日本がトップ、非常に長いわけです。フランス、ドイツに比べて年間二百時間以上、大体二百五、六十時間日本は多いということですが、時間外、残業も入れると四百四十から四百五十時間日本が長い。

ですから、当然、時間短縮法も変えられて、総労働時間は最近では少し横ばい状態が続いているんですが、しかし基本は、やはり労働時間の短縮、労働政策の問題、これをきちつとやらないと、せつかく公務員の育児休業法で育児休業の取得率を高めるようにと言つても、やはり労働時間短縮がうまくいかないとなかなか進まない。

そのこと自体は確かに労働政策ですから厚労大臣の分野なんです。しかし、労働時間短縮の問題というのは、とりわけ男性の育児休業取得率を高める上でもきちつとやらないと、これは法律はつくつたけれども生きてこないということになる問題だということを改めてやはり強調しておかなきゃいけないと思ふんです。

ところで、男性従業員が育児休業を取得するよう対策をとつて企業というのは、企業でもわずかに九・六%なんです。そこはなかなか取得率は上がらないのは当たり前だと思ふんです。

国家公務員と地方公務員はこれが今どれくらいになっているのかということを知りたいと思ふいます。これは政府参考人の方に。

○吉田政府参考人 国家公務員の男性の育児取得率は平成十七年度で一・〇%でございます。女



自治体職員の給与や定員については、細かいところまできちつと調査して公表する。ラスパイル

について申し上げますと、各地方公共団体では、次世代育成支援対策推進法に基づきまして特定事

だから、私は、やはり法案を提出するからには、そういう取り組みを総務省としてやっていか

最後に、これからまた電気通信事業法の改正の問題とかいろいろ出てくるんでしょうが、私は、そのときにまた深くやりますが、それに先立って調べておいてもらいたいということもありますから伺っておきたいんですが、NTT西日本の個人情報流出問題について聞きたいと思うんです。ついこの間、三月に、NTT西日本の社員六万

人の個人情報紛失するという事故が起きたと聞いておりますが、この件について厚生労働省はNTT西日本からどのような報告を受けているのか、これを伺います。

○中野政府参考人 NTT西日本から大阪労働局に、本年三月十三日付で、雇用管理に関する社員情報の紛失について通知がございました。

通知の内容は、本年三月二日から五日の間、NTT西日本研修センター内におきまして、NTT西日本から人材育成業務を委託されておりますNTTラーニングシステムズにおきまして、フロア移転作業期間中に社員情報を保存したパソコンの紛失が発生したというものでございます。保存されておりました社員データ数はNTT西日本グループ会社所属社員六万三千三百三十七名分でございます。保存されていた社員情報は、氏名、年齢、生年月日、経歴等であつたというものでございます。

大阪労働局におきましては、保有個人情報データを委託先に提供する場合は安全管理措置の徹底等について指導しているところでございます。

○吉井委員 これは、個人情報保護法、氏名コードもメールアドレスなども、それから現社員の資格とかが在籍年数だとか、かなり個人の情報が全部入つたものが六万三千三百三十七人分流出しているということなんです。

NTT西日本とそのグループ企業の全社員に当たる個人情報の紛失ということなんです。電気通信事業者は、事業の性質上、個人情報管理にわりわけ厳しい責任を負っていると思うんです。今回問題となっているのは顧客の個人情報でなく社員の個人情報なんです。個人情報を厳重に管理すべき電気通信事業者であるNTT西日本がこうした事故を起こしたということは、極めて重大な問題だと思ふんです。社員情報も、それから顧客情報にしても、個人情報保護法、何しろコンピュータの時代ですから、何万人と大量に流出してしまう、本当にとんでもないことだと思ふんです。問題は、これは三月二日、三日ごろの話でしよ

う、この事案発生から一カ月を経過するにもかかわらずNTT西日本からは公的な説明は一切ないんです。NTT西日本には、私は、社員に對してももちろんですけども、公にきちんと説明責任を果たして謝罪をするということは当然のことだと思ふんです。そういうことを、やはり電気通信事業を所管する大臣として、個人情報保護という点からそうなんですが、こういういいかげんなことが物すごく頻発していますから、やはりきちつとさせるということが必要だと思ふんですが、大臣のお考えを伺いたいと思ふんです。

○菅国務大臣 特に、情報通信分野においては、個人情報については厳格な実施を行うということが極めて大事だというふうに私自身思っています。

私どもも、今回のこの西日本における個人情報の漏えい事案の公表については、これはガイドラインもあることですから、そうしたことに基づいて公表するよう要請をしまいたい、こう考えています。

○吉井委員 実は、二〇〇五年の五月にも、これはNTTデータの方ですが、USBメモリとか記録ファイルとともに、パスワード、暗号化等のセキュリティ対策を施されていなかったという問題があつて、そういう中で社員情報一萬一千八百三十五人分流出しているんです。

だから、NTTの中では二年前にも、セキュリティ対策をとらないままに、一萬一千八百三十五人の個人情報流出するという問題を起こしたりしているわけですが、このときは、NTTデータは、紛失からほぼ一週間後にニュースリリースを発表して、経緯とか内容とか、原因、再発防止を明らかにして公に謝罪しているんです。

NTTデータですら謝罪しているんですが、こんな基本的なことが、NTT西日本とそのグループ社員六万三千三百三十七人分の個人情報流出しながらいまだきちつとしていないということは本当に情けない。情けないだけじゃないです。これは信頼を損なうことになると思ふんです。

改めて、最後に大臣に、厳しい対応というものをされるように求めたいと思ふんです。

○菅国務大臣 社員とはいえ、このことについては遺憾なことだというふうに私も思っています。そして、先ほど申し上げましたように、要請をしつかりとしまいたい。

○吉井委員 時間が参りましたので終わります。

○佐藤委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。通告に基づきまして質問しますので、簡潔に要領よく答弁願いたいと思ふます。

両法に入る前に、一つ確認をしておきたいのですが、私は労働基本権問題について質問いたしました。その後のこの問題に対する政府部内における検討状況、あるいは関係労働団体との交渉過程等々はどのようなふうになっておるのか、どこまで進展しているのか、まず総務大臣に聞きます。

○菅国務大臣 公務員の労働基本権については、労働組合の関係者を初め、各界の有識者の皆さんから構成されております行政改革推進本部専門調査会において、職員団体を含め三十二団体からヒアリングを行うなど、精力的に検討が行われている、このように伺っています。

専門調査会においては、国民意識を踏まえてもさまざまな角度から検討が行われており、その検討を見守つていきたいと思ふます。

○重野委員 この問題は大変大きな問題でありまして、関係する職員の数も膨大な数に上るわけですから、これは早期に結論が出るように積極的に頑張つてほしい、このことを申し添えておきます。

それでは、まず、きょうの課題になっております育児休業関係について質問いたしますが、この育児休業法、重要なポイントは短時間勤務制度、たろうと思ふますが、この制度の導入の趣旨及び目的を改めて確認をしておきたい。

○谷政府特別補佐人 昨今の個人の意識、価値観の多様化でございますが、それから急速に進行

いたしております少子化への対応を進めますために、職員が職業生活と家庭生活とを両立させつつ働けるような環境の整備を早急に行うことが求められているというふうに認識をいたしております。

そこで、私も人事院といたしましては、特に少子化対策の一環といたしまして、育児休業制度のあり方について、勤務形態の多様化、それから職員のキャリア形成の継続を図る観点から検討を行ったところでございます。

現在行われております国家公務員の育児休業について見てみますと、一年を超える育児休業の取得者は少のうございますが、その理由としては、経済的理由や御自分のキャリア形成の必要性などが考えられるところでございます。また、男性職員の育児休業取得率が大変低いという状況にございます。そこで、男性職員を含めまして、仕事から完全に離れることなく育児を行うことができる短時間勤務制を導入することが、勤務しながら安心して子育てができる環境の整備として重要と考えましたので、今回のようなこの国家公務員の育児のための短時間勤務制を導入することについて勧告させていただいたところでございます。

○重野委員 それでは、民間企業における育児のための短時間勤務制度の導入、あるいは実施の状況はどういうふうになっているんでしょうか。

○吉田政府参考人 民間企業における導入状況でございますが、人事院で実施しております民間企業の勤務条件制度等調査によりますと、平成十七年度でございますが、育児を行う従業員のため短時間勤務制を導入している企業の割合は、企業規模百人以上の事業所で四三・四％、企業規模五百人以上の事業所で五八・三％となっております。

これらの短時間勤務制の勤務時間でございますが、一日当たり六ないし八時間、つまり、短縮される時間が二時間以内というものが七三％、それから、一日当たり四時間から六時間の勤務となっているところが二五％という結果になっております。

○重野委員 わかりました。

この種の制度を導入すること、これは我々も当然歓迎するわけでありすけれども、問題は、どのように利用されるかというところに尽きようかと思ひます。とりわけ、先ほど来審議の中で、男性の利用状況というのは極端に低いわけでありまして、したがって、この制度を導入することによって、果たして男性職員の利用が格段に増大するんだというふうに受けとめられるのかどうなのか、そこら辺はいささか疑問を持つわけでありますが、その点についてはどういふふうに見ているんでしょうか。

○吉田政府参考人 育児休業を取得する男性職員の割合が低いという背景事情でございますが、職員が育児のために休むという意識は必ずしも高くないで、職場の中で休みづらい、あるいは、休むことによって職場から離れてしまうということ、キャリア形成上の不安があるというような事情があると考えられます。

今回の育児のための短時間勤務制度というものを活用することによりまして、仕事をしつつ養育する時間が確保されることになるわけで、そういう意味で、男性の育児参加の促進に資する部分があるのではないかとふうに考えております。

○上田政府参考人 地方公務員につきましても基本的に同様の考え方になるかと思ひますけれども、やはり休業してしまつて丸々職場から離れるということについてはちゅうちょがある、しかし、例えば半日ならどうだろうか、こういう選択肢が広がるということは必ずプラスに働くと思ひます。それから、現行の二時間以内というのは、逆に言うと、二時間までのサービスマンなら別の方法でやつてしまふので、わざわざ休暇をとらないというのがあるかもしれないけれども、まあ、半日単位ぐらいで休めれば、そういう選択肢はとるかもしれない。

こういったことがありまして、私としては、こうした新しい制度の創設により、男性職員が制度を利用するということはふえていくと思ひます。

し、格段という言葉の意味がちよつとあれですけども、格段にふえるように精いっぱい努力をいたしたいと思つております。

○重野委員 そこで、この制度をどういふふうな形で利用するのかというのが一つ問題になると思ひますが、例えば、夫婦ともに同時にこの休業制度を利用する、いわゆる休業を取得することができるといふ点、また、短時間勤務がやられるわけですけども、その場合でも夫婦同時に取得できるのか、その点についてはどういふふうになるのでしょうか。

○吉田政府参考人 育児休業制度につきましては、育児と仕事の調和を図ることを可能とする制度でございますので、子を養育する職員の事情をはかるとともに、職員が長期間休業することに伴う公務への支障もあわせて考慮する必要があるところでございます。

そのため、共働きの夫婦の一方が既に育児休業を取得して子を養育することができるようになっている場合には、もう一方の職員の育児休業を取得することはできないということが法律上規定されているところでございます。

今回の短時間勤務制度につきましても、育児休業制度と同様に、共働きの夫婦の一方が既にフルタイムの育児休業を取得しているケースであるとか、配偶者が専ら育児に当たることができるといふ職員の場合には短時間勤務を取得することができないうちとしておりますが、例えば夫婦で曜日や時間帯をずらして交互にこの短時間勤務制度を利用するということは可能であるといふふうな考えでおります。

○重野委員 わかりました。今回のこの育児短時間勤務制度導入についての趣旨であるとか、あるいは目的という点については、先ほど来説明がありました。

そこで、非常に基本的なところ、この制度と現行の部分休業、これはどこが違うのかという点の一つですね。私は、先ほど来話があつていふように、なかなか取得率が低いという現実がある

ことが明らかになつておりますが、だから、この取得率を上げるために今回の短時間勤務制度を導入する、こういうふうになつたのかな、こういうふうにも思ふんですが、そこら辺はどういふふうな説明できますか。

○吉田政府参考人 現行の部分休業制度でございますが、これは、割り振られた一日八時間の勤務時間のうち、二時間以内について職務専念義務を免除することができるといふ制度でございます。短時間の職務専念義務の免除でございますので、いわゆる後補充の職員を任用するといふようなことは予定されておられません。他方、急な取得とか断続的な取得といふことは柔軟に対応できるので、メリットがあるといふ制度でございます。

一方、育児のための短時間勤務制度につきましては、その時々職務専念義務免除ということではなくて、長期にわたつて計画的に、例えば一日四時間であるとか週三日であるとかいふ、職員の勤務時間を短くして、勤務の形態自体を変更する制度でございますので、この短時間勤務制を導入することによって公務サービスの低下を招かないように、後補充のための制度もあわせて充実させたいといふところでございます。

したがいまして、現行の部分休業制度に加えてこの短時間勤務制度を導入することによって、職員の多様なニーズに対応することが可能となりまして、仕事と家庭生活の両立がより促進されるものといふふうな考えでおります。

○重野委員 次に、育児短時間勤務している職員の給与について、育児短時間勤務を取得している、そういう勤務に入つていふその期間中の給与、これはどういふふうになるんですか。

○出合政府参考人 お答えいたします。

まず、育児短時間勤務職員の俸給月額でございますが、その職員の勤務時間に比例して定めることとしております。具体的には、その職員がフルタイムであれば支給される俸給月額に、フルタイム職員の通常の勤務時間、四十時間になると思ひますが、これに占める当該職員の勤務時間の割合

を乗じて得る額ということになります。

次に、諸手当でございますが、フルタイム勤務とは勤務時間数が異なつておりますので、それらを踏まえまして、それぞれの手当の趣旨、目的に応じた措置を講ずることとしております。具体的には、俸給の調整額など俸給月額を調整する給与につきましては、俸給月額の取り扱いと同様、当該職員の一週間当たりの勤務時間数に応じた額とすることとしております。扶養手当、住居手当などの生活関連手当につきましては、原則として、フルタイム勤務時と同額の手当を支給するということとしております。

また、期末・勤勉手当につきましては、フルタイム勤務時と同額の俸給月額を基礎としながら、当該職員の勤務時間を考慮して支給額を算出することとしております。

特殊勤務手当、超過勤務手当などにつきましては、勤務実績に応じて支給するということとしております。

なお、地域手当など地域関連手当につきましては、その算定の基礎となります俸給月額が当該職員の一週間当たりの勤務時間に応じた額となつておりますので、当該職員の勤務時間に応じた額というところになるかと思ひます。

○重野委員 短時間勤務を取得している職員に対する退職手当の問題ですけども、その手当の在職期間の算定、これは、長期在職者の場合にはその大きな影響はないと思ふんですが、中途退職者の場合はかなり大きな影響が出るんじゃないかと私は思ふんですが、そこところはどうかなるんでしょうか。

○戸谷政府参考人 お答えいたします。

退職手当でございますが、退職等をした職員というところになりますと、通常、国家公務員退職手当法第七条というのがございまして、その期間の二分の一に相当する期間を勤続期間の計算上除算する。どちらからはかつて二分の一ということ、で、二分の一期間を在職期間とするという一般原則がございまして。

ただ、今回の育児短時間勤務でございますが、急速な少子化の進行等を受けて、次世代支援ということ、あるいはフルタイムではないものの短時間の勤務というものを踏まえまして、育児短時間勤務をした全期間につきまして、除算の割合を三分の一とする、したがって三分の二を在職期間として認めるという特例を設けております。

○重野委員 それをフルに認めることはできないということを確認しますが、そういう配慮というか、そういう余地というのは全くないんでしょうか。

○戸谷政府参考人 先生からせっかくのお話でございますが、育児短時間勤務をした期間につきましては、退職手当の算定上、他の制度だと職員の子が一歳に達するかどうかというような論点もあるわけでございますが、今回の場合には、そういう年齢にかかわらず、除算の割合を三分の一とする特例を設けて、育児短時間勤務をする職員に対して配慮したというふうに考えています。

退職手当の算定上、これより上のさらなる特例ということになりますと、フルタイムで勤務している職員との均衡上なかなか難しいというふうに考えております。

○重野委員 そもそも、この根底には、急速に進む少子高齢化社会の進行、そういう現実があると思うんですね。そういう現実には、子供を安心して生み育てられる、そういう環境を整備していく、そういう大きな命題があると思うんですね。だから私は、この国にとってやはり今最大のテーマだと思っております。やはり公の世界で率先して具体的にそういう世界をつくっていく、そういう点において、私は、さっき言うような単なる比較論議というふうな形において消極的であるということはいかなるものかという思いがいたします。

答弁は要りませんが、私は、やはりそういう観点で、どこかで画期的な転換点というものを制度の上でつくっていくことは決して早くない、むしろ遅きに失しているんじゃないかというふうな感じがいたします。

じもしますので、そのところは今後の検討課題としてしっかりと検討していただきたいと思っております。

次に、いわゆる並立任用の仕組み、これは一体どういう仕組みなのかということが一つ。それから、そういう仕組みを導入する目的は那辺にありやと。そして、仮にこの制度を導入したとした場合、どのように活用するのかということを想定しておられるか。私は、これは口で言うのは簡単ですが、この活用というのは現実的にはなかなか難しいんじゃないかなという感じがするんですが、この点についてはどうでしょうか。

○吉田政府参考人 常勤の職員の官職というのは、一週間当たり、勤務時間で四十時間分の業務量が予定されております。いわゆる並立任用と申しますのは、一週間の勤務時間が二十時間の二人の育児短時間勤務職員を一つの常勤官職に任用して、いわば二人で一つの常勤官職の仕事进行处理してもらうという仕組みでございます。これによりまして、二人が占めていた常勤官職のうちの一つの官職に欠員が生じますので、そのあいた常勤官職に他の常勤職員を任用することが可能になるというところでございます。

この並立任用が行われますと、同じ職場に育児短時間勤務職員が二人いる場合には、後補充のために二十時間の任期付短時間勤務職員を二人採用するという選択肢と、それからフルタイムの四十時間働ける常勤職員を採用するという選択肢が出てくるわけですけれども、専門能力のある人材の数に限りがあるという現状の中では、一人のフルタイムの職員を採用して有効に活用するという方が効率的あるいは合理的に業務を遂行することに資するのではないかとというふうに考えられているところでございます。

昨年の意見の申し出の前にこの制度を検討した際にも、幾つかの府省からこういう制度を活用したいという申し出もございましたし、並立任用に適した職場への積極的な配置がえ等も含めまして、この制度が活用される余地はかなりあるのではないかと考えております。

はないかというふうに考えております。

○重野委員 それでは次に、自己啓発関係について。

この自己啓発等休業制度、一つは、この創設する趣旨あるいは目的。そもそもこの自己啓発とは何ぞやということですね。それから、ここに、「等」ということになっていて、自己啓発等休業制度。この「等」が入っている、これは何を意味するのか。具体的に説明してください。

○谷政府特別補佐人 御答弁申し上げます前に、先ほどの育児休業制度に関する御答弁の中で、意見の申し出と申し上げるべきところを勧告と申し上げてまいりました。お呼び申し上げますとともに、訂正させていただきたいと存じます。

ただいまの御質問でございますが、公務を取り巻く社会環境が著しく変化いたします中で、そうした情勢変化に対応できますように、職員の幅広い能力開発が重要となつてきております。その方策の一つといたしまして、職員の自発性や自主性を積極的に生かした能力開発の機会を提供することが有用であり、そのための柔軟な仕組みを用意することが必要であると考えられます。

また一方、政府の開発援助大綱、これは平成十五年の閣議決定でございますが、これにおきまして我が国の人的国際貢献の促進が定められたということも考慮いたしまして、我が国の国際的立場に対する認識と公務員としての意識の一層の醸成を図るという観点から、職員の自発的な国際貢献活動を支援するための仕組みを導入する必要があるということも考えました。

そこで、国家公務員に自己啓発及び国際協力の機会を提供することを目的といたしまして、自発的に職務を離れて大学等における修学や国際貢献活動を行うことを可能とする仕組みを導入することとしたいと考えたところでございます。

それから、言葉の意味でございますが、辞書などを引きますと、自己啓発とは一般的に、みずから進んで知識を広めるとか、物事に対する理解を深めるというような意味として使われているのか

と思いますが、私どもがこの制度で使っております自己啓発は、大学等における修学を通じて幅広い能力開発、それから国際貢献活動を通じての我が国の国際的立場に対する認識と公務員としての意識の一層の醸成を図る、涵養を図るということでございます。そして、何らかの形で公務の能率的な運営にも資するというものを対象としたいというふうに考えております。

それから、この自己啓発休業等の「等」でございますが、この「等」は、本制度で、今申し上げましたけれども、自己啓発のほかは、目的としております国際協力、これを意味しております。法案の名前といたしまして、できるだけ簡潔にということと「等」という表現をしているわけでございます。

○重野委員 そこで、問題は、この制度をつくった場合に、どれだけの職員がこれに応じていくかということでありまして、この自己啓発等の休業に対する国家公務員のニーズがあるかどうかが一つ。あるいは、そういうニーズを調査したことがあるのかどうか、同じように、地方公務員についても同様なことをやったかどうか、人事院それから総務省、答弁願います。

○吉田政府参考人 人事院では、この自己啓発等休業に関する意見の申し出を行う前に、各省庁に對しましてサンプル的なニーズ調査を行いました。修学のための休業を無給でもいいから利用したいという職員が約六％、また、国際貢献活動のための休業を無収入でも利用したい、あるいは活動国で生活できる程度の収入があれば利用したいという職員が約一四％という結果になっております。

○上田政府参考人 地方公務員における自己啓発等休業のニーズにつきましては、職員団体等からの御意見の中にもそういう要望があるというふうに聞いております。

また、今回の法的措置は、人事院の意見の申し出を受けて、国家公務員、地方公務員を通じてこうした制度の創設が望まれるのではないかとという観点で提案をしておりますので、そのバックデー

タとしては、地方独自でとつたものはございませ  
んが、今人事院からお答えのあったこうした調査  
も一つの資料となるものというふうを考えており  
ます。

○重野委員 これについてはまだたくさん聞  
きたかったんですが、通告もしておつたんですけ  
れども、もう時間が来てしまひまして、またきよ  
うもたくさん積み残しが出ました。大変申しわけ  
ないと思つておりますが、またいつの機会か、そ  
こら辺について今後の議論の中でたゞだしていき  
たい、このように思つております。

いづれにいたしましても、この法律が本当に所  
期のねらいどおりに実効的なものになるかどう  
か、今後の運用いかにいかつてまいりますか  
ら、そこら辺はひとつしっかり詰めていた、だ  
いたというのを要望しまして、私の質問を終わ  
ります。

ありがとうございます。

○佐藤委員長 これにて各案に対する質疑は終局  
いたしました。

○佐藤委員長 これより各案について討論に入  
るのであります。討論の申し出がありません  
ので、直ちに採決に入ります。

まず、国家公務員の育児休業等に関する法律の  
一部を改正する法律案について採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

次に、地方公務員の育児休業等に関する法律の  
一部を改正する法律案について採決いたします。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

次に、国家公務員の自己啓発等休業に関する法  
律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

次に、地方公務員法の一部を改正する法律案に  
ついて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案の  
とおり可決すべきものと決しました。

○佐藤委員長 この際、ただいま議決いたしま  
した各法律案中、まず、国家公務員の育児休業等  
に関する法律の一部を改正する法律案及び地方公  
務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する  
法律案に対し、谷公一君外五名から、自由民主党、  
民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社  
会民主党・市民連合及び国民新党・無所属の会の  
六党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動  
議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。谷公一君。  
○谷委員 ただいま議題となりました附帯決議案  
につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御  
説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていた  
だきます。

国家公務員の育児休業等に関する法律の  
一部を改正する法律案及び地方公務員の  
育児休業等に関する法律の一部を改正す  
る法律案に対する附帯決議(案)

政府及び人事院は、次の事項について、十分  
配慮すべきである。

一 育児短時間勤務制度の運用に当たつては、  
各任命権者及び職員に制度の趣旨を十分周知  
し、男性取得の促進を含め、取得しやすい職  
場環境を整えること。

二 総務省及び人事院は、育児短時間勤務を取  
得した職員が人事管理や昇給、昇格等におい  
て不当に不利な取扱ひを受けることのないよ  
う、各任命権者を指導すること。

三 育児短時間勤務やそれに伴う並立任用の実  
施に当たつては、行政サービスの低下を招か

ないように十分留意すること。  
四 地方公共団体における育児短時間勤務制度  
の運用に当たつても、以上の趣旨に則り、必  
要な助言を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま  
す。

○佐藤委員長 以上で趣旨の説明は終わしま  
した。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本動議のと  
おり附帯決議に附帯決議を付することに決しま  
した。

次に、国家公務員の自己啓発等休業に関する法  
律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案に  
対し、谷公一君外五名から、自由民主党、民主  
党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会  
民主党・市民連合及び国民新党・無所属の会の六  
党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議  
が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。福田昭夫  
君。

○福田昭夫委員 ただいま議題となりました附  
帯決議案につきまして、提出者を代表して、その  
趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていた  
だきます。

国家公務員の自己啓発等休業に関する法  
律案及び地方公務員法の一部を改正する  
法律案に対する附帯決議(案)

政府及び人事院は、次の事項について、十分  
配慮すべきである。

一 自己啓発等休業の運用に当たつては、各  
任命権者及び職員に制度の趣旨を十分周知し、  
これを取扱ししやすい職場環境を整えること。  
二 任命権者は、職員が自己啓発等休業から復  
帰した際、その休業によつて得た能力を公務  
に十分発揮できるよう、適切な人事管理に努  
めること。

三 各任命権者は、自己啓発等休業制度の趣旨  
にかんがみ、職員が自己啓発等休業から復帰  
した後、早期に離職するようなことがないよ  
う、職員との十分な意思疎通に努めること。

四 地方公共団体における自己啓発等休業制度  
の運用に当たつても、以上の趣旨に則り、必  
要な助言を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま  
す。

○佐藤委員長 以上で趣旨の説明は終わしま  
した。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立総員。よつて、本動議のと  
おり附帯決議に附帯決議を付することに決しま  
した。

この際、附帯決議について、総務大臣から発  
言を求められておりますので、これを許します。  
菅総務大臣。

○菅総務大臣 ただいまの附帯決議につきま  
しては、その御趣旨に沿ひ、努力してまいりたいと存  
じます。

○佐藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委  
員会報告書の作成につきましては、委員長に御一  
任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、  
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 この際、暫時休憩いたします。  
午後零時四十七分休憩

午後二時八分開議

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

地方自治及び地方財政に関する件、特に地方税法及び地方交付税法について集中的に調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房審議官山泰明君、行政評価局長熊谷敏君、自治行政局公務員部長上田紘士君及び自治財政局長岡本保君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。武正公一君。

○武正委員 民主党の武正公一です。

地方税法、交付税法に関しての質疑、当初、法案可決前ということができませんでしたので、きょうこうして改めて質疑をさせていただきます。

さて、まず質疑に入る前に、ようやくというか、三月十三日提出と言われました放送法、これが先週金曜日に閣議決定されております。私は、三月十三日までということで衆議院の議運でも求めてまいりましたこの法案提出、それを過ぎたのであれば、今国会の提出は見送って、とりわけ参議院選挙もあつて会期延長もできないわけですから、臨時国会以降に当然提出をすべきであろう、こういうふうと考えておりますが、先週提出をされております。

その法案が、きょうも私どもの部門の勉強会で説明を聞きましたが、放送法等と言っておるんですけれども、放送法についても大変分厚い盛りだくさんの内容、それに電波法、そしてまた、近未来通信事件をもとにした、私はこれは法改正すべきでないという再三申し上げた電気通信事業法改正、

こういったものでセットで出されるというのは、当総務委員会では過去も、地方自治法の改正、あるいは平成十七年も放送法、電波法をセットで法案を出されて、私も民主党では両法案への対応が違っていたものから、やはりこうやって何でも一緒に出される、そうした政府、とりわけ総務省の国会への法案提出のやり方、これについては再三改善を求めてきております。

そういった経緯がある中で、時間も大変、一カ月近くおくれる中でまた三法をセットで出されるということは甚だ遺憾であり、改めて法案を出されるのであれば放送法だけに絞って提出をいただきたいということを重ねて求めておきます。

それでは、質疑に入らせていただきますが、まず、今回の地方選挙でいわゆるローカルニフェストが初めて解禁になりました。ただ、部数などでは、やはり東京の有権者一千万からするといかなものか、こういったような指摘もあるわけなんです。こうしたローカルニフェストの初めての選挙であったこの選挙を振り返って、ローカルニフェストについて、大臣としての御所見。

また、期日前投票がかなり定着してきたと思えます。ただ、期日前投票をしたくても、投票用紙が手元に届くのが告示後数日を経過するというふうになっております。今回、例えば県議選ですと九日間、特に最初は土日があるわけなんですけれども、その土日に期日前投票をしようにも、まだ投票券が届いていない。実際私のところもそうだったんですけれども、こういった実態があるんですけれども、これについてもまだ改善の余地があるのではないかと思います。以上二点、大臣の御所見を伺います。

○菅国務大臣 いわゆるローカルニフェストでありますけれども、各党派の皆さんの協議によつて、この選挙前に倫選特の委員長提案という形で法案が成立をし、この統一地方選挙から頒布できるようにした。そういう意味で、今、ビラの枚数についてのお

話がありました。これにつきましては、国政選挙だとか、あるいはそうした通常の枚数、そうしたバランスの上で今回取り決められたわけがあります。

やはり多くの国民の皆さんがそれぞれの選挙の際に非常に参考にする方がふえてきているようであり、今回の初めての導入でありましたけれども、今後、それを広げるについても、ぜひ各党派においてしっかりと議論をして方向性を定めてほしいなというふうに思います。少なくとも、今回のことによつて選挙に関心が高まったということは私は評価をしたい、こう思います。

期日前投票でありますけれども、実は私も期日前投票に行つたんですが、私のところはもう事前に着いておりました。委員のところはまだだったということであり、これはやはりできるだけの自治体が、告示前というんですか、その土日に対応できるようにするのがある意味では私は望ましい姿だというふうに思つています。私どもも、この徹底というんですか、そういうことも前向きに考えさせていたきたいというふうに思います。また、もつと言うならば、この投票をもつと多くの人に利用してもらえよう、そういう仕組みも一緒に考えていきたい、こう思つています。

○武正委員 ローカルニフェストはおっしゃるとおり委員長提案で成立しておりますので、これは各党派でやはり今回の検証が必要だというふうに私も思っております。

期日前投票をもう一度おさらいをいたします。投票券は総務省の政令によつて告示日に発送するということになっております。政令ですね。そうしますと、私が言った土日というのは最初の土日ですね、最初の土日に投票しようにも、まだ届いていなかった。私のところは月曜か火曜だったと思うんですけれども、期日前投票利用者にすれば、やはり土日の休みを利用してというふうにならうかと思っておりますので、やはり告示日に発送す

るといふのをもうちょっと前倒しできないのか。というのが私の問題意識であります。

総務省さんに聞きますと、いや、選挙人の確定が告示日の前日なんだ、こういうふうにおっしゃられるんですが、でも、三月月住んでいないと地方選挙は投票できないわけなんです。ということは、もう三月月前には投票人は確定されているわけです。しかも、年四回、三月、六月、九月、十二月の一日に選挙人の確定が定時で行われている。

ですから、問題は、前日なり前々日なり、それを確定する意味というのは、三月月間の間にどこかに行つてしまった人に対して、移動した人に対して投票券を送らないようにするという意味の確定であつて、どつちかという、無駄を排するというか、投票権がない人に投票券を送つちゃいけないということ、ぎりぎりまでそれをずらしてあるそうなんです。そうであれば、十二月一日から十二月三十日までの一カ月間にもし転居されて投票権を失つたような方々、そういった方々に対しては、例えば前々日とか前々日にそれがわかつていけば、前日の場合に、投票券は送つてしまつたけれどもあなたは投票できませんよとか、いろいろなやり方があると思うんですね。

そういった意味で、政令でやっておられるところであり、前日に確定をしなければいけないということも法律にもないわけですので、政令で対応ができるようなので、ぜひその点、これから地方選挙もあつた、また参議院選挙もあり、また期日前投票の利用をより進める意味で御検討をお願いしたいと思つていますが、再度、御答弁をお願いします。

○菅国務大臣 選挙人名簿の選挙時の登録は、新たに三月月の住所要件に該当することによつて選挙人名簿に登録されるものの、選挙権の行使の道を行って登録しているものというふうには承知しております。



一方、入場券がなくても投票も実ではできるわけでありまして、こうしたことも一方にはしっかりと広報していきたいというふうに思います。

いずれにしろ、できるだけ速やかに入場券が届くように、これは私も前向きに行いたいと思っておりますし、特に地方選挙は一回しか日曜日はありませんので、そういうことも配慮していきたいと思っております。

○武正委員 ぜひ、ことは選挙イヤーでありますので、そうしたお取り組みを所管省庁としてお願いして、投票率を上げていく、そしてまた有権者の皆様が投票権を行使できる、そのための所管省庁としてできる限りのお取り組みを強く求めたいというふうに思います。

さて、次に、税法、交付税法に移りたいんですが、六月からの定率減税全廃、地方への税源移譲、ダブルで、特に住民税が年収五百万円から七百万円までの層が二倍近くにはね上がる、こういうことでございます。

年収五百万円の方は、定率減税が昨年半減した後と、今回の全廃と税源移譲ダブルを比較しますと、これは総務省がつくったモデルでございますが、住民税が七百万円が十三万五千五百円、ほぼ倍。年収七百万円の方は、住民税が十八万一千三百円が二十九万三千五百円というところで、これは五割以上、六割くらいは上がっていく。一千万円の方も、四十二万二千円が五十三万九千五百円というところで、こちらは三割くらい上がる。

とりわけ中堅所得層に対する負担増、これは当然、所得税、住民税の中立ということとはわかっていながら、定率減税も加わりますので、一月に所得税が下がったということを、半年ぐらいたつとやはりだんだんみんな慣れてきてしまっていますので、ここで住民税がダブルで二割と二倍に上がってくるというのは大変な重税感を、特に年収五百万円の方々は持つというふうに私は危惧をするわけなんです。そういったことを考えると、やはりこの定率減税全廃と税源移譲をダブルにこ

しなげやらないかなったのか。再三申し上げているように、恒久的だと。安倍総理、菅総務大臣は、暫定的だと。そしてまた、税制の抜本改革は秋以降だと政府税調も言っているということであれば、なぜことしダブルでやらないかなったのかということ、私は、やはりこの定率減税は税制の抜本改革とあわせてやるのが国民的にも一番わかりやすいことではなかったのかなということを思うんですが、特にこの中堅所得層の重税感、個人住民税が約二倍にはね上がることに

ついて、改めて総務大臣としての御所見を伺います。

○菅国務大臣 委員も質問の中で言われておりましてけれども、税源移譲によって個人住民税が増加しても、その分だけ所得税が減少する、そういう設計で、所得税、個人住民税合わせると個々の税負担は変わらない、このことは御理解いただけているというふうに思います。

その中で、定率減税の廃止に伴って影響が生じるわけでありましてけれども、この定率減税の廃止につきましても、景気が一定の方向が見えてきた中で、十八年度税制改正において廃止することになったわけでありまして。

所得税と個人住民税をあわせて見てみますと、定率減税の廃止によって負担がもとに戻るものであって、例えば夫婦二人の世帯であれば、年間、給与収入五百万円で一十八万八千円程度、給与収入七百万円が四万一千円程度の負担増が生じるわけでありまして、そういう意味では過大なものではないと御理解いただきたいと思います。

○武正委員 私は、再三、暫定的ではなくて恒久的であった定率減税でありますので、やはり秋以降というか来年度以降の税制の抜本改革とあわせてやるべきであったと。今からでも遅くないというのが私の意見でございます。

続きまして、実際、住民税が上がっていくこと、要は、定率減税でも上がる、それから税源移譲でも上がる。厚生労働省の副大臣がお見えですので、その後お聞きしますが、厚生労働省以外で

この個人住民税がダブルで上がることに伴って連動して上がる個人の負担というものはあるでしょう。これは大臣、お答えいただけますか。

○菅国務大臣 税源移譲によって六月から個人住民税の税額が変動しますが、先ほど言いましたように、所得税が一月の段階で減税をされている。そういう意味では、所得金額や課税、非課税の区分に連動する仕組みになっている他の制度への影響は生じないというふうに考えています。

ただ、個人住民税額を用いて国民健康保険料を算出しております一部の市区町村においては影響が生じることがありますので、それぞれの団体において必要な措置がとられているところであります。

厚生労働省所管以外では、幼稚園就園奨励費補助金の算定に個人住民税額が用いられているところ。また、このほかに、保育所の保育料や地方団体独自の制度などについて影響が生じる場合がありますけれども、それぞれの所管省庁やそれぞれ別の制度を運用する地方公共団体が適切な対応がなされているというふうに考えています。

○武正委員 それぞれの地公体が適切な処理をされるというふうに考えておられるということですが、今言われたような厚生労働省以外のこともそれぞれ別の省庁がきちっと地公体に対応しているかどうかは、やはり横ぐしで総務省がしっかりとチェックをするべきだというふうに思いますので、この点遺漏なきよう御対応をお願いしたいと思います。

厚生労働省関係は非常に多いと思うんですが、個人住民税に連動する制度、今言われた国民健康保険料のほかにも、介護保険料、介護保険制度の利用料、国民年金保険料、児童手当、児童扶養手当、障害者自立支援等ございますが、厚生労働省関係で個人住民税に連動することがあり得るのか。そして、それについて、今言われたように地公体に対応するか、副大臣にお答えをいただきたいと思

います。

止、地方への税源移譲の実施により、六月から住民税が増加することに伴い国民健康保険料が影響を受ける、こういうことでございます。そのことは今総務大臣からも触れていただきました。

一方、介護保険の保険料及び利用料、国民年金保険料、児童手当、児童扶養手当については、影響を受けません。また、障害者自立支援法関係では、本年七月より対象となる所得割の額を設定し直すことにより影響が生じないように措置することとしたしております。以上です。

○武正委員 国民年金保険料はいかがでしょうか。

○石田副大臣 国民年金につきましては、影響はございません。

○武正委員 今お話をしました国民健康保険と障害者自立支援、これについて影響があるということですので、それについては、厚生労働省さんからも、また総務省さんからもきちっと地公体への御対応をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、副大臣、どうぞ。どうもありがとうございます。

続きまして、お手元に資料を配らせていただきました。二枚目は先ほどの所得税、個人住民税の税額についての表でございます。交付税特会の償還、十八年度補正で五千三百三十六億円償還しておりますが、十九年から二十年にかけてこのような償還額という表でございます。毎年一〇%ずつふえていくという制度設計でありまして、まず、十八年度補正で五千三百三十六億円しか返さなかった理由。たしか二兆五千億円くらい、そういった意味では余剰というか税収増に伴うそうしたものがあつたわけですので、私は、お金があるうちにもっと返しておけばいいのになというふうに正直思いましたので、この点がなぜなのか、もっと返せさんじゃないですかというの

の点、それをどうしてもそのときに五千三百三十六億円にしたのは、毎年毎年一〇%ずつ増額して三十四兆円を、三十八年度には三兆五千億返す制度設計ゆえにそういうふうになされたのかと思

ますが、やはり毎年一〇%ずつふえていく。わかりやすく言うと、借金の返済を、定額ではなくて、しかもお金があるときに返そうというんじゃないかと、これから毎年一〇%ずつ借金の返済額をふやしていくというのは、一般的な民間の感覚でもなかなか無理があるんじゃないのかな。お金があるとき返しませう、あるいは毎月、毎年決めた額を返していきませう、それに伴ってそれこそ将来の生活設計をせよというものが個人あるいは民間のわかりやすい感覚だと思ふんですが、なぜこういうような制度設計にしたのか。

以上二点、お伺いしたいと思ふます。

○菅国務大臣 まず、委員御承知のとおり、交付税特別会計の借入金金は五十三兆円ありました。その中で、国分と地方分を分けて、三十四兆円について地方が償還をしていく。いづれにしろ、この交付税制度の持続可能性というものを確保するということが、これは私も非常に大事だということに思っていますので、そういうことで早期返還を実は決定しました。

言われましたように、十八年度補正で五千三百三十六億円の償還をすることになりました。そして、毎年度一〇%ずつ段階的に増加する形で二十年間で償還計画を、今の資料にありますように決定をさせていただきました。

仮に、この補正において五千三百三十六億円、これに増額をするならば、平成十九年度に繰り越して交付税総額に加算している一・五兆円、これが小さくなってしまう。また、十九年度に安定的な財政運営に必要な交付税総額というものについては当面の償還をした上でも確保できる、そういう見通しがあったものですから、このような形にさせていただきました。

○武正委員 十九年度については、当初の税収見込みよりもふえるということも既に言われているわけですので、私は、やはり十八年度補正でも少し踏み込んで返済ができたのではないのかなというふうに思っております。

それと、今の一〇%ずつ上がっていくことが、

先ほどの率直な、素朴な感覚からいって非常に無理があるように思ふんですけれども、なぜ毎年一〇%ずつ返済額をふやしていくことにしたのか、その根拠をお示しいただきたい。

○菅国務大臣 今委員からの御指摘にありましたように、その資料によれば、最終的には平成三十八年度三・六兆円、毎年の償還の増額というのは五百億円程度であつて、最終年度で前の年と比べ三千億ふえるわけでありませう。

これについては、内閣府で試算された「進路と戦略 参考試算」によれば、地方交付税の法定率分というのは現行法定率の場合でも毎年約五千億円程度も増加しております、今回の償還計画は一定のそうした前提のもとに立てられておるところであります。

今後、安定的な経済成長に努めることによって、歳出の効率化努力や歳入確保努力を続けていくことによって、計画どおり償還できるように努めていきたいと思つております。

とはいえ、経済というのは不確実性が伴うことも事実だということに思っております。この償還計画の前提である経済が順調に推移しない場合には、今後の経済動向とか地方財源不足の状況などを踏まえてその時点で十分検討して対応していきたいと思つております。

○武正委員 十分検討して対応していきたいというお話なんです、多分、これは財政当局とか財務当局、財務省とのやりとりの中でいろいろこういった額を決めてきたと思ふんですね。国全体の財政事情の中でこうした形をとってきたと思ふので、総務省だけで対応していくということもやはりかなり無理があるのではないのかなというふうに思ひます。

毎年五千億ずつふえていく国税収入あるいはその根拠となる五税ですか、言われたわけですが、これも、この十年間をとってみても、平成十七年と昭和六十二年、六十三年を比べて、あるいは平成元年と比べると、国税収入は十兆円、租税収入は下がっているわけですね。地方税の収入もでこ

ぼこで、上がった下がりというものがこの二十年間やはり続いているわけですね。

ですから、これからの二十年間、毎年五千億、五税なり国税の地方交付税の算定基準がふえまふよというのめいかかなものかと思ひますので、今回の制度設計、国と地方ではつきりと責任を分けたというのは評価をしても、この返済計画には非常に無理がある。また、そのときに総務省だけで対応しますといつても、説得力からいって、やはり政府全体でどういう形でこれに対応できるのか。

これは地方交付税制度全体、民主党は地方への一括交付金、これも過渡的な考えであります、こうしたものを打ち出してありますが、やはり交付税のあり方そのものも、交付税特会の借入金の償還計画は改めて提起をしているということをするときにあわせて指摘をしたいというふうに思ひます。

さて、今回、交付税法の改正で新型交付税を提案されておりますが、その前に、私は、今三千三百の自治体が約千八百になっているわけですが、これも、この先政府は、自治体の合併目標を幾つに置いて、いつまでにどのような手法で市町村合併を進めていかれるのか、御所見を伺いたいと思ひます。

○菅国務大臣 市町村合併につきましては、与党の行政改革推進協議会における、市町村合併後の自治体の数を千を目標とする、そういう方針に基づいて、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進するという閣議決定に基づいて、政府として積極的に進めていきたいというふうに思っております。

現在、平成十一年十一月には三千二百三十二あった市町村数が、本年四月には千八百四となつたわけでありまして、それなりの効果があつたというふうに思つております。

しかしながら、現在でも、人口一万未満の市町村も五百程度存在しております。少子高齢化の進行や厳しい財政状況、さらに地方分権の進展な

どを踏まえるときに、市町村において、行政基盤の強化の観点からも、合併新法の期限、平成二十二年になつておりますけれども、ここを見据えて、合併について検討していただきたいというふうに思つておるところであります。

この合併新法におきましては、都道府県が市町村合併の推進に関する構想を作成したりあるいは合併協議会の設置勧告をできるようにするなど、都道府県の役割を強化しております、さらなる都道府県の積極的な役割を期待しているところでありませう。

政府としては、市町村合併支援プランによつて各種支援措置を講じるとともに、都道府県と協力をしながら、引き続き市町村合併というものを一つの千という目標を目指して取り組んでいきたいと思ひます。

○武正委員 行革大綱でも千ということをやっているわけですが、具体的にいつまでというのは決まつてはいないということでもよろしいでしょうか。

○菅国務大臣 具体的な最終目標年次というのは決めておりませう。

○武正委員 それで、これまで千八百まで進める中で、やはり合併の特例に基づいて、合併に伴う地方債の発行について交付税措置を、これがかなり合併を促してきた、一つのインセンティブ効果があつた、これは大臣も認めておられると思ふんですね。ただやはり、先ほど触れたように、財政当局のそうした考えも当然あるでしょうし、これがこの先使えないという中でどうやって市町村合併を進めていくのか。

先ほど都道府県に頑張つてくれというお話でしたけれども、果たして、では都道府県知事が、それこそ分権時代ですので、市町村合併についてもかなり、いや、ここまでやつたんじゃないのかというふうな見方も都道府県知事には一部あると思ふんですね。その中に、知事に頑張つてくれと言つても、それこそ総務省、政府は、ないそでは振れないよ、あとはもう自主的に頑張つてよと言つ

て、本当にこの先市町村合併が千に進んでいくのかどうか。

また、合併もかなり無理をしてまいりましたので、果たしてそれが本当に住民にとって、福祉の向上にとって役に立つのか。あるいは、コミュニティがそれこそ崩壊していないか。それこそ、地域間の格差がこれによって、それぞれの地域で大きな合併の市町村が誕生したことによって、それぞれの市町村の中での格差が拡大しているのではないのか。

こういったさまざまな疑義もあるわけですが、千という目標をとらえて、今言ったような合併特例債、これが、交付税措置がない中でどういう形でインセンティブをつけていくのか、御所見を伺います。

○菅国務大臣 まず、三千二百から千八百になった。これは、全国を見てみますと、都道府県によつて非常にばらつきが実はあるわけでありまして、寺田委員のところの秋田県なんかは合併が非常に進んでいる。しかし、合併の進んでいないところもある。私ももとすれば、まず先行して合併をしていただきたそうした市町村、そこがまず合併してよかったという仕組み、当初目標のようになることというのは、私は、極めて大事だということに思っております。

そのことも、関係省庁によつてこうした支援を行うことになっていきますので、その効果というのはこれから出てくるというふうに思っています。ですので、合併効果が上がった合併の一つの模範的な自治体がふえてくれば、当然、続く市町村もそうした方向になってくると私は思います。

○武正委員 では、合併効果はどういったところから出る、あるいはそれをどういうところで評価されるのでしょうか。

○菅国務大臣 例えば、単独の市町村ではできなかった、幼稚園とか、保育園とか、学校とか、あるいは図書館とか、高齢者福祉とか、全体の中で見られるわけでありまして、私は、合併効果というのはやはり非常に大きなものが出てくるというふうに思っています。

てくるというふうに思っています。

それと、コミュニティのためのバスの運行だとかいろいろなことを今それぞれの自治体で取り組んでおりまして、効果も出始めていますので、私は、必ずそういう効果が出てくると思っております。

○武正委員 そういふ合併効果が目に見えた形で住民の方がわかるには、一つにはやはり分権を徹底して進めていくというのがまず第一だということに思っております。

一方、コミュニティというお話がありました。ただ、今まではそれぞれの市町村がコミュニティとして成り立っていたわけですから、それは自治区とかいろいろな形の補完的な法改正も既にありましたけれども、やはり旧来の市町村が大きなものになってしまった中でどういふ形でそれを補完するのか、これがやはり問われてくるというふうに思いますので、その点は、この先、この総務委員会でもきっちり議論をしていきたいと思っております。

そこで、新型交付税なんです、 $a \times b \times y$  コール、都道府県が三対一程度、市町村が十対一程度ということで、 $x$  が人口、 $y$  が面積ということとで算定方法を出していただいています。都道府県は三対一ということで、人口と面積という面積の三倍人口を評価する。ただ、市町村は十対一ということとで面積よりも十倍人口について評価をするという数式になっているので、これはもしかしたら市町村の合併を促すために三対十にしているのかなというふうに、うがった見方もされると思うんですけれども、この点についてはどのようにお答えになりますか。

○菅国務大臣 うがった見方はしない方がいいのかなと実は思っておりますけれども、いずれにしても、今委員御指摘されましたように、都道府県は三対一、市町村は十対一ということは事実であります。

これは、新型交付税で算定をする投資的経費について、都道府県分においては、土地改良事業など、面積の広い狭い、これによって事業量が増減する事業のウエイトが非常に高いということである。

また、この新型交付税の制度設計に当たっては、人口が少ない地方公共団体ほど人口一人当たりの行政経費がかかりますので、そうしたことを反映するとともに、条件不利地域の財政需要にも配慮するなどしながら変動額を最小限にとどめることとしたところであります。

新型交付税の導入というのは、前にも申し上げていますが、算定の抜本的簡素化と交付税の予見可能性を高める、そういう中で行われたものであつて、市町村合併を推進するためのものではありません。

○武正委員 どうしても、都道府県が三で市町村が十ですから、うがった見方をしないでくださいといつても、そういう指摘がされるところもあるということでございます。

いずれにせよ、やはりこの新型交付税はよくわからぬというところでありまして、これから五兆円までこれを拡大していくということでありまして、やはり説明責任がきつちり果たせるように、簡素化というところは私も理解できますし、人口、面積については私もこの委員会ですうしたことを提起したこともあります。

ただやはり、今合併に伴って、それぞれの市町村の抱えているさまざまな課題、またこれから市町村を千にしようとするときに、これがそれのてこになる形で使われてしまうとまたおかしなことになりますので、やはりきつちり制度がわかりやすい形で説明ができるように取り組みをしていくべきだと。我々は、やはり新型交付税は問題ありという立場にはないところでございます。

さて最後に、平和祈念事業特別基金が、ことし四月一日から二年間、請求受け付け期間としてい

る恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者、それらの対象人数は何人であり、今年度の予算総額は幾ら、その予算総額の対象人数は何人であるかを御答えいただきたいというふうに思っております。

昨年、総務委員会での法案は可決をしたわけですが、民主党は、三十万から二百万円までというところで、基金全額を取り崩して、それも国債で支払うべきというふうなことを主張しましたが、政府案の、半額をもって、しかも十萬円の旅行券ということでもあります。

既に始まっているわけなんですけれども、どうも、総務省のホームページあるいは市町村に資料は置いてありますが、申請制度、当事者からの申請に頼っているところもあります。平均年齢八十五歳という方々であり、長年待たれていた方々でありますので、私は、もっと積極的にこの周知徹底を図るべきというふうに考えておりますので、今の点についてお答えをいただき、例えば、対象者の特定が可能であるならば、あるいは可能でないとしても、できる限り団体を使ってその周知徹底を図るなど、やはりこの特別慰労品贈呈対象者への告知方法について改善をしていくべきだということに考えています。

以上、最後、この三つの質問をまとめてお答えいただきたいと思います。

○菅国務大臣 今回の特別慰労品の贈呈事業の対象になられる方々は、実際の申請は別にしまして、恩給欠格者は約七十万人、戦後強制抑留者は約十一万人、引揚者は百二十四万六千人と想定をいたしております。

今回のこの贈呈事業の実施に当たっては、平和祈念事業特別基金の資本金の一部を取り崩す形の中で、今年度は、平和祈念事業特別基金による贈呈事業の過去の実績などを踏まえまして、約二十七万の申請を想定し、九十八億円予算計上をいたしております。

そして、特定は可能であるのか、あるいはもし可能でなければどういう理由かということであり

ますけれども、申請者一人一人について、個々に軍歴などを確認する必要がある人が約二百二十万人という大変膨大な数が見込まれています。

この対象者のうち、昭和六十三年から昨年末で、この基金による書状等の贈呈を受けられた八十四万人の方々についても、贈呈時の状況は把握できるものの、その後の死亡、転居等の個々の消息は把握されておりません。

こうしたことから、この慰労品の贈呈対象者を特定するというのは極めて困難かなというふうに思っております。

そういう中で、周知について、具体的には、全都道府県担当者会議による事業内容や受け付け体制の説明、全都道府県及び全市区町村窓口のポスター、パンフレットの掲示、配布の要請、都道府県、市区町村広報誌への掲載の要請。さらには、平和祈念事業特別基金のホームページに掲載するとともに、今月の五日以降は中央紙と地方紙の計七十三紙に新聞広告を掲載するなど、対象者に広く周知するように今全力で取り組んでいるところであります。

〔委員長退席、谷委員長代理着席〕

○武正委員 前回も、銀杯については対象者の六割程度というふうなこともありまして、やはりこれは、大臣が拉致問題に積極的に取り組んでいるところは評価するところなんです。シベリア抑留者あるいは中国の残留孤児等、やはり日本人の生命財産、あるいは日本の領土、領海を守るといふことに大変取り組んでこられた大臣であればこそ、やはりこの周知徹底、さまざままだやり方があると思うんです。団体をもっと活用もできますし、今までの過去の方々をしつかりと把握することもできると思うんですね。予算があつて、それで人をということでは、その周知徹底があつたやよろそかになっているとすれば、やはり我々後輩が、さまざま、先人の、先輩の御苦労に對して、その責任を国会は果たしていないぞ、あるいは政府は果たしていないぞというそしりを免れ得ないので、改めて、その二年間の取り組み、

しかも平均年齢八十五歳ですので、よろしくお願いをしたいと思いますが、最後、一言御決意をお願いいたします。

○菅国務大臣 私どもも、今日の平和のために国を代表して戦つてこられた、そうした人たちに對してできる限りのことはさせていただきます。そういう中で、周知徹底、まずそれが最大でありますので、そのことに全力で取り組んでいきたいと思ひます。

○武正委員 ありがとうございます。

○谷委員長代理 次に、寺田学君。

○寺田学委員 民主党の寺田と申します。四十分の間、菅大臣と、土屋政務官にもお願いしていたんですが、よろしく願ひしたいと思ひます。

秋田の方でも、この間の日曜日、県議会議員選挙がありまして、余り勢力図に大きな変化はなかったんですが、うちの父親が非常に暗い顔をしておりまして、どうしたのかと尋ねたところ、おまえみたくにねちねち質問する議員が復活して本当に憂うつだということを言われました。私自身として、きょうの質問を眺めて見ていると、非常にそういう意味では該当する質問ではあります。議員の役割として頑張りたいと思ひますので、四十分間よろしくおつき合ひください。

質問に入る前に、きょうの朝日新聞の話、後藤委員の方からも触れられていましたが、「消費税 地方に配分増」というような記事が載つておりました。長年といひますか、私も麻生大臣のころからいろいろ質疑をさせてもらつていますが、この手の話題が出ることは出るんですが、実際、本場に消費税の五パーのうちのパー以上のものを地方に持つてきたり、あとは、税目交換にも言及されているようにすけれども、これが実現したことがないので、そういう意味でいうと、今まではそういう記事が出て余り注目しなかったんですが、事菅大臣となりますと、決めたことは何でも動かないぐらいかたい決意を持たれておりますので。

この記事、伝聞調のところで、六月ごろまとめる骨太の方針に盛り込むんだということが書かれています。実際、本場に盛り込まれるとしたら大きな一歩だと思ひますけれども、実際、盛り込まれるおつもりがあるのか、そしてまた、それに対する不退転のお気持ち等を御披露いただければと思ひますが、いかがですか。

○菅国務大臣 私は今のこの地方全体を考えたときに、やはり法人二税が東京に余りにも集中をしてきている。そして、これはまた十九年度もそういう傾向であることは間違いないわけでありまして、この問題について避けて通ることができない、これについては真つ正面から取り組んでいきたい、こういう決意をいたしました。

財政諮問会議におきまして、東京問題というのを実はかつて私は初めて提案をいたしました。ことしの秋以降に抜本的な税制の見直しをやる、例えば、消費税を据え置いた場合でも、今の仕組みではやはり余りにも東京に集中し過ぎていて、ここについて、その場合はどうするのか、そこも含めて、私としては、まさに決意を持ってこの問題については取り組んでいきたい、こう思ひます。

○寺田学委員 余り他の方が拍手されると、私も賛同しがたいんですが、いざいせよ、六月というショートノータイスでもありますので、ぜひとも御努力いただきたいというふうな思つております。本場に、地域間格差を是正する意味においては、この税目交換というのはほつとけない話でもありますので、放送法等でごりごりやられたりも、こちらの方でごりごり頑張つていたのだいた方が国民のためにはなるのではないかなと思ひますので、ぜひともよろしく願ひします。

「頑張る地方応援プログラム」並びに地方交付税の新型交付税について質問したいんですが、ある種、国と地方との距離感ということをはかる意味で、三位一体の補助金改革についての大臣の御所見というのをまず伺いたいんですが、補助金改革

を行つたそもその理由というものは何であるとお考えになられていますでしょうか。

○菅国務大臣 まさに、地方が国の影響なしでみずからのことを考えることができる、地方の自由度を高めた、そうした思いからであります。

○寺田学委員 並びに、昨年の国会で設置いたしました地方分権推進委の方でも国の義務づけを廃止する方向性でやつていくということを考えますと、今の御答弁も含めて、国としては、地方のことに關して過剰なまでに関与することやめ、かつ何かを奨励的にさせようということも控えて、本場に自分たちの財源を持つて、自分たちの自由な発想を持つてやつていくということ、地方自治というものを充実させていくということ、つまりである、そこは変わらないものだと思つております。

そういう意味において、「頑張る地方応援プログラム」というものを出されたその御意思とか目的意識は、私自身も何の曇りもなく大賛成であります。ただし、ちよつと、このやり方、具体的な政策の中身となると、私は、いかがなものかなと首をかしげたいところがたくさんあります。目的は本場にいいと思ひます。命令放送のときもそうだったんですが、拉致問題を解決したいというお気持ち、目的は非常に賛同申し上げるんですが、そのやり方として、命令放送を使つてどうこうというのは、他の部分に大きな影響を与えてしまふということがあつたと思ひます。

そういう意味で、この「頑張る地方応援プログラム」、三千億程度の予算を組まれてやる仕組みですけれども、本場に効果があるのかという点と、本場に公平な制度としてつくれるのかどうかということ、そしてまた、それを交付税でやるというこの是非、さまざま問題点をはらんでいる一つの仕組みだと思ひます。

何度も聞かれていますので、御答弁も飽きられてくるかもしれませんが、まず、そもそも何でこういう具体的な仕組みをつくられたのか、大臣自身、お考えを御披露いただければと思ひます。

そういう意味でいうと、町の美化に取り組んで、その町に住む方々の気持ちを高揚させて、町自体の活気が上がっていくということもあり得ることで、例えば町の美化ということに頑張る自治体があってもいいわけです。それが正当に評価される仕組みにはなっていないわけですが、でも、なぜにこういう経済的な指標に偏った形で頑張りを成果指標としてピックアップしようとするか、御答弁いただけたらいい。

まさしく私はそのとおりだなと思っていて、成果指標に何を挙げていくか、もちろん頑張ろうとしたことに対して特交の方でお金をつけていく仕

○菅国務大臣 例えば、そうした先駆的な取り組みというのは、今申し上げましたけれども、特別交付税の取り組みという形では、たしか三千万

どうなのでしょう、特交の話を大臣がされましてから、これはふるさと創生資金と何が違うんですか。

は、全国の公共団体を一律に、あのときたしか一億円だったと思いますけれども、配付をしました。私どもの今度のプログラムは、地方が独自のプログラムを円滑に取り組めるような、その取り組みに対しての経費として私どもは講じるわけがありますので、そしてまた、具体の成果目標を掲げる、そこにこの交付税措置がありますので、そういう意味で、ふるさと創生の資金とは明らかに違うというふうに私は思います。

こうしたプログラムというのは、取り組み経費支援に加えて、今申し上げましたけれども、成果指標の中で交付税を措置していくという二段構えになっているところでもあります。

いずれにしても、地方団体がみずから取り組み姿勢というものを発表するということが前提であります。

○寺田学委員 ふるさと創生との違いを、事前にプログラムを発表するとか、あとはそこに数値目標をつけるのか、何かそういうのがあるのかもしれませんが、総務省としては、そのプログラムに対しては、もちろん地方の自主性を尊重するということが口は出さないでしようし、たとえ成果指標を出したとしても、目標に達しなかったときにお金を返還してもらうということがない以上、目標を出しつつ放しでもいいわけですね。それが三年間続いているということになると、多少その部分の違いがあったり、あとは特交で出すのか、財政需要額の算定を一億分高めてやるとかそういうような形でやるのかぐらいいい違いはなくて、もう少し側からしてみれば、はいと手を挙げてちよちよちよと目標をつけられれば三千万もあって、もちろんそれを大事に使うか大事に使わないかは別ですが、けれども、三年間で九千万になるということになれば、ほとんどふるさと創生と一緒にだと思ふんです。

ふるさと創生のあの施策の是非というものをまたここでやるには、ちよと時間が足りない過ぎるのであれなんですけれども、私は、何度も申し上げ

げるとおり、地方を応援する気持ちを物すごく大事だと思うし、その大臣のお考えは大賛成なんです。でも、どうも無駄なような気がするんですよ。ないよりあった方がましだという地方の実情を考えると、そういう形でも特交からお金をもらった方がいいとは思いますが、でも、どうも大臣自身が考えられている効果というものが上がるとは限らないんじゃないかなというところで、御再考願いたいと思っているんです。

効果という意味でもう少し伺いたいんですが、そもそもこの「頑張る地方応援プログラム」の、毛色というのなんですか、地方に頑張ってもらおうインセンティブを与えるためにこういうプログラムをつくったのか。それとも、多少リンクしますけれども、あんなに頑張ったねというところで御褒美を上げましょう、御褒美という言い方はちよと上から下という感じがするんですけど、頑張ったのであればお金を上げましょう。これはかなりインセンティブの部分とかぶるんですけど、どっちの色合いが強いプログラムなのかということ、大臣自身はどのようにお感じになられておりますか。

○菅国務大臣 私は、ぜひ地方がそれぞれの特色を生かして頑張ってもらいたい。そういう中でよく言われたのは、取り組み経費がないだとかいろいろなことがありましたので、そういうことで、地方がみずから、これをやるぞ、そういう計画を出していたで、そこで取り組み経費もそういう特交の形で用意させていただく、そういうことであります。地方自治体も今かなり、それぞれの隣の町と比較をしたり、そういう状況になってきていますので、そういう意味で、うちはこれだけ頑張ったけれども何もないという話も実はよく聞きました。これは、特に行政改革のときはいろいろな市町村長から私はよく言われましたので、「頑張る地方応援プログラム」以前に、もう既に行政改革のインセンティブ算定というのは政策課題として取り組んできたところでもあります。

○寺田学委員 端的にもう一度伺いますけれど、

れども、頑張るインセンティブを与える仕組みだということでもよろしいですか。

○菅国務大臣 そう言われると、私はそうではないと言いたいと思うんです。

要は、とにかく地域の魅力を生かして頑張ってもらいたい、まずそこが基本です。ですから、そこで取り組み経費という形をまず特交で手当てをさせていただく。そのほかについてはやはり全国の客観的な成果指標の中で、地方自治体が自分で頑張ったことについては客観指標の中で交付税で措置をしていく、そういうことでありますので、決めた打ちというのではなく、その辺の思いというのには理解をいたしたいと思います。

○寺田学委員 立法趣旨というのはいろいろ法律にもあると思うんですが、その立法趣旨は何なのかということをお聞かせいただけますか。

何でお金をつけるのかという細々とした理由はあるんですが、この仕組みによって頑張る地方を応援する。ただ応援したいのであれば、私は応援するんではないかと続いているのには、一応血税を毎年三億突っ込んでやるということ、その三千億に見合うだけの立法の趣旨、立法の目的があつて、その目的は何であるかといったら、頑張る人たちに、必要経費という理由でお金をこちら側として補助する、補てんするという形をもつて、もつと頑張ってもらいたい。頑張っているところと頑張っていないところの差をつけることによって、より頑張る人たちのインセンティブをかき上げていく、ないしは、頑張っていない人にも、では頑張ろうという気持ちを引き起こしていく。そういうインセンティブを植える仕組みなのかなと思っているんですが、インセンティブを植える、インセンティブを地方の側に持つてもらうための仕組みではないんですか、これは。

○菅国務大臣 委員長代理退席、委員長着席。それがすべてじゃないということでありまして。

やはりそれぞれの地方の特徴を生かしたまちづ

くりをやつてほしい。そういう中で、先ほど申し上げましたけれども、取り組み姿勢の第一段階と、それと成果指標ということで第二段階という二つの段階になっておるわけでありまして、インセンティブだけではなくて、活力ある地方になつてほしい、そういう思いの中で仕組みをつくらせていただきました。

○寺田学委員 自由に独自の施策を展開する活発な地方にしてほしいがために、お金をつけたこのような仕組みをつくったというところが口ジツクだとは思っています。

そこで、土屋政務官にお伺いをしたいんですが、いかがですか、長らく市長をやられていて、九つ挙げられていますけれども、もし今も武蔵野市長だということであれば、この指標を挙げられて、よし頑張るぞというお気持ちになりますかね。この指標を挙げられてどう思いますか。

○土屋大臣政務官 やめちゃったものですが、今どうだと言われても若干困るところがあるんですけど。

直接のお答えにならないかも知れませんが、私は全国市長会の中で長らく役員をやつていたことから申しますと、市長会側の要望というのは、頑張っても交付税が削減されるんじゃないか、例えば企業立地をしても、その分税収が上がっても削減されるんじゃないか、こういうことがたびたび言われました。それからもう一つ言われたのは、御承知のとおり、がちがちの補助金が今まであったわけでありまして、どこでも同じようなまちづくりしかできないんじゃないかという、この二つのことが強く言われて、寺田先生のお父さんも含めて、我々側としては、もう少し自由な発想でまちづくりが活性化できないかということ、首長側としてはずっと要求してきた、こういうことがあります。

こういうことにこたえる意味で、今、菅大臣の御提案、また安倍内閣の方針によりこういうプランが出てきたわけですから、従来の補助金から比べるとはるかに自由度が増している。しかし、客



観的な指標みたいなものをつくらないとそれは恣意的になるわけですから、一応こういう目標をつくった。こういうことですから、その背景を考えると、もし現場の市長だったら、よし頑張るぞ、こう思ったなど、私は今ここで思っている次第でございます。

済みません、答弁が長くなって恐縮です。

なお、全国の市町村のところへ何市か行きましたらば、こういう答えも出されました。例えば、人口がふえる、こう言うけれども、ふえるふえるといったって、幾らやってもふえないんだ、減らないで頑張っているのを、これも頑張りなんだ、減り方が、本当はぐっと減るところを減らないで頑張っているのを頑張りっているんだと。そうすると、私は、では踏ん張る市長応援プログラムですと申し上げたわけですが、こういうことも含めて、菅大臣がたびたび御答弁しておりまして、さらに、平成二十年以降に、妥当な指標があればつくっていききたい、このように菅大臣の指示のもとにやっているとどこでございませう。どうぞよろしく願いました。

○寺田(学)委員 物すごく答弁長いですね。やる気になりますかどうかというのを伺いたかったです。もちろん、政務官になられているとか市長会の役員をやられているというのはあるんでしよう、実際ハンドリングされていたわけですから。

率直な話として、特段、別にプログラム申請をしようとしなくても、暫定的ですけども、この九つの指標が動いたところは基本的に二千二百億の中から割り振られてお金をもらえるわけですから、特段頑張るとは思わないんですよ。

インセンティブ効果があるかどうかというところ、ロットが小さいということも含め、あと、さっき政務官が最後に言われたとおり、頑張らない、踏ん張る市長だとして評価されてしかるべきだし、矢祭の方だって、出張をして役所業務を広げているというあり方だって頑張っているんですから、一

律にこういうものを挙げてやるのは難しいです、公平に頑張りを評価することも非常に難しい。かつ、ロットが小さいということも含めて、意味がないような気がするんですよ。もしここに二千二百億使ったのなら、前回逢坂先生とかも言われていましたけれども、自治体病院とかも大変ですし、まだまだいろいろなところに、お金を使えるところは、使わなきゃいけないところはたくさんあると思うんですよ。そういう意味で、僕は、このインセンティブ効果に関しては非常に少ないんじゃないかなというふうに思います。

大臣が先ほど答弁された中で、インセンティブの話だけではない、他にもあるということは、裏返して言うインセンティブは含まれているわけですから、そのインセンティブ効果に関して、このプログラムによってインセンティブ効果はあると大臣自身はお考えになられているかどうかだけ、まずお伺いしたいと思います。

○菅国務大臣 それはあると思います。

○寺田(学)委員 土屋政務官もあると思いますか。

○土屋大臣政務官 あると思います。

○寺田(学)委員 行政改革指標というのがまずあります。まず土屋政務官からでいいです。行政改革指標、従来やられている部分もありますけれども、これによって行革のインセンティブは高まるというふうにお考えになられますか、土屋政務官。

○土屋大臣政務官 行政改革は、自立性を高めるために、それぞれの千八百四の基礎的な自治体を中心としてやるわけですが、さらにこういう指標があればインセンティブは高まる、このように考えております。

○寺田(学)委員 これがねちねちとしたと言われるゆえんかもしないんですけども、総務省の岡本全勝さんの「地方財政改革論議」というのを、私、ちよっと勉強不足だったのいろいろ読むんですけれども、「行革努力をして経費を削減する」と地方交付税配分額が減るので、地方団体は行革

努力をしない」との説を述べる人がいる。これはまったくの間違いである。というふうに書かれていて、交付税算定の仕組みから導いて、行革努力をその単年度ですればその自分たちの自主財源はふえるんですよということを言われていて、交付税をふやさなくとも行革努力のインセンティブは高まるんだということを切々とおっしゃっていらっしゃるんです。

私もそのとおりだと思っております。交付税が減らないとかという話は十分な形じゃない情報として与えられて、しっかりと行革努力をすればその分だけ自由に使える財源は高まるんだという話もされているんだと思いますが、それでも行革のインセンティブはあると土屋政務官は思われますか。

○土屋大臣政務官 先ほどお答えしましたように、それぞれ自己努力をするわけですが、さらにそれに加速される、こういうことだろうと思います。

○寺田(学)委員 全くの間違いだらけで言っている仕組みなので、そういうところは十分整理した上で、情報的に……

大臣、お答えになれますか。では、大臣、どうぞ。

○菅国務大臣 実は私は、岡本、当時総務課長でしたけれども、大激論をしました。今までの総務省の考え方というのはそういう考え方でありました。しかし、私は、多くの地方自治体の長の皆さんからさまざまな話を聞いたときに、やはり今の仕組みは非常に問題がある、こういうことも実は言われたということも事実であります。そういう中で、私、副大臣当時でありましたけれども、財政指数の低い、たしか〇・五以下だったと思えますけれども、そこでもその行革のインセンティブ、そうしたこともとらせていた、だきました。

そして、私は常に言っていることでありますけれども、よく横浜市と大阪市のことを実例に出させていた、だいています。横浜市が三百六十万の人口で、たしかこしは交付税が百億くらいです。

職員の数は今三万人を切っています。大阪市は二百六十万人で、職員数は五万弱です。交付税は四百億が行っています。

総務省の事務方から言わせれば、それは交付税というのは算定項目が決まっていますから、そういう感じであわせてやってきている。しかし、人件費がそれだけ莫大なところがありますから、そこはどう説明しても結果として国民に理解をされないんじゃないかなということも私は議論したこともあります。

いずれにしろ、そうした中でこうしたことを私が竹中大臣のときに考えてきたということであり

○寺田(学)委員 交付税の仕組みが複雑であるということ自身、私も全部はわからないので、複雑だなとは思っています。今、横浜と大阪の話を読まれたけれども、確かにそのお話だけ聞くと、非常に人口に対する人件費のかかり方が違うなとは思いますが、私自身よくわかりませんけれども、大阪と横浜では財政需要が違うのかなと単純に思います。生活保護者が多いとかさまざま、そういう理由で積算していくとそういう結果になってきているということだと思っております。それを人口の部分と交付税額だけ引き抜いて、フェアじゃないかと言っているのはやや乱暴に過ぎるかなと思います。

かつ、これはちよつと残りの時間ではやれないですけれども、交付税の算定のあり方に関しても、今後も基本的に人口と面積でやっていくという形をとるんでしようけれども、財政需要を正確に把握していくということ、今までこの交付税制度の中で励まされていた部分をぶっ飛ばして、今大阪と横浜のお話をされたようなニュアンスを、交付税制度をつくり上げていくのは、ややせつかに過ぎるのではないかなというのを思っております。財政需要というのは、もちろん、どこまで国がお金として面倒を見るかということの議論はありつつも、財政需要はそれなりに、それなり

いのではないかなというふうには思っております。

○頑張る地方に戻りますけれども、この政策というものは、何年続けられるおつもりで、かつ、どれぐらいのときに、まさしくこの政策、このプログラムがよかったか悪かったかみたいなものの評価をされるのか。大臣、どのように御想像されているんですか。

○菅国務大臣 いずれにしろ、さきの臨時国会で地方分権改革推進法が成立をして、三年以内に一括法を提出するということは今決まっておりますので、その三年間というのは一つのためかなというふうには私は思っています。

それ以降について見れば、やはりまさに国と地方の役割を明確に分担して、こうした仕組みなしに地方が自由度を増して自立できる、そういう仕組みというものを私はこの一括法以降についてはつくりたいと思っていますので、それまでの間の三年間かなというふうには私は思っています。

○寺田学委員 では、これはどうやってこのプログラムが有効であったか無効であったか判断するんですか。大臣、いかがですか。

○菅国務大臣 地方に活力が出てくれば、よかったですと評価されると思います。

○寺田学委員 なかなか小泉さんのようなことを言われますね、本当に。

正確にこのプログラムの評価というのは難しいと思うんですよ。たださえ、特交で、手を挙げたところへはお金をじゃんじゃん出して、かつ、手を挙げようが挙げまいが、成果指標に挙げられたものが数字が動けばよこびよお金をふやしていく。それで、うん、地方の元気が出たと判断するには、余りにも短絡的かなというふうには思います。

どうなんでしょう。率直な意見として申し上げますけれども、本当にこの三千億があるんだつたら、違うものに使った方がいんじゃないかなと。これは法律事項でもありませんでしたし、まだ検討段階でもあるので、もう一年、ちよつと

ゆつくり考えて、このプログラムをやるかどうかも含めて考え直すというのはあつてしかるべきじゃないかなと。むしろ、さっき言われた、六月の骨太の方に消費税の方を繰り込むために全力を投資するという姿勢の方が、私は地方も喜ぶんじゃないかなというふうには思いますが、再考する余地というのはないんでしょうか。

○菅国務大臣 先ほど来御指摘いただいていますように、決めたことについては私は全力でやっていきたいと思っています。

○寺田学委員 いや、具体的な内容はまだ決まっていけないわけですから、まだUターンする余地は残っています。たとえUターンしても我が党は決して責めませんので、この三千億を僕は本当に有効に使ってほしいなと思うんです。

かつ、交付税でやる理由がよくわからないんですよ。

大臣が言われるとおり、頑張ったところが減つて、さっきの大阪と横浜のようなやり方はありますけれども、だとしたら、その是正をするんだつたら算定式の方を、こういう形の算定式ではなくて、動態的な指標に運動するような算定式ではなくて、今ある基礎の算定のあり方を少し考え方をえたり、国がどこまでお金を出すのかということ

を考え直したり、もつと根本的なところからいろいろやれると思うんですよ。そこから直して、まさしく分権推進委の方で国の義務づけを廃止して、それがなくなつたからこそ、こちら側として、国として補てんする部分のところが人口と面積にするんだという考え方は、そちらの方がまだやや根本的な感じがするんですよ、是非はともかくとして。

ですの、大臣、本当にこの「頑張る地方応援プログラム」、頑張り方に関しても、さっき言った踏ん張る首長を応援できませんし、矢祭のような、少ない人口の中でそれ以上の行政サービスをする、行革をして人を減らすのではなくて、いる人間でその人たち以上のサービスをするということころもはかれませんか、町の美化という、ある

種、住んでいる方にとつてみると非常に強く心に残るものであつたりということは数字でははかれない。

それとともに、インセンティブ効果にしても、行革努力というのは僕は余りインセンティブは働かないと思いますし、この指標、二千二百程度しかないんですけど、こういう指標が上がつたところでこれを改善していこうと思えませんか。

私は、まさしく大臣の大英断をもつて三千億を違う部分に使っていくことに決めたというふうなされる方がいいと思うんですが、全くUターンする余地はないんでしょうか。大臣、いかがですか。

○菅国務大臣 私は、この「頑張る地方応援プログラム」というのは地方自治体の皆さんから大変喜んでいただいているというふうには思っていますので、これはぜひ進めさせていただきたい。

今、福島県の、先ほど来お話ししています矢祭、そこについても、聞いていただければわかると思いますけれども、そうした日曜日等やっている取り組みに対して特別地方交付税で処理されることについては、私は多分、その村長さんですか、たしか合併しないところですよ、評価をしてくれるというふうには思います。

○寺田学委員 時間になりましたので、せめて二段階ある特交部分と、あとは成果指標の部分の、特交の部分はいいいですわ、成果指標のところだけはどうしてもこれ、何とも、効果もないだろうし、交付税のそもその役割に逆行しているような気がしてならないし、こういうのをやめられて、二千二百億を自治体病院の救済に充てるとか、予算をそのまま回せるかどうかは別ですけども、そういう形にされた方がいいんじゃないかなというのを一議員として申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○佐藤委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋(要)委員 田嶋要です。よろしくお願ひします。

今、寺田委員の方からしつこく、ねちねち頑張るプログラムがあつたので、僕はもちろん評価しているんですけども、ちよつとその続きで、私も大体同じ意見なんです。これは寺田さんと私だけじゃなくて、これまでも再三いろいろの方から言われているとだんだん大臣も心配になつてくるんじゃないかなと思うんですけども、先ほど話に出たふるさと創生のああいうのと同じで、また午前、いろいろ公務員のパッシングの話も出ましたけれども、間違つていたと思つたら引き返す勇氣というのを見せるのも、これは名を上げる

と私は思うんですよ、大臣。

公共事業なんて三十年前に決めた計画をそのままやるみたいな話もあるわけで、それがこれまでの役所の仕事の当たり前みたいなことが言われてきた中で、「頑張る」の方ですけども、本当に何でこんなことやめるのかなという感じがしてしまつて、そういう意味では、法律事項ではないということもあるわけですが、指標のあり方とかそういうことを、時間の制約があるわけじゃないです、ぜひちよつと考えてほしいなということを私も申し添えたいと思います。

後世に非常に汚点になるような、ふるさと創生の政策が今でもこうやって語られるぐらい恥ずかしいかと思つたんですよ。それを大臣、また同じようなことを繰り返すつもりですか。

○菅国務大臣 私は、ふるさと創生に対しての評価というのは、必ずしもだめだったということだけではないというふうには思っております。

私自身、この「頑張る地方応援プログラム」でありますけれども、地方の活力を引き出すためにどうしたことが一番いいのかなということで、いろいろ議論して考えに考えた末、また、多くの市町村長さんからのそうした要望等もある中で今回提案をさせていただいているのでありますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っています。

○田嶋(要)委員 これは昨年の臨時国会の総理大臣の所信に入つていたというようなことなわけですけども、やはりそういうところで出ちゃうと

だめですか、やめちゃうことは、やはりこれは難しいですか。

○菅国務大臣 私たちは、地方の皆さんから必ず支持をされると思いますし、地方の活力なくして国の活力なし、これが総理の基本的な地方に対しての考え方でありますので、そうしたものを実現するための有効なプログラムだというふうに私は考えます。

○田嶋(要)委員 さつき、現場の地方の声も賛成しているということ、なぜ引き返さないかという一つの理由としておっしゃられましたけれども、私は、そういう方々が、総務省がヒアリングをしたときに、それをあたかも賛成するような意見を言うときに、やはり非常に慎重にそのレスポンスを分析しなきゃいけないと思うんですね。

要するに、それは何かよりすぐれた政策との比較においてのことではなくて、こういうことをやるうとした場合どうだろうか、それは別に害にはならないと思えば、まあいいんじゃないというポジティブな評価をするかもしれないけれども、要するにさっきの三千億で、その原資がもつとほかの使い方があるのというその部分に関して、現場の首長さん方がきちんとした意見を申し述べるような機会が本当にあったかどうか。

だから、大臣が直接話された方もこのプログラムを評価しているから後ろに回らないんだというのは、やはり根拠としては弱いような感じが私はするわけですけども、その辺まで十分な意思疎通をされていますか。

○菅国務大臣 これは、私が大臣になって急に考えた話でもなくて、地方議員の経験、そしてまた副大臣としての就任中も含めて、そうした中から、地方に活力を持つってもらうためにはどういう政策がいいのかなという、そこについて私、かなりいろいろな方の意見も聞きましたし、熟慮もしてきました。そういう中で、有識者と言われる方からも意見も聞きました。あるいは現場の人からも、頑張っている皆さんからの意見も実は聞かせていただきました。六団体の代表の皆さんとも懇

談をしました。そういう中でこうしたものができ上がってきたということであります。

○田嶋(要)委員 いろいろと今までも出ていますが、このプログラムの中で、頑張った度合いの評価というのに総務省の恣意性というのが本当に排除されているかどうかということがいろいろな方からも質問が出ていっていると思うんですが、もう一度確認しなくても、このプログラムは恣意性というのは入らない、そういうことですか。

○菅国務大臣 そこは明確にしたいと思っています。ですから、客観指標を決めた場合は、まさにインターネットで、ホームページで公表するとか、そういう透明性というのは、これは間違いなく確保させる予定であります。

○田嶋(要)委員 そういう意味では、大臣おっしゃるとおり、その部分に関しては恣意性は排除されていると思うんですが、これは寺田委員の方からも指摘された点ですが、私も、この九つの指標というのは、もつといろいろある指標の候補の中から九つが選ばれたんだと思うんですが、この指標を選んでいるのはどなたなんですか。

○菅国務大臣 いわゆる有識者という皆さんの懇談会の中で、こういう指標が一つの指標として出てきました。それと同時に、私も今、副大臣、政務官、そして私、地方に向いてこのことを説明をしている中で、現場の声として、これだけじゃなくて、いろいろなことが現場からも上がってきています。また、九つに固定をしたわけではありませぬし、七月ということを前から申し上げておりますけれども、地方に行つて地方の方の意見というものをその中に反映させて、できるだけ全国的、客観的な指標が可能であるものについては取り入れていきたいというふうに思っています。

○田嶋(要)委員 もう一度ですけれども、この九つの指標を最終的に決められたのはどなたですか。

○菅国務大臣 成果指標については、先ほど言

ましたけれども、地方公共団体や有識者の皆さんから意見を聞いて、私どもがそれに基づいて指標を出させていただいた。これの企画立案に当たっては、すべての地方公共団体を対象に、活性化に向けて想定される取り組みと、その取り組みの成果をあらわす指標の提案を地方公共団体にも求めてきているところであります。

○田嶋(要)委員 ですから、いろいろな意見をとつたのはいいいんですけれども、最終的にこのプログラムの、今書かれているこの九つの指標に決めたのはどなたなんですか。

○菅国務大臣 それは、そういう中から、交付税の算定にふさわしい、そして全国、客観的な指標が可能なものについては私どもで決めさせていただきました。

○田嶋(要)委員 だから、やはり総務大臣が最後は決めていくということですね。だから、変数というか、こういう指標自体を決めているのはやはり最後は霞が関で決めている、大臣が決定されている、そこに先ほど申し上げたやはり恣意性が入るんじゃないですかね。こつちの指標じゃなくてこつちの指標を入れようということを判断されているわけでしょう。だから、結局はそれは霞が関の恣意性が介在されていると思いますよ。

どうでしょうか。頑張るということ、先ほど、踏ん張る、頑張る、いろいろあるみたいで、それぞれのところがやっているのに、ここに絞って込んで、そして、その絞り込んだ変数の設定というのは、最終的には大臣がやられているわけですよ。それが、私どもが申し上げている、恣意性を排除されていないんじゃないかということなんですけれども、いかがですか。

○菅国務大臣 ただ、先ほど申し上げましたけれども、全国の皆さんから上げてもらって、そういう中で、全国的また客観的なものとしてできるものについて、だれかが決めなきゃ悪いわけですから、取りまとめは当然私どもにならざるを得ないと思います。

○田嶋(要)委員 私は、本来、自治体が頑張つて

いるかどうかをやはり評価すべきなのは、その地域の住民ではないかなというふうに思うんですけども、その点は大臣はどのように思っていますか。

○菅国務大臣 それは、私も、そこについてはそう思います。

○田嶋(要)委員 そうしますと、ちょっと質問通告はしてないですが、どかが頑張っているかということ、やはりさまざまな認識があつて、住民一人一人の受けとめ方もいろいろだと思うんですが、私は、こういうプログラムよりも、やはり住民の声を何らかの形で聞いて、それを何か頑張りの尺度として見ていく方がまだそういう意味では正確なものが得られるんじゃないかなというふうに思っておるんですけども、大臣、いかがですか。

○菅国務大臣 それは、地方自治体によつて、それぞれの住民の考え方も全国で違うわけですから、地方自治体のことについての最終的な判断というのは、私は地域住民がされるべきだということに思います。

ただ、これについては、全国的な指標でありますから、客観的な指標というのはそれぞれの住民がその場で決められることじゃなくて、やはり全国的、客観的なものについては、それぞれの地方公共団体の皆さんから、こういうものをという形で出していた中から私どもが決めさせていたでいて、それで、客観指標というものを私どもはオープンにするわけですから、それに基づいて、そこに到達すればという形になりますから、非常に、ある意味では私はわかりやすいと思いますし、そこそこで私どもひとつ配慮させていただきたいと思つているのは、財政力の低いところの部分にどうするかということも含めて、全部ホームページでオープンな形にさせていただきたいと思つています。

○田嶋(要)委員 私は、先ほど大臣も御同意された、住民がやはりその頑張りと度というのは本来評価をするべきで、したがって、民間企業などで

時々採用される顧客満足度、それと類するような形でその自治体の行政の頑張り度というのを評価していく、そういう手法の方がやはりはるかに、本来の頑張り度、地域それぞれに異なる、取り組みもさまざまなその頑張り度を評価する共通の手法としてはすぐれているんじゃないかな。そして、その評価が経年でどのくらい例えば数字が上がってきたか、その評価ポイントが何かのですね、そういうような見方の方が、こういったプログラムよりはよほどすぐれているのではないかなというふうに意見を申したいと思います。

それで、もう一つは、頑張った結果の、インセンティブあるいは、御褒美という言い方は余りよくないかもしれませんが、そちらに関してもお伺いをいたしますが、大臣、先ほど、寺田委員の質問、なぜこのプログラムをそもそもやろうとしたかという中で、地方に元気がないというその実態を何とか変えていきたいというふうにおっしゃいましたね。

ただ、私思うんですけども、そういったことをおっしゃったら、地方に元気がない、その元気を何とか取り戻していこうとしている改革が分権改革そのものじゃないかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○菅国務大臣 もちろん、地方が物事を決めて責任を持てる、そういうのが、私は最終的に地方分権だというふうに思っています。この改革が進むことは、当然、私も、担当大臣でもありますから、先般皆さんに同意をいただいた地方分権改革の推進委員七人、この皆さんによって新たな一括法を三年以内につくってもらって、そしてそれを実行していく、これはやはり物すごく大事なことであるというふうに思います。ただ、現在の中でできることという中の選択であります。

○田嶋(要)委員 ですから、地方に元気がないのは、本来、分権改革をもっと進めるべきところですが、まだ権限や財源の移譲が十分に行われていないからやはり地方に元気がないのではないかなと私は思うんですよ。つまり、今の改革が中途半端

な状況にあるから、これを一日でも早く前に進めることが地方の元気につながるのであって、交付税によってこういった形のインセンティブ制度をつくっていくというのは、やはり私はおかしなことだろうというふうに思っているわけなんです。一つ確認ですけども、不交付団体と交付団体では、大臣、当然、不交付団体の方が自立度は高いわけですね。

○菅国務大臣 そういう意味で国の制約が非常に少ないわけですから、当然、自立度は高いと思います。

○田嶋(要)委員 そういう意味では、同じように交付されている団体の間でも、同じ財政規模であれば、交付額の多い自治体はより依存度が高い自治体であるというふうに言えると思うんです。そういう意味では、この「頑張る地方応援プログラム」の本質的な欠点の一つは、頑張ったところが依存度が高まる制度になっているということだと私は思うんですね。頑張れば頑張るほど交付税をより多くもらえる形になっている。

結果的には、先ほど申し上げた大きな流れ、要するに、なぜ地方に元気がないか、それは、財源も権限ももともと自分で使えるようにしていかないといけない、それが本来の分権改革であって、それが道半ばであるから地方に本来元気がない、私もそう思いますけれども、そういうことから考えると、やはりこのプログラムは、途中で何かできることとおっしゃいましたけれども、私は、方向性としては、役所の恣意性ということもありますが、さらに加えて、本来目指すべき分権の流れからすると逆行した中身ではないかなというふうに思っておるんです。いかがでしょうか。

○菅国務大臣 今の交付税という仕組みの中で、地方に活力を生み出すための一つの考え方であって、地方分権とは全く逆行はしないというふうに私は思います。

さらに、支援をするというんですか、自分たちで参画して計画を出す、そのための取り組み指標ですから、それは、どこに多く少なくということ

でも当初はないわけですし、客観指標というのはそのインセンティブにつながるということであります。私はやはり、今までの交付税というのは逆だったというふうに思っていますので、それは分権と逆行することはないと思います。

○田嶋(要)委員 もう一つ伺いますが、頑張った地方へのインセンティブの上げ方として、その自治体の自立度を高めていくようなインセンティブが望ましいというふうにはお考えですか。

○菅国務大臣 これは交付税ですから、自由に使えるお金ですから、そういう意味では、それは当然地方自治体が自由に行うことができるわけですから、それは当然そういう方向になっていくと思います。

○田嶋(要)委員 一般論として、頑張った地方については、その地方の自立度が高まるようなインセンティブをつけていくべきだというふうにお考えですか。

○菅国務大臣 それは交付税で地方が自由に使えるお金でありますから、当然その分はそういう方向に、自立度が高まっていく方向に私はなっていくと思います。

○田嶋(要)委員 私は、先週の私自身の質問の中で、借入金、借入金の自由度の関係、事前規制の問題を指摘させていただきました。政令市とそれから都道府県に関しては事前のそういった規制が必要ないような形にしていけばいいかというふうに申し上げたところです。私は、まさしく、どういう形で頑張り度を評価するかはまず一つ問題としてありますけれども、頑張ったところに対しては、例えば財源の自由度、財源でもっと自分たちで自由度を高めていくような制度を、ぜひこれから、可能であれば検討してもらいたいなというふうに思うんです。

今申し上げた、例えば、ある頑張りのあるところに限ってはそういった外部からの資金調達の部分に関しては事前規制をもう少し緩やかにしていくとか、そういうような形の、要するに一個一個の、個別の、地域の産品とか少子化とか、そうい

うものはどうやって、最後に選んでいるのは大臣なんですよ。だから、何を選ぼうがそれは恣意が入っているもので、そういうことよりもやはり自治体の自立を高めていくような制度を導入していくような検討をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 なかなか御理解いただけないんですけども、客観指標を出して、その目標に到達すればそれぞれの地方団体の自由になるわけですから、私も選ぶのじゃなくて、ただ、客観指標については、私もそれがそれぞれの地方団体や有識者の皆さんからの意見の中でつくらせていただく。到達しないかどうかというのは、それはすべてそれぞれの地方団体になるわけでありまして、それに到達したところには交付税で上乗せが行くわけです。それは補助金でもありませんし、自由に使えるお金でありますから、そういう意味で、私は、自立度というのは高まってくるというふうに思います。

財源的によくなれば、そうしたことも当然自由になってきますよね。そういう意味で一つの方向かなと思いますけれども、ただ、これによってそこを位置づけるかどうかということはまた検討はしていないというところでもあります。

○田嶋(要)委員 いずれにしても評判がよくないと僕は思います。

それで、先ほど、いつまでやるのかということ、三年という話がございましたけれども、きょうは私、この後、行政評価局の質問もしたいと思っておるんですけども、行政評価局で政策評価をやる、それがお仕事なんです、これはやっていただいけませんか。どうなんですか。これは年間十本ぐらい評価しているようなんですけれども、御自分の役所のプログラムも評価がもちろんできるわけですね。検討対象に加えることは可能なんですか。

○菅国務大臣 スタートして、時間がたつたらいじやないかと思えます。スタートして、それなりの時間がたつて、評価の可能性、評価すること

ができるようになったら評価してもいいんじゃないかなというふうに私は思います。

○田嶋要委員 ぜひ御検討をいただきたいと思  
います。

続きまして、新型交付税に関しても質問させて  
いただきますが、この新型交付税に関しまして、  
先週ですか、せんだつての御答弁の中で大臣は、  
非常に複雑で関係者にわかりにくいと不評の交付  
税に関しての予見可能性を高めるのが目的だとい  
うふうにおっしゃいましたが、その意味に関して  
もう一度御答弁いただきたいんですが。

○菅国務大臣 現在の交付税の算定項目というの  
は、たしか九十幾つあるんですね。それを今回の  
新型交付税を導入することによって六十ぐらい  
に、三十ぐらいにしか算定項目が減ります。そう  
いう中で当然予見可能性というのは高まってく  
るというふうに思いますし、また、地方自治体の皆  
さんから、来年の交付税どうなるんだろう、なか  
なか算定できない、できるだけ予見可能性の高い  
ものにしてほしい、そういう強い要望もあります  
ので、このことを導入することによって、若干で  
ありますけれども、予見可能性というのは私は高  
くなると思います。

○田嶋要委員 スタートとしては約一割ぐらい  
ですか、一割ぐらいが包括算定経費ということに  
なるわけですが、当然、残りの九割は個別算定経  
費として残るわけですね。いずれにしろ、たつて  
変数とかブラックボックスのところは九割あ  
るので、予見可能性は僕は一切高まらないと思  
うんですよ。だからそこは、大臣、誤解をされてお  
るのではないかなと思うんですけども、もう一  
度御答弁いただけますか。

○菅国務大臣 しかし、これは、一たん人口と面  
積で計算をすることによって、九十幾つは六十に  
なりますから、予見可能性というのは私は当然高  
まると思います。

○田嶋要委員 要するに、具体的に数字が見え  
る部分がありますね、人口と面積で。だけれど  
も、残りが全然見えないんですよ。だから、そ

れを足し算すればやはり見えないということでは  
よね。そういうことですよね。

○菅国務大臣 確かに残りの部分がありますけれ  
ども、見えるところが多くなるんじゃないですか、  
これを導入することによって。結果的に、私が  
言っていますように、地方分権というのは何とし  
ても推進をして、国と地方の役割を明確に分担し  
て、権限とか財源とか税源が地方に行つて、地方  
の自由度を高める、そこまで行くまでの、現時点  
として私は可能な限りの政策だと思っています。

○田嶋要委員 見解の相違かもしれないんですが、  
この予見可能性を高められるアクションというの  
はほかにかかっていますか。これで予見可能性が  
高まっていると大臣はおっしゃいますけれども、  
ではこれ以外にこの交付税の予見可能性を高めて  
いくために今後考えられていることはございます  
か。

○菅国務大臣 やはり、算定項目を簡素化すると  
いうことが予見可能性を高めるための私は最大の  
ことだと思っています。

○田嶋要委員 それでは、次の質問に移りたい  
と思いますけれども、統一地方選挙の間に地方改  
革推進委員会というものができました。それで、  
今度第二期というんですか、地方分権改革の第二  
期が始まったということなわけです。確認させて  
いただきたいのは、二〇〇〇年の改革で機関連任  
事務が廃止をされました、第二期においては、こ  
れから三年以内に法律を出すということなわけ  
ですが、第二期というのは何を目玉にしていきたい  
と大臣は考えられているか、具体的なものは今ご  
ざいますか。

○菅国務大臣 私は、白紙から、ゼロベースで検  
討してほしいというお願いをさせていた。だまし  
た。ただ、当然、前回の積み残しの部分というの  
はあると思いますから、そうしたことも計画策定  
する上で重要な根拠になると思いますけれども、  
とにかく、地方にできることはすべて地方にやれ  
る、それぐらいの白紙の状況でぜひお願いした  
い、そういう考え方を私は持っております。

○田嶋要委員 それでは、地方議員も御経験され  
た大臣が、機関連任事務の廃止、そういうような  
一つキーワードとなるような、大臣の見た現状、  
分権改革の今道半ばだとして、これから本当に残  
されたところで一番のきいてくるポイントみたい  
なものは何がお持ちじゃないんですか、大臣御自  
身として。

○菅国務大臣 私は基本的に、先ほど言いました  
けれども、ゼロベースで見直してほしい、国と地  
方の役割を明確に整理をしてほしい、そのこと。  
そして、権限、税源、財源を地方にゆだねて地方  
の自由度を高めてほしい。そこから先、この分権  
を成功させることによって、私は道州制というの  
が見えてくるというふうに思っています。私は、  
当初のあいさつの中で申し上げたのは、日本の国  
の形を変えるぐらいのそういうものにした、そ  
ういう中の分権改革ということで、全くゼロベ  
ースでお願いをしたい、そういうことを申し上げま  
した。

○田嶋要委員 これは強力なリーダーシップが  
もちろん要るわけで、私、前回のいわゆる三位一  
体で大変残念だったことの一つは、補助金改革  
が、補助率、そういう形ですりかえられたという  
ところは大変私は残念だったと思うんですが、そ  
ういうことが繰り返されないように、ぜひ大臣に  
頑張っていたいただきたいというふうに思います。  
続きまして、先ほどの行政評価局についてお伺  
いをしたいんですが、世の中の流れとして  
は徐々に、事前規制から事後にその評価をして、  
プラン・ドゥー・シー・アクションですか、PD  
CAですね、そういったサイクルに乗つけてい  
く、これがいろいろな国の政策分野でも流れに  
なつてきておるわけです。

一つ目としてお伺いをしたいのは、総務省の中  
に行政評価局というものがございます。これがほ  
かの先進国の組織のあり方とは少し異なるように  
理解をしておるわけですが、大臣も、総  
務大臣になられて、そういったことは以前から御  
承知だったと思いますけれども、このことに関し

てどのように評価をされますか、大臣。

○菅国務大臣 私は内部の会合でよく申し上げて  
いるんですけども、この行政評価局というのは、  
なかなか国民の皆さんにはまだ理解をされていな  
いんですけども、しかし果たす役割というのは  
極めて大きいというふうに思っておりますので、  
これは、もともと国民の皆さんにわかっても  
らえるような、そういう制度に私自身も変えてい  
きたいというふうに思っています。

○田嶋要委員 私も、うまくいけば大変役割の  
大きい部分になつてくると思うんですが、やは  
り、なぜほかの国と位置づけが違うのかなという  
ことも含めて、うまくいかないかもしれないとい  
う心配もあるわけですね。

具体的には、総務省の中にあるこの局の評価  
が、ほかの局、ほかの役所に対してどのぐらい強  
制力が持たせられるのか、あるいは翌年の予算に  
対して影響が及ぶのか、そこはやはり気になる  
ところでございます。ほかの先進国では財務当局、  
予算当局にこういうものが置いてあるケースもあ  
るわけですが、その点に関しては、大臣は  
どのように御認識されていきますか。

○菅国務大臣 私どもが評価をさせていただいて  
指摘したことについては、それは財務当局も、そ  
れぞれの私どもが評価したところの省庁も、私ど  
もの方向で物事が進んでいくというふうに私は  
思っています。

きやいけないだろうと私は思うわけです。

そこで、中の仕事の中身としては、行政評価・監視というんですか、昔から行われている部分と、それから平成十四年からスタートいたしました政策評価という部分があるわけですが、どれも似たような、何度聞いてもその差が余りよくわからないような感じもしております、大臣、ぜひ、ひよつとしたらうまく化けるかもしれないわけですが、御自身の省の中のこの局が本当に有効に機能しているのかどうか、あるいは人員的な無駄もないのかどうか、そういうことを改めてきちんと見ていただきたいというふうに思います。

例えば外部の人材をもつと導入していくとか、中途採用で民間の方々にもいろいろ入っていたかどうか、いろいろ専門性も高い仕事だと思ってしまう。そして、ほかの役所が表にされると嫌なような部分に関してどんな切り込んでいって、税金の無駄遣いがあるのかどうか、そういうことも取り組んでいくのだからというふうに思いますが、その辺に関して、改めて大臣の方から、御自身の、総務省の中にある行政評価局に関してしっかりと、それこそそのいろいろな政策を評価する前に行政評価局自体のあり方をきっちり評価していただかなければいけないというふうに私は思うわけですが、大臣、いかがですか。

○菅国務大臣 行政評価局が今行っている評価については、私は評価をしています。ただ、もっと陣容を強力にして、この体制で取り組んでいきたいというふうに思っています。

今でも私どもが行政評価をさせていただく省庁からはかなり嫌がられていることも事実でありますし、そういう意味で、私どもとすれば、無駄遣いを防ぐためにも、私どもの果たす役割というのはこれから極めて大きくなっていくというふうに思っていますので、これは充実させていきたいと思っています。

○田嶋(要)委員 一つの御提案は、これも始まっ

たばかりでございますが、内閣府の方の市場化テストと運動ということを私はぜひお願いしたいと思うんですが、この点に関しては現在どういうふうになっておりますか。

○菅国務大臣 私どもは、この評価を行ったその結果については、関係府省に勧告の後、同時に、すべて公表いたしております。

政府全体として、評価の結果が適切に活用されることが期待されており、当省としては、今後とも、評価の結果の周知を図るとともに、各方面による行政の改革、改善に資する評価の活動に努めていきたいというふうに思っています。

さらに、この市場化テストとの関連でありますけれども、それぞれ私どもの行ったことを参考にしていただけあればありがたいというふうに思っています。

○田嶋(要)委員 ですから、プラン・ドゥー・シー・アクションの部分のアクションだと思うんですが、評価した結果、何らかのアクションがついてくるわけですが、そのアクションの中の一つの選択肢として、これは役所でやる必要はないのだな、ひよつとしたら民間の方がいいかもしれないというところで、内閣府で始まった市場化テストの方にこの評価結果がきっちり情報としてフィードバックされて、そして民間の方々が市場化テストの、いわゆる毎年六月か七月に手を挙げる形があると聞いていますが、そういった制度につながっていくというようなことをしっかりと連携してやっていただきたい。

私の聞いたところでは、今の時点ではその連携は全くないということなので、この行政評価局と市場化テストをやられておられる内閣府の方と連携を図っていただきたいというふうに思います。もう一度お願いいたします。

○菅国務大臣 ぜひ前向きに検討していきたい、こう思います。

○田嶋(要)委員 あともう一つ。先ほど、私、頑張るプログラムをぜひ評価していただきたいとい

うふうに申し上げましたが、その評価の対象をだれが決めているかということございまして、今年間十本ぐらい評価をしておるといことですが、これにもぜひ広くいろいろな人の意見を取り入れるような道をつくったかどうかと私は思っています。パブコメをやられてはどうかと思うんです。その点に関して、もう最後の質問になると思いますけれども、今はやっていないということのようですが、その点も御検討いただけますでしょうか。

○菅国務大臣 現在は、テーマの選定については、政策評価・独立行政法人評価委員会における調査審議を踏まえるほかに、総務省のホームページにおいて、政策評価、行政評価・監視に関する具体的提言の受け付けという形で、広く国民の意見、要望を受け付ける体制はとっております。

こうしたテーマの選定に当たっては、広く国民の意見を踏まえて、国民の関心の高いテーマや早急に改善する必要があるテーマに取り組んでいるところでありまして、そうしたことも踏まえて検討していきたいと思っております。

○田嶋(要)委員 ぜひ、その点もよろしくお願いいたします。

もう一つだけ確認しますけれども、独立行政法人の評価というのも業務の一つとしてあるわけですね。先ほど申し上げた二つ、政策評価と行政評価に加えて、三つ目の柱として独立行政法人評価というのがあるんです。これは、それぞれの所管省庁の一次評価の後で補完的に行う二次評価だということふうに理解をしていますけれども、最近、私ども、それこそ武正先生を中心にやらせていただいた予備的調査ということで、独立行政法人に

関して情報が非常に分厚い本で何冊も出てきたわけですね。その結果に基づいて、先日も読売新聞に出ていますが、独法の発注の六割が随意契約だとか、そこが大変多くが天下っているとか、こういうことが出てきたんです。

総務省の内部にあるこの行政評価局が本当に果

たして機能するのかなという点に関して、私が余り期待できないかなというふうに思っている一つの理由は、何でもこういうことが予備的調査とかで我々がアクションをとって初めて表に出てくるのかなと。せっかく、総務省の中にこういう局がしっかりとあつて、何百人も人がいて、独法評価という役割まで与えられていながら、それぞれの一次評価が一個一個の独法を見るのはわかりやすいけれども、くし刺しの独法の実態に関しては、まさに嫌われている役割の評価局が、我々が予備的調査で得るよりもずっと前から発見して、そういうのをパブリックに対して公表していた、きたというふうな思っていますけれども、大臣、それはどうですか。

○菅国務大臣 今までは、私どもは二次的な調査でやりましたから、しかし、これからは徹底的業務にも切り込んでいきたいというふうに思っています。

○田嶋(要)委員 そのぐらいが限界だと思うんですが、いづれにしても、やはり嫌がられる調査をきっちりやってもらって、いかに税金の無駄遣いが多いのか、大体、そこらじゅうにあるという前提で切り込んでもらいたいと思うんですよ。そのぐらいやってもらわないと、行政評価局自体を評価した結果、やはり要らないという結論にならざるを得ないわけだから、そこはしっかりとやっていただきたいというふうに最後に申し上げまして、私からの質問とさせていただきます。

○佐藤委員長 次に、内閣提出、統計法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。菅総務大臣。

統計法案  
〔本号末尾に掲載〕



○菅内閣大臣 統計法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

新たな統計法制度のあり方にしましては、内閣府の統計制度改革検討委員会及び総務省の統計法制度に関する研究会において、昨年六月に報告が取りまとめられました。さらに、昨年七月に閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六において、「統計整備の『司令塔』機能の中核を成す組織を内閣府に置くこととし、同組織は、基本計画の調査審議や内閣総理大臣等への建議等を行う統計委員会として設置する方向で検討する。」とされたところであります。政府は、これらの報告及び閣議決定に沿って、このたび、本法律案を取りまとめ、御提案することになったものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

この法律案は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とするものであります。

第一に、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な計画を策定することとともに、公的統計を、その体系の根幹をなす基幹統計とそれ以外の統計に区分して規律を整備するものであります。

第二に、統計データの利用促進と秘密の保護を図るため、調査票情報の二次利用ができる場合を明記するとともに、委託に応じた統計による統計の提供や匿名性の確保措置を講じた統計データの利用に関する規定を整備し、また、統計調査によつて集められた調査票情報等の適正管理義務及び秘密の漏えいの禁止に関する規律を、統計調査事務の受託者を含めて明示的に課することとするも

のであります。

第三に、各府省が作成する統計を総合的かつ体系的に整備するための企画立案・調整機能の強化を図るため、基本計画案等の調査審議及び内閣総理大臣等への意見具申を行う統計委員会を内閣府に設置するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○佐藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十二日木曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十五分散会

## 統計法案

### 統計法

統計法(昭和二十二年法律第十八号)の全部を改正する。

#### 目次

#### 第一章 総則(第一条—第四条)

##### 第二章 公的統計の作成

##### 第一節 基幹統計(第五条—第八条)

###### 第二款 統計調査

###### 第一款 基幹統計調査(第九条—第十八条)

###### 第二款 一般統計調査(第十九条—第二十条)

###### 第三款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査(第二十四条—第二十五条)

###### 第三節 雑則(第二十六条—第三十一条)

###### 第三章 調査票情報等の利用及び提供(第三十二条—第三十八条)

###### 第四章 調査票情報等の保護(第三十九条—第四十三条)

###### 第五章 統計委員会(第四十四条—第五十一条)

## 第六章 雑則(第五十二条—第五十六条)

### 第七章 罰則(第五十七条—第六十二条)

#### 附則

##### 第一章 総則

###### (目的)

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

###### (定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人独立行政法人通則法(平成十一年法律第三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等(以下「行政機関等」という。)が作成する統計をいう。

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二 第六条第一項に規定する国民経済計算

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 行政機関等がその内部において行うもの

二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの

三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。

7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。

8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。

9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性及び総合性を確保するための技術的な基準をいう。

10 この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用

するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）をいう。

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によつて集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないよう加工したものをいう。

（基本理念）

第三条 公的統計は、行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備されなければならない。

2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作成されなければならない。

3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供されなければならない。

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

（基本計画）

第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針

二 公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 その他公的統計の整備を推進するために必要な事項

3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計について、基幹統計に係る事項とその他の公的統計に係る事項とを区分して記載しなければならない。

4 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を変更するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。

第二章 公的統計の作成

第一節 基幹統計

（国勢統計）

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、人及び世帯に関する全数調査を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごとに、国勢統計を作成しなければならない。ただし、当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作成するものとする。

3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があるとき認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

（国民経済計算）

第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経済計算の作成基準（以下この条において単に「作成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年少なくとも一回、国民経済計算を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（基幹統計の指定）

第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

（基幹統計の公表等）

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に關し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情

報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

第二節 統計調査

第一款 基幹統計調査

（基幹統計調査の承認）

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行うおうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

四 報告を求める者

五 報告を求めるために用いる方法

六 報告を求める期間

七 集計事項

八 調査結果の公表の方法及び期日

九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項

3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

（承認の基準）

第十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る基幹統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。

三 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

(基幹統計調査の変更又は中止)

第十一条 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

(措置要求)

第十二条 総務大臣は、第九条第一項の承認に基づいて行われている基幹統計調査が第十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による変更又は中止の求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(報告義務)

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者(営業に關し成年者と同じの行為能力を有する者を除く)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わつて報告する義務を負う。

(統計調査員)

第十四条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

(立入検査等)

第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に關し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第十六条 基幹統計調査に關する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

(基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第十七条 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに對する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(命令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、基幹統計調査の実施に關し必要な事項は、命令で定める。

第二款 一般統計調査

(一般統計調査の承認)

第十九条 行政機関の長は、一般統計調査を行ううとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の基準)

第二十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請

に係る一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。

二 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

(一般統計調査の変更又は中止)

第二十一条 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項に規定する一般統計調査の変更の承認について準用する。

3 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならない。

(一般統計調査の改善の要求)

第二十二条 総務大臣は、第十九条第一項の承認に基づいて行われている一般統計調査が第二十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該行政機関の長に對し、報告を求める事項の変更その他当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 総務大臣は、前項の行政機関の長が同項の規定による求めに応じなかつたときは、当該一般統計調査の中止を求めることができる。

(一般統計調査の結果の公表等)

第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に關し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一

部を公表しないことができる。

2 第八条第三項の規定は、一般統計調査の結果に關する情報について準用する。

第三款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査

(地方公共団体が行う統計調査)

第二十四条 地方公共団体(地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ)の長その他の執行機関は、統計調査を行ううとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

四 報告を求める者

五 報告を求めるために用いる方法

六 報告を求める期間

2 総務大臣は、前項の規定による届出のあつた統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地方公共団体の長その他の執行機関に對し、当該届出のあつた統計調査の変更又は中止を求めることができる。

(独立行政法人等が行う統計調査)

第二十五条 独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る)は、統計調査を行ううとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三節 雑則

(基幹統計の作成方法の通知等)

第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方

法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による通知があつた基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

（事業所母集団データベースの整備）

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等（以下「届出独立行政法人等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出

二 事業所に関する統計の作成

（統計基準の設定）

第二十八条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

（協力の要請）

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めようことができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

第三十条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

第三十一条 総務大臣は、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力を行うよう求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による求めを行おうとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 調査票情報等の利用及び提供

（調査票情報の二次利用）

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

（調査票情報の提供）

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

（委託による統計の作成等）

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

（匿名データの作成）

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

（匿名データの提供）

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

（事務の委託）

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人

等は、その行った統計調査に係る調査票情報に關し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

（手数料）

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国（前条の規定による委託を受けた独立行政法人等（以下この条において「受託独立行政法人等」という。）が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等に納めなければならない。）

2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。

3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。

4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第四章 調査票情報等の保護

（調査票情報等の適正な管理）

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報 第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ</p> <p>二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データベースに記録されている情報</p> <p>三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ</p> <p>2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。</p> <p>(調査票情報等の利用制限)</p> <p>第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。</p> | <p>(守秘義務)</p> <p>第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務</p> <p>二 第三十九条第一項第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務</p> <p>三 第三十九条第一項第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 当該情報を取り扱う業務</p> <p>四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務</p> <p>五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務</p> <p>六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務</p> <p>(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理)</p> <p>第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報</p> | <p>二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ</p> <p>2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。</p> <p>(調査票情報等の提供を受けた者の守秘義務等)</p> <p>第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>一 前条第一項第一号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務</p> <p>二 前条第一項第二号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務</p> <p>2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>第五章 統計委員会</p> <p>(設置)</p> <p>第四十四条 内閣府に、統計委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第四十五条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>第四十六条 委員会は、委員十三人以内で組織する。</p> | <p>必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。(委員等の任命)</p> <p>第四十七条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>(委員の任期等)</p> <p>第四十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は、再任されることができる。</p> <p>3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。</p> <p>(委員長)</p> <p>第四十九条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(資料の提出等の要求)</p> <p>第五十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第五十一条 この法律に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第六章 雑則

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の適用除外)

第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第二項に規定する個人情報という。以下この項において同じ。)、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

2 届出独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行つた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(同条第二項に規定する個人情報という。)については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

(公的統計の作成方法に関する調査研究の推進等)

第五十三条 国及び地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、統計調査員その他の公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十四条 総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できよう必要な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があつたときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

(資料の提出及び説明の要求)

第五十六条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めである人として、当該求めに対する報告を拒否し、又は誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に関し知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に関し知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

二 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章及び第五章並びに附則第三条及び第二十二條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(統計報告調整法の廃止)

第二条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第四十八号)は、廃止する。

(準備行為)

第三条 改正後の統計法(以下「新法」という。)第六條の規定による作成基準の設定、新法第二十七條の規定による事業所母集団データベースの整備、新法第二十八條の規定による統計基準の設定及び新法第三十五條の規定による匿名データの作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新法の例によりすることができる。

(最初の国勢調査の実施時期)

第四条 新法第五條第二項本文の規定による最初の国勢調査は、平成二十二年に行うものとする。

(指定統計に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に改正前の統計法(以下「旧法」という。)第二条の規定により指定を受けている指定統計(施行日において総務大臣が公示したものに限り)は、新法第二条第四項第三号の規定により指定を受けた基幹統計とみなす。

(指定統計調査に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧法第七條第一項の規定により承認を受けた指定統計調査(同条第二項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものは、新法第九條第一項の規定により承認を受けた基幹統計調査とみなす)。



（届出統計調査に関する経過措置）

第七條 施行日前に旧法第八條第一項の規定により届け出られた統計調査（行政機関が届け出たものに限る。）については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十九條第一項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けることを要しない。

2 施行日前に旧法第八條第一項の規定により届け出られた統計調査のうち、地方公共団体が届け出た統計調査については施行日において新法第二十四條第一項の規定により届け出られた統計調査と、独立行政法人等が届け出た統計調査であつて施行日以降新法第二十五條の規定が適用されるべき統計調査に該当するものについては施行日において同条の規定により届け出られた統計調査とみなす。

（調査票の使用に関する経過措置）

第八條 この法律の施行の際現に旧法第十五條第二項の規定により調査票を使用している者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新法の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

2 施行日前にされた旧法第十五條第二項の承認の申請であつて、この法律の施行の際、承認又は不承認の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（調査票及び統計報告に関する経過措置）

第九條 旧法の規定により指定統計を作成するために集められた調査票に記録されている情報は、新法の規定による基幹統計調査に係る調査票とみなす。

2 旧法の規定により届出統計調査（行政機関が行つたものに限る。）によつて集められた調査票に記録されている情報は新法の規定による一般統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査（地方公共団体が行つたものに限る。）によつて集められた調査票に記録されている情報は新法の規定により地方公共団体が行つた統計調査に係る調査票情報と、旧法の規定により届出統計調査（独立行政法人等が行つたものであつて施行日以降新法第二十五條の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る。）によつて集められた調査票に記録されている情報は新法の新法に規定により届出独立行政法人等が行つた統計調査に係る調査票情報とみなす。

たものであつて施行日以降新法第二十五條の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る。）によつて集められた調査票に記録されている情報は新法の新法に規定により届出独立行政法人等が行つた統計調査に係る調査票情報とみなす。

3 附則第二條の規定による廃止前の統計報告調整法（以下「旧統計報告調整法」という。）の規定により統計報告の徴集によつて得られた統計報告に記録されている情報は、新法の新法に規定による一般統計調査に係る調査票情報とみなす。ただし、新法第三十二條から第三十八條まで、第四十條第一項及び第五十二條の規定は、統計報告のうち旧統計報告調整法第四條第二項の申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分以外の部分に記録されている情報については、適用しない。

（結果の公表に関する経過措置）

第十條 施行日前に公表されていない指定統計調査の結果に対する旧法第十六條の規定の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十一條 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（統計報告の徴集に関する経過措置）

第十二條 施行日前に旧統計報告調整法第四條第一項の承認を受けた統計報告の徴集は、旧統計報告調整法第五條第二項の規定により定められた承認の期間が満了するまでの間は、新法第十九條第一項の承認を受けた一般統計調査とみなす。

（異議の申出に関する経過措置）

第十三條 施行日前に旧統計報告調整法第十一條第一項の規定に基づき総務大臣に対してなされた異議の申出の手續については、なお従前の例による。

（旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力）

第十四條 施行日前に旧法若しくは旧統計報告調整法又はこれらに基づく命令の規定によつてし

た処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

（条例との関係）

第十五條 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六條 附則第五條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第十七條 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第三十七條の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（公職選挙法等の一部改正）

第十八條 次に掲げる法律の規定中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第四條第二項本文を「統計法（平成十九年法律第 号）第五條第二項本文」に改める。

一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）別表

第二

二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）第四條第一項

（地方交付税法の一部改正）

第十九條 地方交付税法（昭和二十五年法律第二

百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項の表第十四号中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三條に規定する指定統計調査（以下「指定統計調査」という。）を「統計法（平成十九年法律第 号）第二條第六項に規定する基幹統計調査（以下「基幹統計調査」という。）」に改め、同表第三十二号及び第三十五号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改める。

（地方税法の一部改正）

第二十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二條の百十四第三項中「統計法（昭和二十二年法律第十八号）第二條に規定する指定統計」を「統計法（平成十九年法律第 号）第二條第四項に規定する基幹統計」に改める。

第七十二條の百十五第一項中「本条」を「この条」に、「第二條に規定する指定統計」を「第二條第四項に規定する基幹統計」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第二十一條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第十七号中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十二條 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四條第三項第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

第三十七條第三項の表国会等移転審議会の項の次に次のように加える。

第三十七條第三項の表国会等移転審議会の項の次に次のように加える。

統計委員会

統計法（平成十九年法律第

号）

(総務省設置法の一部改正)

第二十三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第八十二号中「統計を作成するための調査又は報告徴集(第八十五号において「統計調査」という。)」を「統計調査」に、「基準の設定及び調整」を「及び調整並びに統計基準の設定」に改め、同条第八十三号中「並びに資格の認定」を削る。

(独立行政法人統計センター法の一部改正)

第二十四条 独立行政法人統計センター法(平成十一年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十八条」を「統計法(平成十九年法律第 号)第十六条」に改める。

第十五条を次のように改める。

第十五条 削除

理 由

社会経済情勢の変化に伴い、国民のニーズに柔軟に対応した公的統計の整備が要請されている状況等にかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、統計調査の対象者の秘密を保護しつつ、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進し、調査票情報の多様かつ高度な利用を可能とするための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。